

独立行政法人住宅金融支援機構
令和7年度業務実績等報告書

独立行政法人住宅金融支援機構
令和8年6月

目次

項目別評定総括表

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 証券化支援事業

2 住宅融資保険等事業

3 住宅資金融通等事業

II 業務運営の効率化に関する事項

III 財務内容の改善に関する事項

IV その他業務運営に関する重要事項

別表 1～3

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
証券化支援事業	A○重				I-1	
住宅融資保険等事業	B				I-2	
住宅資金融通等事業	A				I-3	

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
II 業務運営の効率化に関する事項						
業務運営の効率化に関する事項	B				II	
III 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善に関する事項	B				III	
IV その他業務運営に関する重要事項						
その他業務運営に関する重要事項	B				IV	

※ 重要度を「高」と設定されている項目については、評語の横に「○」を付している。

※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。

※ 証券化支援事業に係る定量目標のうち、「新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」については、困難度が「高」とされている。

※ 証券化支援事業に係る目標のうち、「デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等の制度・運用の見直し等」については、困難度が「高」とされている。

※ 住宅融資保険等事業に係る目標のうち、「一步踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等の制度・運用の見直し等」については、重要度が「高」及び困難度が「高」とされている。

※ 住宅資金融通等事業に係る定量目標のうち、「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」については、困難度が「高」とされている。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標：II 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標：III 地球環境の保全</p> <p>施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標：XII 国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標：43 国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号及び第3号
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」（住生活基本計画等の政府方針において、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。）</p> <p>困難度：「高」（新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合）</p> <p>困難度：「高」（デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等）</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：003999・004012

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定量目標	新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに30%以上	—	30%		
		(実績値)	—	32.8% (令和6年度)	51.8%		
		(達成率)	—	—	172.7%		

新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度において国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和8年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率（以下「国のZEH水準適合率」という。）を19ポイント以上上回るもの（上限100%）	—	令和5年度の国のZEH水準適合率を22ポイント以上上回る			
	(実績値)	—	60.4% (国のZEH水準適合率+23.8%) (令和6年度)	76.4% (国のZEH水準適合率+30.3%)			
	(達成率)	—	—	112.2%			
フラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合	(計画値)	中期目標期間に30%以上（単年度では可能な限り36%）	—	30%			
	(実績値)	—	34.9% (令和6年度)	31.9%			
	(達成率)	—	—	106.3%			
リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数	(計画値)	中期目標期間中に450回以上	—	110回			
	(実績値)	—	—	182回			
	(達成率)	—	—	165.5%			
リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに9機関以上	—	6機関			
	(実績値)	—	5機関 (令和6年度)	6機関			
	(達成率)	—	—	100.0%			
買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率	(計画値)	各年度8割以上	—	80%			
	(実績値)	—	90.1% (令和6年度)	92.5%			
	(達成率)	—	—	115.6%			
指標	フラット35（買取型）の申請件数	—	35,857件 (令和6年度)	47,094件			
	フラット35（保証型）の申請件数	—	4,585件 (令和6年度)	10,286件			
	MBSの毎月の発行額	—	414億円 ～ 736億円 (令和6年度)	102億円 ～ 605億円			
	MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド	—	0.29% ～ 0.33% (令和6年度)	0.35% ～ 0.55%			
	フラット35（買取型）の取扱金融機関数	—	320機関 (令和6年度)	319機関			

フラット35（保証型）の取扱金融機関数	—	8機関 (令和6年度)	8機関		
フラット35リノベの申請件数	—	916件 (令和6年度)	1,388件		
リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の申請件数	—	10件	120件		
リ・バース60の認知度	—	17.1% (令和6年度)	21.8%		
フラット35地域連携型の活用に新たに連携して取り組む地方公共団体数	—	30団体 (令和6年度)	27団体		
フラット35子育てプラスの申請件数	—	21,502件 (令和6年度)	34,358件		
海外社会資本事業等に係る国内外の機関との情報交換や支援の回数	—	39回 (令和6年度)	53回		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算額（百万円）	2,792,530			
決算額（百万円）	3,150,674			
経常費用（百万円）	244,878			
経常利益（百万円）	32,151			
行政コスト（百万円）	244,878			
従事人員数（人）	540			

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心して豊かな暮らしを実現し、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、子育て世帯等の住宅取得に対する金融支援や、多様化する高齢期の住生活ニーズに応じた金融支援を行うこと。 また、地方公共団体等との連携を深めつつ、地域が抱える	多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心して豊かな暮らしを実現し、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、子育て世帯等の住宅取得に対する金融支援や、多様化する高齢期の住生活ニーズに応じた金融支援を行う。 また、地方公共団体等との連携を深めつつ、地域が抱える	多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心して豊かな暮らしを実現し、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、子育て世帯等の住宅取得に対する金融支援や、多様化する高齢期の住生活ニーズに応じた金融支援を行う。 また、地方公共団体等との連携を深めつつ、地域が抱える	<評価の観点> ・多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心して豊かな暮らしを実現し、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、子育て世帯等の住宅取得に対する金融支援や、多様化する高	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A 根拠：次のとおり、多様な人々の自身のライフスタイルにあった安心して豊かな暮らしを実現するため、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅		

<p>様々な課題に対応し、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。</p>	<p>様々な課題に対応し、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p>	<p>様々な課題に対応し、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p>	<p>年齢期の住生活ニーズに応じた金融支援を行っているか。また、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。</p>		<p>ローンの供給を支援する取組を実施した。また、金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」とした。</p>	
<p>① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現でき、また、民間金融機関による証券化を支援するフラット35を着実に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。</p> <p>債券発行等に当たっては、引き続き、グリーンボンドの発行等ESG投資を意識した取組等を実施するとともに、金利環境の変化等を踏まえ、新たにMBS等を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図ること。（指標）</p>	<p>① フラット35を着実に実施するため、国民がその利用を希望する際に関連情報にアクセスできるよう、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対する周知活動を行う。（指標：フラット35（買取型）の申請件数／フラット35（保証型）の申請件数／フラット35（買取型）の取扱金融機関数／フラット35（保証型）の取扱金融機関数）</p>	<p>① 住宅ローン利用予定者がフラット35の関連情報に容易にアクセスできるように広告、セミナー等の周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対しては顧客のニーズに応じてフラット35の制度改正を含めた関連情報を適切に提供できるように業界団体を通じたセミナー等の周知活動を行い、民間金融機関に対しては顧客のニーズに応じてフラット35を提供できるように制度内容や手続に関する情報を中心に周知活動を行う。また、民間金融機関又は適合証明検査機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行う。（指標：フラット35（買取型）の申請件数／フラット35（保証型）の申請件数／フラット35（買取型）の取扱金融機関数</p>	<p>< 定量目標・指標 > 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり</p>	<p>次のとおり、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等及び民間金融機関の3チャンネルに対して、フラット35の周知活動や手続のサポートを行った。その結果、指標「フラット35（買取型）の申請件数」、「フラット35（保証型）の申請件数」、「フラット35（買取型）の取扱金融機関数」及び「フラット35（保証型）の取扱金融機関数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>（住宅ローン利用予定者に対する取組）</p> <p>○ 「金利のある世界」に向けて、次のとおり関係機関で連携した金利リスクの普及啓発を実施した。</p> <p>① 金融経済教育推進機構（J-FLEC）と「住宅分野に関する金融リテラシー向上に向けた連携」について合意し（令和7年4月）、金融教育の社会的意義や両機構の連携による今後の展望等をテーマとした両理事長による対談記事型広告を日本経済新聞に掲載した（令和7年7月）。</p> <p>② 朝日新聞社主催のイベント「グッドライフフェア2025」（令和7年9月）に出展し、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方等の啓発を行うとともに、フラット35等を訴求した。また、ファイナンシャルプランナー及び著名人と連携したセミナーを開催し、住宅ローン選びの参考となる情報を発信した。加えて、朝日新聞に当該セ</p>	<p>○ 定量目標のうち「新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」、「新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」及び「フラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合」については、業界団体、住宅関連事業者等とのネットワークを活かした周知活動等の取組を実施した結果、目標を達成した。</p> <p>○ 定量目標のうち「リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数」については、地方公共団体、民間金融機関等と連携した住宅ローン利用検討者向けの説明会を実施すること等により、定量目標を大きく上回る</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35（買取型）の申請件数 ・ フラット35（保証型）の申請件数 ・ MBSの毎月の発行額 ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・ フラット35（買取型）の取扱金融機関数 ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数 		<p>／フラット35（保証型）の取扱金融機関数</p>		<p>ミナーに関する記事型広告を掲載するとともに、機構公式YouTubeチャンネルにおいて当該セミナーの動画を配信した。</p> <p>③ 中立的な観点からの確な住宅ローン選択を支援することを目的としたウェブサイトを開設し、機構ホームページからのリンクに加え、Web広告を活用して住宅取得者等がアクセスしやすい環境を整備することで、住宅金融リテラシーの向上に取り組んだ。また、カスタマーセンターにおける電話相談等において、住宅ローンをご検討中のお客さまに対して、当該ウェブサイトをご案内することでの確な住宅ローンを選択いただけるよう支援した。</p> <p>④ ハウスメーカーの全面協力の下、変動金利と固定金利のメリット、デメリット等の住宅ローンの基本的な仕組みを解説する動画を作成した。作成した動画を住宅関連事業者に周知し、住宅関連事業者を通じて住宅購入者へ後悔しない最適な住宅ローン選びについて紹介できるように取り組んだ。</p> <p>⑤ 子育て世帯向けのイベントや、教育現場への取組として小学校に勤務する事務職員を対象としたセミナーにおいて、J-FLEC認定アドバイザーを講師として招聘し、金融リテラシー向上を目的とした説明を実施するとともに、機構からは金利上昇局面におけるリスクに関する啓発と、フラット35の商品性に関する周知を行った。</p> <p>○ テレビCMやWeb広告等の多様なチャンネルを活用した情報発信を行い、フラット35に関する情報を円滑に取得できる環境を提供し、住宅ローン利用予定者のフラット35に関する理解を促進した。また、Web広告を強化するとともに、ランディングページの掲載情報整理を行い、ユーザーインターフェース及びユーザーエクスペリエンスの観点から住宅</p>	<p>182回の啓発活動を実施した。</p> <p>○ 定量目標のうち「リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数」については、継続的な参入勧奨と参入希望金融機関への丁寧かつニーズに寄り添った対応を実施した結果、目標を達成した。</p> <p>○ 定量目標のうち「買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率」について、目標値80.0%に対して実績値は92.5%となり、目標を達成した。</p> <p>○ フラット35の申請件数に係る指標については、住宅関連事業者から住宅ローン利用予定者に対してフラット35が紹介される環境を醸成するため、住宅関連事業者に対する周知活動においては、住宅関連事業者ごとの住宅の建て方、住宅の仕様、価格帯、フラット35の利用状況等を踏まえ、フラット35子育てプラス、フラット20、フラット50等の訴求を精力的に行った結果、フラット35（買取型）の申請件数は対前年度比131.3%、フラット35（保証型）の申請件数は対前年度比224.3%と昨年度を大きく上回る実績となった。</p> <p>○ MBSに関する指標については、外部環境の変</p>	
---	--	-----------------------------	--	---	--	--

				<p>ローン利用予定者が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35サイト内のフラット35登録マンション一覧ページ及び中古マンションらくらくフラット35一覧ページにおいて、マンションごとに適用される金利引下げポイント数を表示できるようシステム改修を実施し、住宅ローン利用予定者が金利引下げ内容を直感的に把握できる環境を整備した。 <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅関連事業者から住宅ローン利用予定者に対してフラット35が紹介される環境を醸成するため、住宅関連事業者に対する周知活動においては、住宅関連事業者ごとの住宅の建て方、住宅の仕様、価格帯、フラット35の利用状況等を踏まえ、フラット35子育てプラス、フラット20、フラット50等の訴求を行った。 ○ 「金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方」に関する資料を作成するとともに、住宅関連事業者等の営業担当者を対象に勉強会等を開催し、正しい金融情報を発信できるようサポートを行った。 ○ (一社)住宅生産団体連合会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国住宅産業協会、(一社)不動産流通経営協会等の業界団体が会する関連団体連絡会議等を通じ、フラット35の利用状況に関する意見交換及び要望事項のヒアリングを実施した。 ○ 住宅の省エネルギー性能のレベルごとに、財政支援及び融資の金利引下げ内容を取りまとめたチラシの更新を行い、住宅関連事業者に周知した。加えて、GX志向型住宅とZEHの仕様を比較したチラシを作成し、住宅関連事業者に周知した。 	<p>化によってMBSの起債環境は年度を通じて厳しいものであったが、投資家へのIR活動の強化、MBSの投資家需要の精緻な把握、発行額の平準化、新商品(グリーンMBS(超過担保なし型)及びE55債)の開発等を通じて住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達した。また、グリーンMBS(超過担保なし型)については、LSEG(ロンドン証券取引所グループ)の金融情報機関DealWatchが主催する「DEALWATCH AWARDS 2025」において、社債部門の「Innovative Debt Deal of the Year」を受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援するため、フラット35子育てプラスの利用者層である子育て世帯を対象としたイベントへの出展、(株)日本政策金融公庫との共同広告等を実施した結果、フラット35子育てプラスの申請件数は対前年度比159.8%と昨年度を大きく上回る実績となった。 ○ 住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うた 	
--	--	--	--	---	--	--

					<ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 日本建築士事務所協会連合会と連携し、適合証明技術者検索ページにおいて、実績のある適合証明技術者を分かりやすく表示した。また、適合証明技術者に働きかけを行い、全国すべての都道府県において受付可能な体制を整備した。 ○ 適合証明検査機関の担当者向け会議を開催したほか、適合証明検査機関に音声付きの研修資料を提供し、適合証明検査機関による研修の実施を支援した。また、適合証明検査機関に対して令和7年10月及び令和8年4月の制度改正に関するマニュアル等を早期に提供し、体制整備を支援した。 ○ 住宅・不動産関連団体連絡会議において、フラット35リノベの物件検査実施者に一定の要件を満たす適合証明技術者を追加する旨の周知を行った。 ○ 省エネ基準に関するサポートダイヤル、フラット35リノベの基準に関するサポートダイヤル及び仕様書サポートダイヤルにおいて、住宅関連事業者等からの当該基準や適合証明申請手続関係等の照会に対応し、住宅関連事業者等のフラット35仕様等に関する理解向上を支援した。 ○ 工務店等に対して建築基準法改正やフラット35住宅技術基準の仕様等を周知するため、2025年版住宅工事仕様書を発行した。 ○ 機構職員が住宅関連事業者等への説明や照会に対応できるサポート体制を整備するため、機構本支店で「住まいのテクニカルサポーター」を選定し、住宅技術基準や物件検査方法等の研修を実施した。 ○ (一社) 石膏ボード工業会、硝子繊維協会及び(一社) JBN・全国工務店協会と連携し、省令準耐火構造、フラット35の金利引下げ制度等に関する工務店向け説明会を実施した。 	<p>め、中立的な観点からの確な住宅ローン選択を支援することを目的としたウェブサイトの開設、金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携したセミナーの開催、変動金利と固定金利のメリット、デメリット等の住宅ローンの基本的な仕組みを解説する動画を作成する等を精力的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モンゴル住宅抵当(株)(MIK)からの要請により、グリーンボンドの発行に関して、機構初となる有償技術支援契約を締結し、モンゴル国の環境、政策動向、建築技術レベル等に即したグリーンボンド発行に向けた提言を実施した。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」(骨太方針2025)を踏まえ、全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、借換融資においてもフラット35子育てプラスの利用を可能とするとともに借入期間の基準を延長した(令和8年3月)。 ○ 足元の物価高に伴い住宅価格が上昇している状況を踏まえ、フラット35及びリ・バース60(全期間固定金利タイプ)の融資限度額を8,000万円から1億2,000万円に 	
--	--	--	--	--	---	---	--

				<p>○ フラット35維持保全型（既存住宅売買瑕疵保険付保住宅）について、制度改正事項及び物件検査の申請書類をまとめたチラシを作成し、住宅事業者に周知した。</p> <p>（民間金融機関に対する取組）</p> <p>○ 機構が提供する、フラット35の借入申込みをインターネット上で受け付けるフラット35Web申込サービスについて、導入を希望するフラット35取扱金融機関に対して操作研修等を実施し、準備の整った3機関がお客さま向けにリリースした（現在5機関が利用開始）。</p> <p>○ フラット35Web申込サービスの利便性向上及び利用促進のため、次のとおり実施した。</p> <p>① フラット35Web申込データを金融機関システムと連携できるAPIを構築し、利用を希望するフラット35取扱金融機関に開放した。</p> <p>② フラット35Web申込サービス上に保存された申込情報や提出書類の電子ファイル等をファイル共有基盤へ自動連携する機能を追加する等サービスの機能改善を実施した。</p> <p>③ 導入金融機関向けのマニュアル整備及び研修を実施した。</p> <p>④ お客さま向けサービス利用ガイド、チラシ及び動画を作成し、利用金融機関へ配付した。</p> <p>○ フラット35取扱金融機関の負担軽減のため、Web上で住宅ローン申込者の年収の計算及び収入確認書類の表示が可能なツールについて、令和8年5月の導入に向けて、ベンダー調達、システム設計等を実施した。</p> <p>○ フラット35制度改正等についてフラット35取扱金融機関向け説明会を開催した。当該説明会では、資料のポイントを説明した動画をWeb会議で放映するとともに、オンラインストレージ等で提</p>	<p>引き上げることを決定した（令和8年4月）。</p> <p>○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等各取組を着実に実施した。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>供した。説明会后、質問事項を取りまとめの上、Q&A集の提供を行う等、フラット35取扱金融機関に対する周知活動に取り組み、住宅ローン利用予定者に分かりやすく制度改正事項を説明できるようサポートを実施した。</p> <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅と同様に30年以上の維持保全計画(長期修繕計画)を策定することに加え、修繕積立金の要件により当該計画の実行性が一層担保されている予備認定マンション及び管理計画認定マンションをフラット50の融資対象に追加した(令和7年10月)。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」(骨太方針2025)を踏まえ、全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、借換融資においてもフラット35子育てプラスの利用を可能とするとともに借入期間の基準を延長した(令和8年3月)。 ○ 足元の物価高に伴い住宅価格が上昇している状況を踏まえ、フラット35の融資限度額を1億2,000万円に引き上げることを決定した(令和8年4月)。 ○ 足元の住宅市場やライフスタイルが多様化している状況に対応し、フラット35の一戸建て住宅等における床面積の基準を50㎡に緩和することを決定した(令和8年4月)。 ○ フラット35ペアローンにおいても親子リレー返済や連帯債務制度を利用したいといったニーズを踏まえ、フラット35ペアローンに連帯債務制度の導入を決定した(令和8年4月)。 ○ フラット35取扱金融機関、住宅関連事業者等のニーズを踏まえ、次の事項について運用改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年10月実施事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 年間収入の算定方法の合理化 	
--	--	--	--	---	--

<p>② 兄弟姉妹での収入合算の拡充 ③ フラット35リノベ（リフォーム一体タイプ）の審査の合理化</p> <p>(2) 令和8年4月実施事項</p> <p>① 借入対象となる諸費用の追加 ② 諸費用金額の確認方法の拡充 ③ 在籍確認方法の見直し ④ 請負契約書等の原本確認方法の拡充 ⑤ フラット35リノベの検査体制の見直し ⑥ フラットパッケージにおける保留地の付保対象化</p>			
<p>次のとおり、外部環境の変化によってMBSの起債環境は年度を通じて厳しいものであったが、投資家へのIR活動の強化、MBSの投資家需要の精緻な把握、発行額の平準化、新商品の開発等を通じて住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達した結果、指標「MBSの毎月の発行額」及び「MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>（IR活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策金利の上昇に伴う投資家動向の変化や一般担保債券（以下「SB」という。）の発行計画を踏まえ、MBSの投資家件数及び需要規模の拡大を令和7年度のIR活動における最重要課題と位置づけ、MBSを主体に効率的なIR活動を実施した。 ○ Web等による非対面形式に加え、訴求効果が高い対面形式でのIRを積極的に活用することで、投資家の意向を踏まえた適切かつ効果的なIR活動を実施した。 ○ 証券会社からの提案に基づく通常のIR活動に加え、グリーンMBS（超過担保なし型）等の情報提供を目的としたIR（集合型含む。）や、担当役員や部長 	<p>② 毎月着実に所要額を調達できるよう、資産担保証券（以下「MBS」という。）を発行するとともに、グリーンボンドを発行することによるESG投資を意識した取組等を実施する。MBSの発行に当たっては、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するように努める。</p> <p>また、債券の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことから、金利環境の変化等を踏まえ、積極的に証券会社との情報共有や意見交換を行いつつ、引き続きIRの企画・運営実施を強</p>	<p>② 毎月着実に所要額を調達できるよう、資産担保証券（以下「MBS」という。）を発行するとともに、グリーンボンドを発行することによるESG投資を意識した取組等を実施する。MBSの発行に当たっては、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行いつつ、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。</p> <p>また、債券の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことか</p>	<p>② 毎月着実に所要額を調達できるよう、資産担保証券（以下「MBS」という。）を発行するとともに、グリーンボンドを発行することによるESG投資を意識した取組等を実施する。MBSの発行に当たっては、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するように努める。</p> <p>また、債券の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことから、金利環境の変化等を踏まえ、積極的に証券会社との情報共有や意見交換を行いつつ、引き続きIRの企画・運営実施を強</p>

	<p>化し、新たに債券を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を行い、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図る。 (指標：MBSの毎月の発行額/MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)</p>	<p>ら、金利環境の変化等を踏まえ、積極的に証券会社との情報共有や意見交換を行いつつ、引き続きIRの企画・運営実施を強化し、新たに債券を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を行い、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図る。 (指標：MBSの毎月の発行額/MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)</p>		<p>がMBSの投資家を直接訪問するIR活動を積極的に実施し、MBSの投資継続及び再開に向けて効果的なアプローチを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IR活動の質向上のため、機構の新任IR担当者向けの育成プログラムを実施し、IR担当者の知識の向上に努めた。 ○ グリーンMBSの調達資金の用途等を明示したグリーンボンドフレームワークを新たに作成し、格付会社から第三者評価書を取得した上で、機構ホームページにおいて情報開示を行った。 ○ 令和7年度における機構の取組並びに令和6年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」、「補足説明付き資料」及び「理事長メッセージ」を公表し、MBS等の発行状況、決算の情報、機構の最新の取組事項等について投資家に発信した（令和7年7月）。また、証券会社が主催するWebセミナーを通じた合同形式でのIR活動に取り組み、投資家等に対し効率的かつ効果的な情報提供を行った。 <p>(MBS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米相互関税政策、地政学リスク等の外部環境の変化や日銀の利上げ動向に対する警戒感から、年度を通じて長い年限の債券に対する投資家の慎重な姿勢が見られる起債環境下ではあったが、毎月の起債運営において、証券会社と連携しつつ早期に各投資家の需要を精緻に把握することで、発行額の最大化を実現した。また、安定的な月次発行を通じてベンチマーク性を確保するため、MBSの発行額の平準化を適切に実施した。 ○ 機構の主たる資金調達手段であるMBSにおいてもグリーンボンドでの発行を求める投資家の根強いニーズを踏まえ、フラット35の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンMBS（超過担保な 		
--	---	---	--	--	--	--

				<p>し型)を新たに開発し、200億円の発行を実現した。また、LSEG(ロンドン証券取引所グループ)の金融情報機関DealWatchが主催する「DEAL WATCH AWARDS 2025」において、効率的な資産管理の仕組みに取り組みつつ、月次債に格付の違いを反映させたプレミアムを付加したプライシングで新たな投資家を呼び込んだものとして、社債部門の「Innovative Debt Deal of the Year」を受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月次債よりも加重平均残存期間が短いMBSに対する投資家ニーズを踏まえ、早期償還条項付きMBSであるE55債を新たに開発し、934億円の発行を実現した。 ○ 結果として、令和7年度のMBS発行総額は5,431億円(内訳:月次債4,297億円(12回発行)、E55債934億円(3回発行)、グリーンMBS200億円(1回発行))となり、昨年度の発行総額5,687億円と同水準となった。 <p>(SB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、令和7年度はSBを発行しないこととした。 ○ SBの情報提供を希望する投資家に対して、将来のSB発行再開を見据えたIR活動を実施した。 <p>(政府保証住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)の継続発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、令和6年度に引き続き令和7年度においても政府保証住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)を5回発行し、650億円を調達した。 ○ 従来の5年債、15年債、20年債及び30年債に加え、新たに10年債を発行した。多様な年限を発行することで幅広い投資 	
--	--	--	--	--	--

				<p>家のESG投資ニーズを喚起し、安定的な資金調達に貢献した。</p> <p>(財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア)</p> <p>○ 令和7年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは37.1% (対前年度比+2.4%) となった。</p>		
<p>② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報の提供等のある既存住宅の取得を支援すること。</p> <p>また、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、リ・バース60 (全期間固定金利タイプ) により高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リ・バース60の普及のため、啓発活動を行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <p>イ 中期目標期間の最終年度までに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基</p>	<p>③ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するため、中期目標期間の最終年度までに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とするとともに、中期目標期間の最終年度において、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を、国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和8年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率を19ポイ</p>	<p>③ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するフラット35S及びフラット35維持保全型について、住宅ローン利用予定者に対して税制等各種支援措置とあわせて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。これらの取組により、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とするとともに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るもの</p>		<p>次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット35リノベ等の周知活動、住宅関連事業者等への技術支援等に加え、民間金融機関等のニーズを踏まえた制度・運用の見直し等を行う等、定量目標「新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」、「新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」及び「フラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット35リノベの申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <p>○ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、フラット35中古プラスとフラット35リノベを併用した場合の金利引下げメリット等を訴求するチラシによる周知を行った。また、季報「住宅金融」(2025年度夏号)でフラット35リノベのリフォーム工事費の要件撤廃等の情報発信を行う等の周知を実施した。</p> <p>○ フラット50の融資対象住宅の拡大について、フラット50のチラシを更新し、対象となる物件を取得する層に向けた訴求を行った。また、季報「住宅金融」(2025年度秋号)で制度改正に関する情報発信を行う等の周知を実施した。</p>		

<p>準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とする。 (令和6年度実績(見込み)：29.1%)</p> <p>ロ 中期目標期間の最終年度において、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合(以下「フラット35に係るZEH水準の割合」という。)を、国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和8年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率(以下「国のZEH水準適合率」という。)を19ポイント以上上回るもの(上限100%)とする。 (令和6年度実績(見込み)：22.5ポイント)</p> <p>ハ 中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上とする。加えて、単年度では可能な限り36%とする。(令和6年度実績(見込み)：34.3%※)</p>	<p>ント以上上回るもの(上限100%)とする。 また、安心R住宅等の基礎的な情報の提供等のある既存住宅の取得を支援し、中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上とする。加えて、単年度では可能な限り36%とする。ともに、既存住宅取得とあわせて行うリフォームを支援するフラット35リノベの利用促進に努めることで、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。 (定量目標) (指標：フラット35リノベの申請件数)</p>	<p>の割合を、国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和5年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率を22ポイント以上上回るものとする。 また、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、フラット35における既存住宅の取扱いについて、住宅ローン利用予定者に対してフラット35リノベ及びフラット35維持保全型とあわせて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。また、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、適宜適切な制度・運用の見直し等を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を30%以上とする。 (定量目標) (指標：フラット35リノベの申請件数)</p>		<p>○ フラット35サイト内のフラット35登録マンション一覧ページ及び中古マンションらくらくフラット35一覧ページにおいて、マンションごとに適用される金利引下げポイント数を表示できるようにシステム改修を実施し、住宅ローン利用予定者が金利引下げ内容を直感的に把握できる環境を整備した。【再掲】</p> <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <p>○ フラット35S(ZEH)のチラシにおいて、フラット35維持保全型と併用することによる金利引下げ効果について掲載するとともに、税制面の優遇措置、国の補助金等について最新の情報を掲載する等住宅ローン利用予定者にとって有益な内容となるよう工夫した。</p> <p>○ 住宅の省エネルギー性能のレベルごとに、財政支援及び融資の金利引下げ内容をとりまとめたチラシの更新を行い、住宅関連事業者に周知した。加えて、GX志向型住宅とZEHの仕様を比較したチラシを作成し、住宅関連事業者に周知した。【再掲】</p> <p>○ フラット35中古プラスについて、既存住宅に対する金利引下げメニュー及びその技術基準をまとめたチラシを作成し、住宅関連事業者に対して周知を実施した。また、(一社)リビングアメニティ協会の機関誌「ALIA」に、フラット35中古プラスの制度に関する記事を寄稿し、会員企業に周知を行った。</p> <p>○ 国が令和7年4月に行った省エネ基準義務化に関して、機構が設置する「省エネ基準に関するサポートダイヤル」での照会対応を通じて、住宅関連事業者に対する支援を行った。</p> <p>○ 住宅の高断熱化に伴う付加断熱工法等に対応した2025年版住宅工事仕様書を発行した。当該仕様書の周知のため、(一社)JBN・全国工務店協会の会員向け会報誌(JBNレポート)へのご案内チ</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>第四期中期目標期間平均（見込み）：29.5%）</p> <p>ニ 中期目標期間中におけるリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数を450回以上とする。（令和6年度実績（見込み）：44回）</p> <p>ホ 中期目標期間の最終年度までに、リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数を9機関以上とする。（令和6年度実績（見込み）：5機関）</p> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35リノベの申請件数 ・ リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の申請件数 ・ リ・バース60の認知度 				<p>ラシの同梱や、（一社）石膏ボード工業会が主催する講演会において周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35リノベの基準に関するサポートダイヤル及び仕様書サポートダイヤルにおいて、住宅関連事業者等からの当該基準や適合証明申請手続関係等の照会に対応し、住宅関連事業者等のフラット35仕様等に関する理解向上を支援した。 ○ 機構職員が住宅関連事業者等への説明や照会に対応できるサポート体制を整備するため、機構本支店で「住まいのテクニカルサポーター」を選定し、住宅技術基準や物件検査方法等の研修を実施した。【再掲】 ○ フラット35維持保全型（既存住宅売買瑕疵保険付保住宅）について、制度改正事項及び物件検査の申請書類をまとめたチラシを作成し、住宅事業者に周知した。【再掲】 ○ （一社）石膏ボード工業会、硝子繊維協会及び（一社）JBN・全国工務店協会と連携し、省令準耐火構造、フラット35の金利引下げ制度等に関する工務店向け説明会を実施した。【再掲】 ○ フラット35リノベについて、物件検査の手続や申請書類等をまとめたチラシを作成し、住宅関連事業者に周知した。 ○ （一社）20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会（HEAT20）が主催する講演会において、フラット35リノベのチラシを配付して住宅関連事業者への周知を図った。 <p>（制度・運用の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅と同様に30年以上の維持保全計画（長期修繕計画）を策定することに加え、修繕積立金の要件により当該計画の実行性が一層担保されている予備認定マンション及び管理計画認定マンシ 		
---	--	--	--	--	--	--

				<p>ョンをフラット50の融資対象に追加した(令和7年10月)。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」(骨太方針2025)を踏まえ、全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、借換融資においてもフラット35子育てプラスの利用を可能とするとともに借入期間の基準を延長した(令和8年3月)。【再掲】 ○ フラット35における既存住宅の利用促進を図るため、中古マンションらくらくフラット35の登録要件を見直し、対象となるマンションの築年数を延長した(令和7年4月)。 ○ 住宅ローン利用予定者の利便性向上を図るため、次のとおり、運用改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新耐震基準に適合する管理計画認定マンションを、適合証明手続を省略することができる住宅に追加した(令和7年4月)。 ② 兵庫県が運用する「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」に適合する住宅をフラット35維持保全型(インスペクション実施住宅)の対象に追加した(令和7年4月)。 ③ フラット35リノベの適合証明検査の必要書類を見直した(令和7年10月)。 ④ フラット35維持保全型(既存住宅売買瑕疵保険付保住宅)について、保険証券の代替書類の提出を可能とする見直しを行った(令和7年10月)。 ⑤ フラット35リノベの物件検査実施者に一定の要件を満たす適合証明技術者を追加することを決定した(令和8年4月)。 		
	<p>④ リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、中期目標期間中におけるリ・</p>	<p>④ リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、住宅ローン利用予定者等に対</p>		<p>次のとおり、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、定量目標「リ・バース60(全期間固定金利タイプ)の普及に関する啓発活動の実施回数」及び</p>		

	<p>バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数を450回以上とするとともに、全国あまねく利用希望者がリ・バース60を比較選択できる環境を整備するため、中期目標期間の最終年度までにリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数を9機関以上とすること等により、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。</p> <p>(定量目標) (指標：リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の申請件数／リ・バース60の認知度)</p>	<p>するリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数を110回以上とするとともに、全国あまねく利用希望者がリ・バース60を比較選択できる環境を整備するため、民間金融機関に新たにリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、本制度に係る取扱金融機関数を6機関以上とすること等により、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。</p> <p>(定量目標) (指標：リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の申請件数／リ・バース60の認知度)</p>		<p>「リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の取扱金融機関数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の申請件数」及び「リ・バース60の認知度」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動・認知度向上の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構支店等による啓発活動の実施に当たり、新任担当者向け研修を開催し、商品の制度概要、「リ・バース60ハンドブック」に基づく基本行動等、新任担当者の知識の向上に努めた。 ○ リ・バース60の認知度及び理解度の向上を図るため、親世代及び子世代に向けた興味喚起及び商品認知の拡大を目的としたCM動画を作成した。 ○ CM動画を見てリ・バース60サイトを訪問した者に対して、リ・バース60の商品性をより詳しく理解してもらうために、「親子で考える！【リ・バース60】～商品性を詳しく理解する～」（8分）を作成し、リ・バース60サイトに掲載した。 ○ テレビCM、新聞広告、インターネット広告等において広告キャンペーンを実施した（令和7年5月、8月及び11月並びに令和8年1月）。また、テレビCMでは、リ・バース60の利用者層である高齢者の視聴率が高い番組においてCM動画を放送した。 ○ リ・バース60とリースバックの特徴や違いをファイナンシャルプランナーが解説する動画を作成し、プレスリリース等により広く周知することで制度の正しい理解を促進した。 		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>○ リ・バース60の理解度の向上を図るため、業界団体に向けて、次のとおり、制度周知を実施した。</p> <p>① (公社)日本不動産学会主催のシンポジウムにパネリストとして登壇し、制度周知を実施した。</p> <p>② (一社)住宅生産団体連合会、(一社)不動産流通経営協会及び(一社)全国住宅産業協会との意見交換会の場において、制度周知を実施した。</p> <p>③ (一社)プレハブ建築協会郡山七社会、(一社)東海木造住宅協会、山形県宅地建物取引業協会等の会合・セミナー等の場を活用して効率的に制度周知を実施した。</p> <p>④ (一社)不動産流通経営協会、(一社)発泡プラスチック建築技術協会及び(一社)JBN・全国工務店協会が主催する住宅関連事業者向けの研修会の場において制度周知を実施した。</p> <p>⑤ 住宅・不動産関連団体連絡会議において19団体に対して制度概要及び申請状況等について説明を行った。</p> <p>○ 住宅ローン利用予定者向けのセミナー等に参加し、次のとおり、リ・バース60の制度周知を行った()内は機構担当支店等)。</p> <p><主なセミナー等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者と連携し、新築マンション購入検討者向けセミナーにて制度周知及び個別相談対応(北陸支店) ・ 耐震・リフォーム個別相談会を大阪府茨木市と共催し、制度周知及び個別相談会実施(近畿支店) ・ 住宅展示場にて購入検討者向けに制度周知(首都圏業務第二部) <p>○ プレスセミナーにおいて記者に対してリ・バース60の制度概要、申請状況等について説明を行った。</p> <p>○ これらの取組の結果、指標「リ・バース60の認知度」は、17.1%(令和6年10月)から、19.6%(令和7年4月)、</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>21.8%（令和7年10月）と徐々に向上している。</p> <p>（リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の参入希望のあった金融機関に対し、商品設計に関する照会対応や住宅ローン利用予定者向けチラシ作成に向けたサポート等を行った結果、ホームファーストファイナンス（株）が取扱いを開始した（令和7年7月）。 ○ リ・バース60取扱金融機関や住宅事業者等に対する商品説明や勉強会、地方公共団体へのリ・バース60耐震改修利子補給制度の説明の機会を通じてリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の啓発活動を実施した。 ○ リ・バース60お客さま現況確認サービス及び付保承認申請の伝送化の開始（令和7年10月）に当たり、制度理解を促すため、リ・バース60取扱金融機関向け説明会を開催した。 ○ リ・バース60取扱金融機関向けに「リ・バース60通信」を発行し、住宅事業者からの要望等を掲載することで、リ・バース60取扱金融機関の推進活動を支援した。 ○ （一社）金融財政事情研究会が発行する民間金融機関職員向け通信講座においてリ・バース60の執筆に協力し、金融機関職員の知識向上を行った。 <p>（制度・運用の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構がマイナンバーカード情報から安否情報を取得し、リ・バース60取扱金融機関へ提供することで、リ・バース60取扱金融機関が債務者の安否を確認できるリ・バース60お客さま現況確認サービスを開始した（令和7年10月）。 	
--	--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の対象に保証型を追加した（令和7年10月）。 ○ リ・バース60取扱金融機関からの要望を踏まえ、諸費用の確認方法の簡素化等の手続改善を行うことを決定した（令和8年4月）。 ○ 足元の物価高に伴い住宅価格が上昇している状況を踏まえ、リ・バース60（全期間固定金利タイプ）の融資限度額を1億2,000万円に引き上げることを決定した（令和8年4月）。 		
<p>③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力をより深めること。 (指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35地域連携型の活用に新たに連携して取り組む地方公共団体数 	<p>⑤ 情報交換、会議の開催等を通じて、官公庁、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の深化に努めることで、地方公共団体等が行う二地域居住・地方移住の推進、子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 (指標：フラット35地域連携型の活用に新たに連携して取り組む地方公共団体数)</p>	<p>⑤ 情報交換、会議の開催等を通じて、官公庁、地方公共団体、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の深化に努めることで、地方公共団体等が行う地方移住の推進、子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 (指標：フラット35地域連携型の活用に新たに連携して取り組む地方公共団体数)</p>		<p>次のとおり、情報交換、会議の開催等を通じた地方公共団体との連携深化等を行うことにより、指標「フラット35地域連携型の活用に新たに連携して取り組む地方公共団体数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(フラット35地域連携型に関する地方公共団体との連携深化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35地域連携型が利用できる地方公共団体を一覧にしたチラシ等を作成し、インターネットや広告等により、制度内容について周知を行った。 ○ 東京都が安全で快適な子育てに適した住宅と認定した住宅の整備費の一部を補助する「東京子どもすくすく住宅供給促進事業」において、フラット35地域連携型を活用した連携を開始し、当該内容の周知について東京都と機構で連携を図り、タイアップチラシや東京都によるプレスリリースを通じて広く周知を行った。 ○ 良質な中古住宅を取得する子育て世帯を支援する「名古屋市【フラット】35S等利子補給制度」について、フラット35地域連携型を併せて周知するため、名古屋市と協働してポスターを作成し、同制度及びフラット35地域連携型の周知を行った。 		

				<p>○ 札幌市において、地方公共団体と「省エネ住宅シンポジウム」を共催し、札幌市の補助制度と併せてフラット35地域連携型の周知を行った。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <p>○ フラット35パンフレット等を活用し、フラット35取扱金融機関、住宅関連事業者、フラット35サイト等を通じて住宅ローン利用予定者向けにフラット35地域連携型の周知を行った。</p> <p>(ステークホルダーとの連携・協力強化)</p> <p>○ 国土交通省が主催する公営住宅等整備事業担当者会議において、全国の地方公共団体の担当者に対してフラット35地域連携型の周知を行った。</p> <p>○ 機構が政策研究大学院大学(GRIPS)に業務委託して実施する地方公共団体を対象とする短期研修「住まい、まちづくりに関する政策・金融の知識・実践事例」において、受講者である地方公共団体等の担当者に対し、フラット35地域連携型を活用した地域課題への対応について説明した。</p>		
<p>④ こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援すること。 (指標) ・ フラット35子育てプラスの申請件数</p>	<p>⑥ こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援する。 (指標:フラット35子育てプラスの申請件数)</p>	<p>⑥ こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援する。 (指標:フラット35子育てプラスの申請件数)</p>		<p>次のとおり、住宅ローン利用予定者等に対してフラット35子育てプラスの周知等を行った結果、指標「フラット35子育てプラスの申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(住宅ローン利用予定者に対する取組)</p> <p>○ フラット35子育てプラスの利用者層である子育て世帯を対象としたイベント(リトル・ママフェスタ、ミキハウスランド、マタニティ&ママフェスタ等)に複数回参加し、金融リテラシーの向上及びフラット35子育てプラスの周知を行った。</p> <p>○ フラット35子育てプラスの制度概要や具体的な利用例を掲載したチラシを適切に更新し、当該チラシを活用して子育て</p>		

				<p>て世帯及び若者夫婦世帯に制度を訴求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関東圏等のすかいらく系列のファミリーレストランの一部店舗での机上ステッカー広告、大阪府の地元紙「大阪日日新聞」が発刊している「おやこ新聞」に子育てプラスの広告を掲載する等子育て世帯との接点を増加させる工夫を行った。 ○ (株)日本政策金融公庫の教育ローンとフラット35子育てプラスはターゲットとする顧客が重なることから、商品周知を目的に、子育て世帯向け媒体を活用した共同広告を実施した。 <p>(住宅関連事業者等に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅関連事業者から住宅ローン利用予定者に対してフラット35が紹介される環境を醸成するため、住宅関連事業者に対する周知活動においては、住宅関連事業者ごとの住宅の建て方、住宅の仕様、価格帯、フラット35の利用状況等を踏まえ、フラット35子育てプラス、フラット20、フラット50等の訴求を行った。【再掲】 <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」(骨太方針2025)を踏まえ、全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、借換え融資においてもフラット35子育てプラスの利用を可能とするとともに借入期間の基準を延長した(令和8年3月)。【再掲】 		
<p>⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラッ</p>	<p>⑦ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関</p>	<p>⑦ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関</p>		<p>次のとおり、審査の迅速化、高度化等により、定量目標「買取審査に係る標準処理期間(3日)内の処理率」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p>		

<p>ト35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。</p>	<p>からフラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標) また、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、引き続き、的確な審査を行うとともに、フラット35の利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。</p>	<p>からフラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。(定量目標) また、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、引き続き、的確な審査を行うとともに、フラット35の利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。</p>		<p>(審査の迅速化、高度化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮承認案件のモニタリングを実施し、信用リスクを的確に管理するとともに、審査の迅速化及び高度化に取り組んだ。 <p>(的確な審査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不適正利用事案の特徴等を踏まえ、より慎重な審査を実施した。 <p>(フラット35利用予定者への注意喚起)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ローン残高証明書の発行を希望しない者に、その理由及び妥当性を個別確認する手続について、実地モニタリング先のフラット35取扱金融機関(7機関)で適切に行われていることを確認した。 <p>(融資実行後のモニタリング等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不適正利用事案の発生を受け、融資実行後、転送不要郵便で融資物件に送付した住宅ローン残高証明書が返送となった債務者について、融資物件に居住していることを確認する居住実態調査を令和元年度から継続して実施した。 ○ 居住実態調査と並行して、債務者が融資物件に居住していること及び融資物件を適正に利用していることを確認する調査(居住等の実態調査)を、外部委託を活用して令和4年度から継続して実施した。 ○ 上記の調査に関して、居住実態が確認できなかった債務者及び融資物件を住宅以外の用途に使用していることが確認された債務者については、全額繰上償還請求等の厳格な対応を行った。 ○ 複数の地域金融機関等との住宅ローンの不適正利用に関する情報交換により、不適正利用の発生状況や防止策に係る情報収集を行った。 		
-----------------------------------	---	--	--	--	--	--

<p>⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等を行うこと。</p> <p>また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外社会資本事業等に係る国内外 	<p>⑧ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等に取り組む。</p> <p>また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。</p> <p>(指標：海外社会資本事業等に係る国内外の機関との情</p>	<p>⑧ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等に取り組む。</p> <p>また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、関係府省、我が国事業者等と連携・協力を図りながら、外国政府に対して住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案、住宅金融に関する人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用</p>		<p>次のとおり、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）等に従い、外国政府機関、関係省庁、我が国事業者等との情報交換等を行った結果、指標「海外社会資本事業等に係る国内外の機関との情報交換や支援の回数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(住宅金融リテラシー向上に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中立的な観点からの的確な住宅ローン選択を支援することを目的としたウェブサイトを開設し、機構ホームページからのリンクに加え、Web広告を活用して住宅取得者等がアクセスしやすい環境を整備することで、住宅金融リテラシーの向上に取り組んだ。また、カスタマーセンターにおける電話相談等において、住宅ローンをご検討中のお客さまに対して、当該ウェブサイトをご案内することでの的確な住宅ローンを選択いただけるよう支援した。【再掲】 ○ 住生活月間中央イベント（令和7年10月）に出展し、住宅金融リテラシー向上に資する掲示等を中心としたブースを設置し、住宅ローン利用予定者に対して住宅金融に関する適切な知識の普及啓発を行った。 ○ 金融経済教育推進機構（J-FLEC）と「住宅分野に関する金融リテラシー向上に向けた連携」について合意し（令和7年4月）、金融教育の社会的意義や両機構の連携による今後の展望等をテーマとした両理事長による対談記事型広告を日本経済新聞に掲載した（令和7年7月）。【再掲】 ○ 朝日新聞社主催のイベント「グッドライフフェア2025」（令和7年9月）に出展し、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方等の啓発を行うとともに、フラット35等を訴求した。また、 		
---	--	--	--	---	--	--

<p>の機関との情報交換や支援の回数</p>	<p>報交換や支援の回数)</p>	<p>し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関との情報交換や支援に努める。 (指標：海外社会資本事業等に係る国内外の機関との情報交換や支援の回数)</p>		<p>ファイナンシャルプランナー及び著名人と連携したセミナーを開催し、住宅ローン選びの参考となる情報を発信した。加えて、朝日新聞に当該セミナーに関する記事型広告を掲載するとともに、機構公式YouTubeチャンネルにおいて当該セミナーの動画を配信した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハウスメーカーの全面協力の下、変動金利と固定金利のメリット、デメリット等の住宅ローンの基本的な仕組みを解説する動画を作成した。作成した動画を住宅関連事業者に周知し、住宅関連事業者を通じて住宅購入者へ後悔しない最適な住宅ローン選びについて紹介できるように取り組んだ。【再掲】 ○ 子育て世帯向けのイベントや、教育現場への取組として小学校に勤務する事務職員を対象としたセミナーにおいて、J-FLEC認定アドバイザーを講師として招聘し、金融リテラシー向上を目的とした説明を実施するとともに、機構からは金利上昇局面におけるリスクに関する啓発と、フラット35の商品性に関する周知を行った。【再掲】 <p>(住宅等のライフサイクルを通じた支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、住宅等のライフサイクルを通じた支援を図るため、長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」を実現するための具体的施策を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 適合証明情報を機構で一元管理することで、適合証明書の電子交付や基幹システムとのデータ連携を実現する「適合証明情報のデジタル化及び基幹システムとの連携」について、令和8年10月のリリースに向けた要件定義等を行った。 ② 「フラット35利用者向けの共通ポイントサービス」の導入について、令和8年10月の制度開始に向けてベンター調達等を行った。 		
------------------------	-------------------	--	--	--	--	--

					<p>③ 「融資住宅における住宅履歴情報保存サービスの提供」について、住宅履歴情報として保存する内容や、住宅履歴情報の保存・蓄積を促進するための効果的な方法等について検討を進めた。</p> <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅と同様に30年以上の維持保全計画（長期修繕計画）を策定することに加え、修繕積立金の要件により当該計画の実行性が一層担保されている予備認定マンション及び管理計画認定マンションをフラット50の融資対象に追加した（令和7年10月）。【再掲】 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」（骨太方針2025）を踏まえ、全期間固定金利への借換えの円滑化や子育て世帯等の支援のため、借換融資においてもフラット35子育てプラスの利用を可能とするとともに借入期間の基準を延長した（令和8年3月）。【再掲】 ○ 足元の物価高に伴い住宅価格が上昇している状況を踏まえ、フラット35及びリ・バース60（全期間固定金利タイプ）の融資限度額を1億2,000万円に引き上げることを決定した（令和8年4月）。 ○ 足元の住宅市場やライフスタイルが多様化している状況に対応し、フラット35の一戸建て住宅等における床面積の基準を50㎡に緩和することを決定した（令和8年4月）。【再掲】 ○ フラット35ペアローンにおいても親子リレー返済や連帯債務制度を利用したいといったニーズを踏まえ、フラット35ペアローンに連帯債務制度の導入を決定した（令和8年4月）。【再掲】 ○ 「金利のある世界」に向けて、フラット35が市場金利の上昇と比べて、利用 		
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>しやすい金利水準になるよう、資金調達の工夫等を実施している。</p> <p>○ フラット35取扱金融機関、住宅関連事業者等のニーズを踏まえ、次の事項について運用改善を実施した。【再掲】</p> <p>(1) 令和7年10月実施事項</p> <p>① 年間収入の算定方法の合理化</p> <p>② 兄弟姉妹での収入合算の拡充</p> <p>③ フラット35リノベ（リフォーム一体タイプ）の審査の合理化</p> <p>(2) 令和8年4月実施事項</p> <p>① 借入対象となる諸費用の追加</p> <p>② 諸費用金額の確認方法の拡充</p> <p>③ 在籍確認方法の見直し</p> <p>④ 請負契約書等の原本確認方法の拡充</p> <p>⑤ フラット35リノベの検査体制の見直し</p> <p>⑥ フラットパッケージにおける保留地の付保対象化</p> <p>(調査・研究)</p> <p>○ 証券化支援事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおり社会経済情勢に対応した住宅ローン市場等に関する調査を行った。これらの調査研究結果は、プレスリリース等により広く発信することで、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅事業者、マスメディア等にも活用されている。</p> <p>① 住宅ローン利用者等の実態調査 住宅ローンの利用者及び利用予定者に対して、インターネットによるアンケート調査を実施し、住宅ローンの利用実態や金利リスクに対する意識等の調査結果を公表した（令和7年4月及び10月並びに令和8年1月）。</p> <p>② フラット35利用者調査 フラット35利用者の属性や利用状況等の調査を実施し、分析した結果を公表した。</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>③ 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移 住宅ローンを取り扱う金融機関等に調査を実施し、業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高を公表した。</p> <p>④ 住宅ローン貸出動向調査 住宅ローンを取り扱う民間金融機関にアンケート調査を実施し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品等の動向に関する調査結果を公表した。</p> <p>○ これらの調査・研究結果等については、プレスリリースに加え、生活経済学会第41回研究大会への学会報告、季報「住宅金融」（2025年度 春号・夏号・秋号・冬号）、「住宅ローンアドバイザー通信」（2025年秋号）、「ニッキン」（2025年10月号）、「CRI」（2026年2月号）及び「木材情報」（2025年6・9・12月号及び2026年3月号）への寄稿等を通じて、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、金融機関、マスメディア等へ広く情報発信を行った。</p> <p>○ 高齢期の返済負担の軽減が可能な住宅ローンの提供に向けた残価設定型住宅ローン等の新たな住宅融資制度の実現に資するため、経過年数に応じた将来の住宅残存価値に関する調査業務に着手した。</p> <p>（外国政府に対する各種提案及び国内外の機関との情報交換や支援等）</p> <p>○ アジア証券化機関連合（ASMMA）の会合に参加し、ASMMA加盟国の住宅ローン二次市場の発展に向けた議論を行った。</p> <p>○ インド共和国の不動産業関係団体が機構本店に来店し、同国における住宅市場等について情報交換を行った。</p> <p>○ インドネシア共和国の第二次抵当公社（SMF）に対して、住宅ローンに関する各種リスクやグリーンボンドの発行について情報提供を行うとともに、同国の</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>MBS市場についての情報交換をオンラインで行った。また、現地を訪問し、SMFの職員を対象にグリーンボンド発行等に関する研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ウズベキスタン住宅ローンリファイナンス（株）とMBSの円滑な発行に関する情報交換を行った。 ○ アジア開発銀行・京都大学経営管理大学院・京都大学東南アジア地域研究研究所が共催した「ASEAN+3債券市場フォーラム」のパネルディスカッションにパネリストとして参加し、我が国のMBS市場について説明を行った。 ○ 「日中建築住宅会議」に参加し、質の高い住宅ストックの形成支援、既存住宅の流通支援、地方公共団体の政策課題解決の支援、高齢者に対する支援、脱炭素社会の実現に向けた取組、自然災害による被災者対応、高経年マンション対策への取組等についてプレゼンテーションを行った。 ○ モンゴル国のモンゴル住宅抵当（株）（MIK）からの要請により、グリーンボンドの発行に関する有償の技術支援を次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ MIK役職員、政府関係者等に日本の住宅の施策、省エネルギー住宅推進の取組等に関する研修を3タームにわたり実施した。本取組は日本の住宅や住宅金融支援の仕組みをモンゴル国に普及させるもので、日本の住宅・建材メーカーの進出検討を支援した。 ・ 日本の寒冷地における長年の省エネルギーに関する知見に加え、外部専門家（北海道大学教授）による現地調査等を踏まえ、モンゴル国の環境、政策動向、建築技術レベル等に即したグリーンボンド発行に向けた提言を実施した。 ○ 韓国住宅金融公社（KHFC）に対して、機構の住宅金融の仕組み、証券化支援事業等について研修を実施した。ま 	
--	--	--	--	---	--

				<p>た、KHFCを訪問し、日本と大韓民国のそれぞれのリバースモーゲージを中心とした住宅金融に関して情報交換を行った。</p> <p>○ 第9回アフリカ開発会議において、テーマ別イベント「日・アフリカ 住宅・建築・都市開発フォーラム」を国土交通省、シェルターアフリック開発銀行、日本建築センター及び国際住宅建築都市産業協会（JUBH）とともに開催した。また、本フォーラム後に、環境に配慮した住宅と都市開発をテーマとしたラウンドテーブルディスカッションを開催し、フラット35Sやグリーンボンドについて説明を行った。</p> <p>○ 米国政府抵当金庫（ジニーメイ）の新任幹部に対し、フラット35プラス、フラット35中古プラス、マンションすまい・る債等、我が国の課題に対する機構の取組について情報提供するとともに、両国の住宅市場と住宅金融市場について意見交換を行い、今後の関係強化を図った。</p> <p>○ ウクライナ経済省から委員として委嘱された「ウクライナにおける効果的な住宅金融メカニズムの発展を目指した改革と戦略的提言のための諮問委員会」に参加し、同国に対する住宅金融支援の方策について各国の委員と情報交換を行った。また、国土交通省総合政策局が主導する住宅分野において官民が連携した住宅復興タスクフォースに参加し、同国に対する機構の取組を発表した。</p> <p>○ 欧州住宅金融連合・カバードボンド協議会（EMF/E CBC）の省エネルギー住宅ローン・イニシアティブ諮問委員会主催の「手頃で持続可能な住宅シンポジウム」に参加し、情報交換を行った。</p> <p>○ EMFが発行する「HYPOSTAT 2025」に対し、我が国の住宅金融市場に関する情報提供を行い、記事が掲載された。</p>	
--	--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界銀行からの要請に基づき、都市開発実務者向け対話型研修において、機構が日本の住宅金融において果たしてきた住宅金融と住宅の質の向上への取組について講演を行った。 ○ 国際証券化機関連合（ISMMA）及びアフリカ住宅金融連合の国際会議に参加した。また、シェルターアフリック開発銀行との意見交換を通じて、日本の知見をどのように活用し、アフリカの住宅金融市場の発展を支援できるかについて議論を行った。加えて、ISMMAの「2024 Annual Report」において機構の新商品導入やグリーンボンド発行状況等のトピックを掲載した。 ○ 国連人間居住計画のAdequate Housing for Allワーキンググループに参加し、住宅課題の解決方策について情報交換を行った。 ○ 海外の住宅金融機関等に対し、日本の住宅政策、住宅技術、マンション管理、住宅金融等に関する研修を実施し、人材育成を図るとともに各機関との人的ネットワークを強化した（国土交通省補助事業）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピン共和国の人間居住開発省（DHSUD）及び国立住宅抵当金融公社（NHMFC） ・ ベトナム社会主義共和国のホーチミン市人民委員会 ○ カンボジア王国国土省の要請に基づき、戦後から現在にかけて住宅金融公庫と機構が果たしてきた役割や機構の事業内容について紹介し、意見交換を行った。 ○ ウズベキスタン共和国で開催されたASMMAの総会及び「グリーンで手頃な住宅」をテーマとした国際フォーラムに参加し、グリーンボンド等に関する情報提供及びASMMA加盟国の住宅ローン二次市場の発展に向けた議論を行った。 	
--	--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ サウジ不動産リファイナンス会社の要請に基づき、我が国の住宅金融市場及び機構のMBS発行に関して意見交換を行った。 ○ ベトナム宅建業協会（株）（VAR S）の要請に基づき、「ベトナム不動産フォーラム2026」のラウンドテーブルディスカッションにおいて、日本の戦後復興における住宅政策及び住宅金融公庫の取組について説明を行った。また、本フォーラムの中でVAR Sベトナム不動産市場評価研究所と両国における住宅市場・住宅金融に関する情報収集・調査での協力を目的とした覚書の変更に関する締結を行った。 ○ （独）国際協力機構（JICA）が主催する課題別研修「持続可能な住宅・建築政策」において我が国の住宅市場及び住宅金融について説明を行った。 ○ JICAからの要請に基づき、「エルサルバドル公営賃貸住宅モデル整備プロジェクト」においてエルサルバドル共和国の住宅省等向けに我が国の住宅政策における機構の取組について講義を行った。 ○ インドネシア共和国で開催された「サステナブル住宅・建築・都市セミナー」に参加し、インドネシア政府・政府関係機関等と住宅市場・住宅金融市場に関して情報交換を行った。 ○ マレーシア国立抵当公社の要請に基づき、我が国のまちづくりの取組、震災・豪雨災害の復興の取組、省エネルギー住宅の推進等に関する研修を東京及び九州で実施した。 ○ インド国立住宅銀行（NHB）からの要請に基づきインドで開催されたNHBとアジア太平洋住宅金融連合の共催による「住宅金融の進化する状況」をテーマとした国際会議において我が国の住宅政策と住宅金融について講演を行った。 	
--	--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際建設業者連合会からの要請に基づき機構の業務概要・取組等について説明を行った。 ○ EMF/ECBCの要請に基づき、アジア太平洋カバードボンドシンポジウムにおいて我が国の住宅金融及び機構の取組等について講演した。 ○ 国土交通省の要請に基づき、第6回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合に参加し、我が国の住宅金融政策、機構の取組等について講演した。 ○ 住宅金融の発展段階にある国に対する包括的な調査を実施し、国土交通省主催「住宅産業海外展開支援セミナー」、JUBH主催セミナー等で国内企業向けに次の調査について情報提供を行った（国土交通省補助事業）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インド共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査 ・ ベトナム社会主義共和国における住宅市場及び住宅金融に関するフォローアップ調査 ○ 上記の調査等を通じて構築したインドの不動産関係団体からの要請を受けて、本邦企業とのマッチングを実施した。また、ベトナムへの進出可能性を検討するハウスメーカーにベトナム住宅市場及び防火・耐火規制に関する情報を提供するとともに、令和7年度の調査等を通じて構築したベトナムに進出済みの本邦企業とのマッチングを実施し、進出検討を支援した。 ○ 本邦企業からの要請により、海外の住宅市場及び住宅金融に関する情報提供や海外展開に関する意見交換を行った。さらに海外機関へ我が国の住宅市場・住宅金融市場について情報提供を行った。 ○ 海外政府・政府関係機関との会合等において、高齢化社会対応に関するニーズがあった場合にはリ・バース60をはじめ、我が国の住宅金融の取組について情 	
--	--	--	--	---	--

					報提供を行った。(例：日中建築住宅会議、MIK向け技術支援、世界銀行都市開発実務者向け対話型研修、KHFCとの情報交換、DHSUD及びNHMFC向け研修等)		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の証券化支援事業における支出額(決算額)は、定期預金の預入による支出が当初想定に比べて増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた(予算額に対する決算額の増減：+12.8%)。 							

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	住宅融資保険等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：II 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第3号並びに第2項第1号及び第8号
当該項目の重要度、困難度	重要度・困難度：「高」（一歩踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：007279

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定量目標	リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数	(計画値)	中期目標期間中に570回以上	—	140回		
		(実績値)	—	207回 (令和6年度)	301回		
		(達成率)	—	—	215.0%		
	リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の取扱金融機関数	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに86機関以上	—	86機関		
		(実績値)	—	86機関 (令和6年度)	86機関		
		(達成率)	—	—	100.0%		
指標	フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数		—	8,913件 (令和6年度)	11,165件		
	パッケージ融資への付保申請件数		—	13,571件 (令和6年度)	9,285件		
	リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）への付保申請件数		—	1,474件 (令和6年度)	1,173件		
	リ・バース60の認知度		—	17.1% (令和6年度)	21.8%		

買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	162件 (令和6年度)	253件		
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
予算額（百万円）	28,831					
決算額（百万円）	46,606					
経常費用（百万円）	5,093					
経常利益（百万円）	6,582					
行政コスト（百万円）	5,093					
従事人員数（人）	43					

注) 住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。	民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	<評価の視点> ・民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を行っているか。 <定量目標・指標> 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	<主要な業務実績> (つなぎ融資・パッケージ融資への継続的な付保) ○ 住宅融資保険利用金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結し、フラット35及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資に係る住宅融資保険の付保を継続的かつ円滑に行った。その結果、指標「フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数」及び「パッケージ融資への付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。 ○ 定量目標のうち「リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の普及に関する啓発活動の実施回数」については、地方公共団体、民間金融機関等と連携したり・バース60利用検討者向けの説明会を開		
① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。 (指標) ・フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数 ・パッケージ融資への付保申請件数	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。					

	(指標：フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数/パッケージ融資への付保申請件数)	(指標：フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数/パッケージ融資への付保申請件数)		<ul style="list-style-type: none"> ○ フラット50の融資対象となる住宅の新築、購入及び借換を行う場合に、フラット35パッケージの償還期間を最長50年まで設定できるよう見直しを行った。また、見直しに伴い、フラット35パッケージの名称をフラットパッケージに改めた(令和7年10月)。 ○ フラットパッケージ(ミックスタイプ)において、フラット35取扱金融機関の担当者及び経営層に向けた制度説明資料を作成し、機構支店と連携して預金金融機関にアプローチを実施した。 ○ フラット35ペアローンについて、令和8年度中にフラットパッケージで2契約の利用が可能になるようシステムメンテナンスを行うことを決定した。 	<p>催すること等により、定量目標を大きく上回る301回の啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定量目標のうち「リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の取扱金融機関数」については、継続的な参入勧奨と参入希望金融機関への丁寧かつニーズに寄り添った対応を実施した結果、目標を達成した。 ○ 指標のうち「リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)への付保申請件数」については、住宅価格高騰、金利上昇等の影響により、対前年度比79.6%と減少したものの、リ・バース60の認知度向上に向けた広告の実施、理解度向上に向けた商品説明動画の作成等の取組を通じて、リ・バース60を利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援するべく、機構本支店一体となって取組を推進している。 ○ リ・バース60とリースバックを混同し、誤解されるケースが見受けられることから、リ・バース60とリースバックの特徴や違いをファイナンシャルプランナーが解説する動画を作成し、プレスリリース等により広く
<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)による高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リ・バース60の普及のため、啓発活動を行うこと。 (定量目標)</p> <p>イ 中期目標期間中におけるリ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の普及に関する啓発活動の実施回数を570回以上とする。</p>	<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、中期目標期間中におけるリ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の普及に関する啓発活動の実施回数を570回以上とする。中期目標期間の最終年度までにリ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の取扱金融機関数を86機関以上とすること等により、リ・バース60を利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。</p>	<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、住宅ローン利用予定者等に対するリ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の普及に関する啓発活動の実施回数を140回以上とする。民間金融機関におけるリ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の参入等に向けた取組を支援し、本商品に係る取扱金融機関数を86機関以上とすること等により、リ・バース60を利用しやすい環境を整備し、</p>	<p>次のとおり、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、定量目標「リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の普及に関する啓発活動の実施回数」及び「リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の取扱金融機関数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)への付保申請件数」及び「リ・バース60の認知度」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動・認知度向上の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構支店等による啓発活動の実施に当たり、新任担当者向け研修を開催し、商品の制度概要、「リ・バース60ハンドブック」に基づく基本行動等、新任担当者の知識の向上に努めた。【再掲】 ○ リ・バース60の認知度及び理解度の向上を図るため、親世代及び子世代に向 		

<p>ロ 中期目標期間の最終年度までにリ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の取扱金融機関数を86機関以上とする。（令和6年度末実績（見込み）：86機関）</p> <p>（指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）への付保申請件数 ・ リ・バース60の認知度【再掲】 	<p>（定量目標）</p> <p>（指標：リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）への付保申請件数／リ・バース60の認知度【再掲】）</p>	<p>高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。</p> <p>（定量目標）</p> <p>（指標：リ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）への付保申請件数／リ・バース60の認知度【再掲】）</p>		<p>けた興味喚起及び商品認知の拡大を目的としたCM動画を作成した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CM動画を見てリ・バース60サイトを訪問した者に対して、リ・バース60の商品性をより詳しく理解してもらうために、「親子で考える！【リ・バース60】～商品性を詳しく理解する～」（8分）を作成し、リ・バース60サイトに掲載した。【再掲】 ○ テレビCM、新聞広告、インターネット広告等において広告キャンペーンを実施した（令和7年5月、8月及び11月並びに令和8年1月）。また、テレビCMでは、リ・バース60の利用者層である高齢者の視聴率が高い番組においてCM動画を放送した。【再掲】 ○ リ・バース60とリースバックの特徴や違いをファイナンシャルプランナーが解説する動画を作成し、プレスリリース等により広く周知することで制度の正しい理解を促進した。【再掲】 ○ リ・バース60の理解の向上を図るため、業界団体に向けて、次のとおり、制度周知を実施した。【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ① （公社）日本不動産学会主催のシンポジウムにパネリストとして登壇し、制度周知を実施した。 ② （一社）住宅生産団体連合会、（一社）不動産流通経営協会及び（一社）全国住宅産業協会との意見交換会の場において、制度周知を実施した。 ③ （一社）プレハブ建築協会郡山七社会、（一社）東海木造住宅協会、山形県宅地建物取引業協会等の会合・セミナー等の場を活用して効率的に制度周知を実施した。 ④ （一社）不動産流通経営協会、（一社）発泡プラスチック建築技術協会及び（一社）JBN・全国工務店協会が主催する住宅関連事業者向けの研修会の場において制度周知を実施した。 	<p>周知することで制度の正しい理解を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・バース60の認知度及び理解度の向上を図るため、親世代及び子世代に向けた興味喚起及び商品認知の拡大を目的としたCM動画を作成した。また、CM動画を見てリ・バース60サイトを訪問した者に対して、リ・バース60の商品性をより詳しく理解してもらうために、「親子で考える！リ・バース60～商品性を詳しく理解する～」（8分）を作成し、リ・バース60サイトに掲載した。 ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度の普及に向けて、地方公共団体、地域金融機関及び業界団体とのネットワークを活かした周知活動等を実施した結果、63の地方公共団体、6の金融機関が取扱いを開始した。 ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度について、取扱金融機関からのニーズを踏まえ、利息引落方法の見直しを実施した。また、耐震改修工事は、屋根、床、壁、基礎など躯体を残した大規模なものとなり、工事期間中、住宅を離れるケースもありえることから、工事期間中の仮住まいのための引越費用及び家賃を付 	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>⑤ 住宅・不動産関連団体連絡会議において19団体に対して制度概要及び申請状況等について説明を行った。</p> <p>○ 参入希望のあった金融機関に対して、商品設計や事務手続に関する照会対応等を行い、住宅融資保険契約の締結に向けたサポートを実施した。</p> <p>○ 住宅ローン利用予定者向けのセミナー等に参加し、次のとおり、リ・バース60の制度周知を行った（（）内は機構担当支店等）。【再掲】 <主なセミナー等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者と連携し、新築マンション購入検討者向けセミナーにて制度周知及び個別相談対応（北陸支店） ・ 耐震・リフォーム個別相談会を大阪府茨木市と共催し、制度周知及び個別相談会実施（近畿支店） ・ 住宅展示場にて購入検討者向けに制度周知（首都圏業務第二部） <p>○ プレスセミナーにおいて記者に対してリ・バース60の制度概要、申請状況等について説明を行った。【再掲】</p> <p>○ これらの取組の結果、指標「リ・バース60の認知度」は、17.1%（令和6年10月）から、19.6%（令和7年4月）、21.8%（令和7年10月）と徐々に向上している。【再掲】</p> <p>（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に向けた取組）</p> <p>○ 未参入の地域金融機関等に対して、機構各支店等が商品特性、収益性、高齢者のニーズ、活用事例、リ・バース60取扱金融機関の取組状況等を示すことで参入の働きかけを行った。関心を示した地域金融機関等に対しては、機構本支店で連携し、詳細な商品内容説明や当該地域金融機関等からの照会対応等の継続した取組を行った。</p>	<p>保対象費用とすることを決定した（令和8年4月）。</p> <p>○ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、居住サポート住宅及び家賃債務保証業者の認定制度の創設に伴い、家賃債務保証保険制度を拡充するとともに、家賃債務保証事業者への制度の周知を実施した。</p> <p>○ 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、住宅価格の高騰に伴い住宅ローンが高額化・長期化する中でも、子育て世帯等が返済負担を軽減しつつ安心して返済可能な民間金融機関による残価設定型住宅ローンの供給を促進するため、「特定残価設定ローン保険」を創設した（令和8年3月）。</p> <p>○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ リ・バース60取扱金融機関や住宅事業者等に対する商品説明や勉強会、地方公共団体へのリ・バース60耐震改修利子補給制度の説明の機会を通じてリ・バース60（変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ）の啓発活動を実施した。 ○ これらの取組の結果、リコーリース（株）が令和8年4月からリ・バース60の新規取扱開始を決定した。 <p>（リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度の金融機関導入意思決定、体制整備及び実績確保（普及・促進）を図るため、耐震改修負担金制度を創設し、制度開始に関する金融機関向け説明会等を実施した。 ○ 機構支店等に向けて住宅融資保険関連推進会議を実施し、リ・バース60耐震改修利子補給制度等に関する取組状況や取組事例等の報告を行い、機構支店等による地方公共団体及び金融機関への周知活動をサポートした。 ○ リ・バース60お客さま現況確認サービス及び付保承認申請の伝送化の開始（令和7年10月）に当たり、制度理解を促すため、リ・バース60取扱金融機関向け説明会を開催した。【再掲】 ○ リ・バース60取扱金融機関向けに「リ・バース60通信」を発行し、住宅事業者からの要望等を掲載することで、リ・バース60取扱金融機関の推進活動を支援した。【再掲】 ○ （一社）金融財政事情研究会が発行する民間金融機関職員向け通信講座においてリ・バース60の執筆に協力し、金融機関職員の知識向上を行った。【再掲】 <p>（リ・バース60耐震改修利子補給制度の普及及び浸透）</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>○ (一社) 全国信用金庫協会、(一社) 住宅リフォーム推進協議会、日本木造住宅耐震補強事業者協働組合及び(一財) 日本建築防災協会に制度内容を説明するとともに研修及び刊行物への寄稿等による周知を依頼し、次の取組を実施した。</p> <p><主な取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本木造住宅耐震補強事業者協働組合の機関誌に記事を掲載 ・ (一財) 日本建築防災協会が主催する耐震診断基準の改訂講習会においてWeb受講者に対し制度説明動画を提供 ・ (一財) 日本建築防災協会による機関誌(建築防災)に制度概要を掲載 ・ (一社) 住宅リフォーム推進協議会を通じて66団体に制度チラシを配布 <p>○ リ・バース60取扱金融機関向けに「リ・バース60通信」を発行し、住宅事業者からの要望及び耐震改修負担金の制度内容を掲載することで、リ・バース60取扱金融機関の推進活動を支援した。</p> <p>○ 住宅・不動産関連団体連絡会議において19団体に対して制度概要及び取組状況等について説明を行った。</p> <p>○ プレスセミナーにおいて記者に対してリ・バース60耐震改修利子補給制度の概要、取組状況等について説明を行った。</p> <p>○ 岡山県が主催する市・町行政担当者向け「リ・バース60耐震改修利子補給制度説明会」に講師として参加し、制度説明を行った。</p> <p>○ 地方公共団体への制度説明及びリ・バース60取扱金融機関への事務サポートの結果、リ・バース60耐震改修利子補給制度における全国初の付保申請につながった。</p> <p>○ 機構本支店等を通じた地方公共団体等への働きかけにより、リ・バース60耐</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>震改修利子補給制度は、63の地方公共団体、6の金融機関が取扱いを開始した（令和8年3月末）。</p> <p>（制度・運用の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構がマイナンバーカード情報から安否情報を取得し、リ・バース60取扱金融機関へ提供することで、リ・バース60取扱金融機関が債務者の安否を確認できるリ・バース60お客さま現況確認サービスを開始した（令和7年10月）。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅融資保険事業におけるデジタル化の施策の一環として、付保承認申請手続の伝送化を開始した（令和7年10月）。 ○ リ・バース60サイトにおいて、リ・バース60取扱金融機関ページの「絞り込み条件」でチェックボックス「耐震改修利子補給制度を利用検討中の方」を選択可能とすることで、リ・バース60取扱金融機関の検索性を向上した。 ○ リ・バース60取扱金融機関からの要望を踏まえ、諸費用の確認方法の簡素化等の手続改善を行うことを決定した（令和8年4月）。【再掲】 ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度の利用促進を図るため、付保対象費用に耐震改修工事に伴い発生する仮住まい費用等の追加することやリ・バース60取扱金融機関における利子補給金の充当方法の拡大等事務手続改善を行うことを決定した（令和8年4月）。 		
<p>③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。 (指標)</p>	<p>③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。</p>	<p>③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。</p>		<p>(買取再販事業者向け融資に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅融資保険利用金融機関からの制度及び手続に関する照会について迅速に対応し、必要に応じてシステム対応等を実施した。 ○ 円滑な審査事務と手続日数の短縮に資するため、住宅融資保険利用金融機関と機構審査部門との間で必要書類や審査上の目線合わせを実施した。 		

<ul style="list-style-type: none"> 買取再販事業者向け融資への付保申請件数 	<p>(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)</p>	<p>(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、指標「買取再販事業者向け融資への付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 		
<p>④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。</p>	<p>④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。</p>	<p>④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。</p>	<p>(家賃債務保証保険業務に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家賃債務保証保険業務への参入を検討している家賃債務保証事業者からの照会に対して、資料提供等を迅速に対応した。 ○ 令和6年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）が改正され、居住サポート住宅及び家賃債務保証業者の認定制度が創設されたことに伴い、同法が施行された令和7年10月1日に家賃債務保証保険制度を拡充した。また、拡充内容の詳細、運用手順等を整理・規定化し、家賃債務保証事業者に周知した。 ○ 全国賃貸保証業協会及び日本賃貸住宅管理協会の会合に参加し、拡充内容の周知を行った。 ○ 拡充内容について、機構ホームページ掲載情報の更新及び記者発表にて情報発信を行い、不動産経済通信、(株)不動産流通研究所が運営するニュースサイト、(公社)東京都宅建協会のホームページ等に記事掲載された。 		
<p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。</p> <p>地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を</p>	<p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。</p> <p>また、情報交換、会議の開催等を通じて官公庁、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業</p>	<p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。</p> <p>また、情報交換、会議の開催等を通じて官公庁、地方公共団体、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の深</p>	<p>(的確な保険金支払審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険金の支払審査を迅速かつ的確に行うため、次のとおり取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険金支払請求案件の増加に伴い保険金支払審査の効率化検討、審査基準及び調書の改善のための内部規定の改正 ② 保険金支払審査項目について事前にチェックするシートの改善及び当該シートの活用による迅速な審査の実施 ③ 保険金支払請求後の進捗管理データベースの活用による進捗管理の徹底 ④ 保険金支払請求前の金融機関からの照会に対する必要書類・手続の案内 		

<p>担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力をより深めること。</p>	<p>者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の深化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>		<p>○ これらの取組の結果、住宅融資保険利用金融機関から保険金支払請求を受理後、住宅融資保険約款に定められている期間内（30日以内）の保険金支払を遵守しつつ、住宅融資保険利用金融機関からの要望を踏まえた支払日の設定を行うことで、円滑な支払業務を遂行した（令和8年3月末現在審査日数：3.9日）。</p> <p>○ 保険事故前の長期延滞債権について、関係部署及び住宅融資保険利用金融機関と連携を図り、早期解決に向けた取組を行った。</p> <p>（的確な回収）</p> <p>○ 債権ごとの状況を住宅融資保険利用金融機関に確認し、機構から住宅融資保険利用金融機関へ各債権の状況に応じた措置方針を示すことにより、回収の促進に努めた。</p> <p>（地域金融機関及び地方公共団体との連携）</p> <p>○ リ・バース60耐震改修利子補給制度が開始されたことを契機に地域金融機関及び地方公共団体と次のとおり連携を図った</p> <p>① 令和7年4月から横浜市が木造住宅耐震改修促進事業（補助金）においてリ・バース60耐震改修利子補給制度の受付を開始することを契機に、横浜信用金庫に働きかけを行った。その結果、横浜信用金庫がリ・バース60耐震改修利子補給制度の取扱いを開始した</p> <p>② 能登半島地震により高齢世帯の多い市町村で、多くの旧耐震住宅が被害を受けたことに加えて、南海トラフ地震の発生も懸念される中、高齢者の生活負担を抑えつつ、住宅の耐震化を促進できるよう、国土交通省、三島信用金庫、（株）静岡銀行、静岡県、静岡県三島市及び機構の6団体による担当者</p>		
--	---	---	--	--	--	--

				<p>会議を実施した。この会議を通じて、リ・バース60耐震改修利子補給制度の取扱い開始に向けた後押しが行われ、三島信用金庫及び静岡県三島市が取扱いを開始した</p> <p>③ (株)四国銀行と(株)高知銀行が行内でリ・バース60耐震改修利子補給制度の取扱いについて検討を進める中、地方公共団体と金融機関の間でお見合い状態が続いていたことから、機構が呼びかけを行い、高知県、高知県高知市、(株)四国銀行、(株)高知銀行及び機構の5団体で連携会議を開催した。この会議を契機として、(株)四国銀行及び(株)高知銀行がリ・バース60耐震改修利子補給制度の取扱いを開始するとともに、高知県内13の地方公共団体が補助制度の取扱いを開始した。</p> <p>④ 高知県内のリ・バース60耐震改修利子補給制度の利用を促進するため、「南海トラフ地震に備えた住宅の耐震化」をテーマに、高知県知事と機構四国支店長の対談を実施し、高知新聞の特集記事「防災・減災特集」に記事型広告を掲載した</p> <p>⑤ 岡山県が主催する市・町行政担当者向け「リ・バース60耐震改修利子補給制度説明会」に講師として参加し、制度説明を行った。【再掲】</p> <p>○ 地方公共団体への制度説明及びリ・バース60取扱金融機関への事務サポートの結果、リ・バース60耐震改修利子補給制度における全国初の付保申請につながった。【再掲】</p> <p>○ 機構本支店等を通じた地方公共団体等への働きかけにより、リ・バース60耐震改修利子補給制度は、63の地方公共団体、6の金融機関が取扱いを開始した(令和8年3月末)。【再掲】</p> <p>○ 広島市における空き家対策の促進のため、広島市、(株)広島銀行及び機構中</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>国支店が連携して市民向け「住まいの終活セミナー」を開催。地元の著名なファイナンシャルプランナーから住宅に関する終活の全体像を説明した上で、機構から「終活に活用できる60歳からの住宅ローン」としてリ・バース60の制度説明を実施する等地域のステークホルダーと連携して、空き家対策の促進に資する情報提供を行った。</p>		
<p>⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一步踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等を行うこと。</p>	<p>⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一步踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等を行う。</p>	<p>⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一步踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等を行う。</p>		<p>(調査・研究)</p> <p>○ 住宅融資保険等事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおり社会経済情勢に対応した住宅ローン市場等に関する調査を行った。これらの調査研究結果は、プレスリリース等により広く発信することで、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅事業者、マスメディア等にも活用されている。</p> <p>① 住宅ローン利用者等の実態調査 住宅ローンの利用者及び利用予定者に対して、インターネットによるアンケート調査を実施し、住宅ローンの利用実態や金利リスクに対する意識等の調査結果を公表した（令和7年4月及び10月並びに令和8年1月）。【再掲】</p> <p>② フラット35利用者調査 フラット35利用者の属性や利用状況等の調査を実施し、分析した結果を公表した。【再掲】</p> <p>③ 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移 住宅ローンを取り扱う金融機関等に調査を実施し、業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高を公表した。【再掲】</p> <p>④ 住宅ローン貸出動向調査 住宅ローンを取り扱う民間金融機関にアンケート調査を実施し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品等の動向に関する調査結果を公表した。【再掲】</p>		

				<p>○ これらの調査・研究結果等については、プレスリリースに加え、生活経済学会第41回研究大会への学会報告、季報「住宅金融」（2025年度 春号・夏号・秋号・冬号）、「住宅ローンアドバイザー通信」（2025年秋号）、「ニッキン」（2025年10月号）、「CRI」（2026年2月号）及び「木材情報」（2025年6・9・12月号及び2026年3月号）への寄稿等を通じて、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、金融機関、マスメディア等へ広く情報発信を行った。【再掲】</p> <p>○ 高齢期の返済負担の軽減が可能な住宅ローンの提供に向けた残価設定型住宅ローン等の新たな住宅融資制度の実現に資するため、経過年数に応じた将来の住宅残存価値に関する調査業務に着手した。【再掲】</p> <p>○ 持ち家に暮らす60歳以上の高齢者世帯を住宅ローン返済の状況別に分析し、金融ジェロントロジーの観点からリフォーム支援策について考察した。その成果を季報「住宅金融」（2025年度春号）を通じて広く発信した。</p> <p>（リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動）</p> <p>○ 機構支店等による啓発活動の実施に当たり、新任担当者向け研修を開催し、商品の制度概要、「リ・バース60ハンドブック」に基づく基本行動等、新任担当者の知識の向上に努めた。【再掲】</p> <p>○ リ・バース60の認知度及び理解度の向上を図るため、親世代及び子世代に向けた興味喚起及び商品認知の拡大を目的としたCM動画を作成した。【再掲】</p> <p>○ CM動画を見てリ・バース60サイトを訪問した者に対して、リ・バース60の商品性をより詳しく理解してもらうために、「親子で考える！【リ・バース60】～商品性を詳しく理解する～」（8</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>分)を作成し、リ・バース60サイトに掲載した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビCM、新聞広告、インターネット広告等において広告キャンペーンを実施した(令和7年5月、8月及び11月並びに令和8年1月)。また、テレビCMでは、リ・バース60の利用者層である高齢者の視聴率が高い番組においてCM動画を放送した。【再掲】 ○ リ・バース60とリースバックの特徴や違いをファイナンシャルプランナーが解説する動画を作成し、プレスリリース等により広く周知することで制度の正しい理解を促進した。【再掲】 ○ リ・バース60の理解の向上を図るため、業界団体に向けて、次のとおり、制度周知を実施した。【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ① (公社)日本不動産学会主催のシンポジウムにパネリストとして登壇し、制度周知を実施した。 ② (一社)住宅生産団体連合会、(一社)不動産流通経営協会及び(一社)全国住宅産業協会との意見交換会の場において、制度周知を実施した。 ③ (一社)プレハブ建築協会郡山七社会、(一社)東海木造住宅協会、山形県宅地建物取引業協会等の会合・セミナー等の場を活用して効率的に制度周知を実施した。 ④ (一社)不動産流通経営協会、(一社)発泡プラスチック建築技術協会及び(一社)JBN・全国工務店協会が主催する住宅関連事業者向けの研修会の場において制度周知を実施した。 ⑤ 住宅・不動産関連団体連絡会議において19団体に対して制度概要及び申請状況等について説明を行った。 ○ 参入希望のあった金融機関に対して、商品設計や事務手続に関する照会対応等を行い、住宅融資保険契約の締結に向けたサポートを実施した。 	
--	--	--	--	--	--

				<p>○ 住宅ローン利用予定者向けのセミナー等に参加し、次のとおり、リ・バース60の制度周知を行った（（）内は機構担当支店等）。【再掲】</p> <p><主なセミナー等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者と連携し、新築マンション購入検討者向けセミナーにて制度周知及び個別相談対応（北陸支店） ・ 耐震・リフォーム個別相談会を大阪府茨木市と共催し、制度周知及び個別相談会実施（近畿支店） ・ 住宅展示場にて購入検討者向けに制度周知（首都圏業務第二部） <p>○ プレスセミナーにおいて記者に対してリ・バース60の制度概要、申請状況等について説明を行った。【再掲】</p> <p>○ これらの取組の結果、指標「リ・バース60の認知度」は、17.1%（令和6年10月）から、19.6%（令和7年4月）、21.8%（令和7年10月）と徐々に向上している。【再掲】</p> <p>（制度・運用の見直し）</p> <p>○ 家賃債務保証保険制度において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る改正法の施行に対応するため、認定家賃債務保証業者向けに填補率及び保険対象範囲に応じた4区分の商品を新設した（令和7年10月）。</p> <p>○ フラットパッケージにおいて、フラット50の利便性の向上に対応するため、返済期間36年以上50年以内の商品を新設した（令和7年10月）。</p> <p>○ 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、住宅価格の高騰に伴い住宅ローンが高額化・長期化する中でも、子育て世帯等が返済負担を軽減しつつ安心して返済可能な民間金融機関による残価設定型住宅ローンの供給を促進するため、「特定残価設定ローン保険」を創設した（令和8</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>年3月)。なお、令和7年12月9日の日本経済新聞1面へ掲載される等、世間からの関心も高い。また、残価設定型住宅ローン等高齢期の負担軽減策を講じた住宅ローンの創設に向け、商品概要やコスト設定方法について、他社の制度を参考にしながら検討を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 足元の物価高に伴い住宅価格が上昇している状況を踏まえ、リ・バース60(変動金利タイプ・固定金利期間選択タイプ)の付保限度額を1億2,000万円に引き上げることを決定した(令和8年4月)。 ○ リ・バース60取扱金融機関からの要望を踏まえ、諸費用の確認方法の簡素化等の手続改善を行うことを決定した(令和8年4月)。【再掲】 ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度について、耐震改修工事は、屋根、床、壁、基礎等躯体を残した大規模なものとなり、工事期間中、住宅を離れるケースもありえることから、工事期間中の仮住まいのための引越費用及び家賃を付保対象費用とすることを決定した(令和8年4月)。 ○ リ・バース60耐震改修利子補給制度について、債務者口座を経由せずに利子補給金を金融機関の利息受入口座に充当する必要があったが、取扱金融機関からのニーズを踏まえ、債務者口座から直接、利息引落を可能とすることを決定した(全額利子補給の場合のみ(令和8年4月))。 	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

- ・ 令和7年度の住宅融資保険等事業における支出額(決算額)は、定期預金の預入による支出が当初想定に比べて増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった(予算額に対する決算額の増減: + 61.7%)。

【項目別評価調査】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	住宅資金融通等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：II 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第12号まで、第2項第4号から第7号まで、第9号及び第10号並びに附則第7条第1項第1号及び第2項
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：007279

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定量目標	地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数	(計画値)	中期目標期間中に160回以上	—	40回		
		(実績値)	—	—	59回		
		(達成率)	—	—	147.5%		
	マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数	(計画値)	中期目標期間中に8,700組合以上	—	2,500組合		
		(実績値)	—	9,874組合 (前中期目標期間)	3,371組合		
		(達成率)	—	—	134.8%		
	子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに47%以上	—	38.0%		
		(実績値)	—	45.8% (令和6年度)	64.8%		
		(達成率)	—	—	170.5%		
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 注 基準値は令和7年度に相談等があった国が災害対策本部を設置する規模の災害に係る令和6年度の実績値		—	3,075件 (令和6年度)	2,950件		
	東日本大震災		—	267件 (令和6年度)	319件		

平成28年熊本地震	—	118件 (令和6年度)	40件			
平成30年7月豪雨	—	11件 (令和6年度)	15件			
令和元年台風第15号及び台風第19号	—	14件 (令和6年度)	2件			
令和2年7月豪雨	—	131件 (令和6年度)	38件			
令和3年7月1日からの大雨	—	5件 (令和6年度)	0件			
令和6年能登半島地震	—	2,529件 (令和6年度)	2,536件			

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算額（百万円）	948,177			
決算額（百万円）	1,801,541			
経常費用（百万円）	138,020			
経常利益（百万円）	83,613			
行政コスト（百万円）	138,020			
従事人員数（人）	360			

注) 財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。 なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改	<評価の視点> ・住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を行っているか。 <定量目標・指標> 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A 根拠：住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」とした。 ○ 定量目標である「地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓	評価	

<p>分担に留意すること。</p>	<p>修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を着実に実施する。あわせて、これらの融資に関しては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意し、民間金融機関等の業務状況を不断に検証する。</p> <p>また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。</p>	<p>修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等との適切な役割分担に留意し、民間金融機関等の業務状況を不断に検証する。</p> <p>また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。</p>			<p>発活動の実施回数」については、令和6年能登半島地震から得た学びを全国の防災へ活かすため、南海トラフ地震に係る重点受援県を訪問し、地方公共団体との連携を強化した結果、目標値40回に対して実績値は59回（達成率147.5%）となり、目標を大幅に上回った。</p> <p>○ 定量目標である「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、マンション管理会社・マンション管理組合等に対して制度周知・活用促進の取組を精力的に行い、目標値2,500組合に対して実績値は3,371組合（達成率134.8%）となり、目標を大幅に上回った。</p> <p>○ 定量目標である「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」については、国土交通省の補助事業（子育てグリーン住宅支援事業補助金）と機構子育て配慮賃貸住宅金利引下げ制度の一体的な周知を実施することで、目標値38%以上に対して実績値は64.8%（達成率170.5%）となり、目標を大きく上回る実績となった。</p> <p>○ 指標のうち「国が災害対策本部を設置する規模</p>
<p>① 令和6年能登半島地震をはじめとした全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 	<p>① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して電話、面談等による相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築し、災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。</p> <p>(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>	<p>① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して被災地における出張相談のほか電話、インターネットその他の通信手段を活用した相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築した上で災害復興住宅融資等を実施する。特に令和6年能登半島地震からの復興については、地域ごとの被害状況等を十分に踏まえ、被災者に寄り添った支援を実施する。</p>		<p>次のとおり、災害復興住宅融資に関する相談対応等の被災者支援を行った結果、指標「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>(災害復興住宅融資等に関する相談対応)</p> <p>○ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、被災世帯の住まい再建を支援するため、次のとおり各地域のニーズを踏まえた対応を行った。</p> <p>① 発災直後に機構内に設置した「住まい再建支援本部」を令和7年度においても引き続き開催し、地方公共団体との連携状況、地域金融機関の受付体制等の整備、今後の取組等について情報共有を行った。また、被災地域ごとの復旧・復興の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた機構の具体的な取組、災害ケースマネジメントによ</p>	<p>○ 定量目標である「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」については、国土交通省の補助事業（子育てグリーン住宅支援事業補助金）と機構子育て配慮賃貸住宅金利引下げ制度の一体的な周知を実施することで、目標値38%以上に対して実績値は64.8%（達成率170.5%）となり、目標を大きく上回る実績となった。</p> <p>○ 指標のうち「国が災害対策本部を設置する規模</p>

			<p>また、住宅ローン利用者である被災者の継続的な返済を支援するため、当該被災者の状況に応じた災害特例等による柔軟な条件変更等を行うとともに、必要に応じて自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会）等の適用を勧奨する等、適切な措置を講ずる。</p> <p>（指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数）</p>		<p>る被災者支援の重要性等について確認した。石川県輪島市、石川県七尾市、石川県珠洲市、石川県河北郡内灘町、石川県鳳珠郡能登町、新潟市等において災害ケースマネジメント会議等に出席して意見交換を実施した。</p> <p>② 被災地域ごと4県12市町で240回の相談会を開催した。被災地域を担当する支店及び業務所管部署以外の部署からも31名の現地派遣要員を選定し派遣する等組織を挙げて対応した。</p> <p>③ 石川県輪島市主催の地区毎の生活再建懇談会（全29会場）に同席し、災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例制度等の説明を行った。</p> <p>④ 令和6年度に石川県と共同作成した「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」を被災地域の住民に配布するとともに、石川県主催のいしかわ型復興住宅モデルプラン相談会に参加し、相談対応を行った（全7会場で72件の相談対応）。また、いしかわ型復興住宅モデルプラン集に機構の災害復興住宅融資を利用した被災者のインタビュー記事を掲載した（令和8年3月）。</p> <p>⑤ 石川県輪島市及び輪島市地域支え合いセンターと連携し、地域コミュニティセンターを会場に、同センターの職員を介助者としたオンライン相談体制を整備した。これにより、冬期、積雪がある中でも、住宅資金相談やカウンセリングを行うことが可能となり、8件のオンライン相談対応を行った。</p> <p>⑥ 石川県七尾市では、住宅事業者向けに災害復興住宅融資の勉強会を開催するとともに、住宅事業者のニーズに応じた住宅資金相談会を開催した。</p> <p>⑦ 「LINE」の機構公式アカウント（令和6年能登半島地震用）のリッチメニューをわかりやすく見直したほか、地域別の配信ができるように改修した（令和7年1月）。また、被災され</p>	<p>の災害が起きた際の相談等の件数」については、平成28年熊本地震に係る相談等の件数が発災後の経過とともに減少しているものの、令和6年能登半島地震に係る相談等は引き続き、数多く寄せられており、被災者に寄り添った丁寧な対応を継続している。</p> <p>○ 令和6年能登半島地震への対応として、令和6年度に引き続き組織を挙げて被災者の住まい再建支援に取り組んでいる。特に被害が甚大であり復興まで期間を要することが見込まれる石川県とは密に連携しており、令和6年度に石川県と共同作成した「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」を被災地域の住民に配布するとともに、石川県主催のいしかわ型復興住宅モデルプラン相談会に参加し、相談対応を行う等災害ケースマネジメントに積極的に参画している。</p> <p>○ マンション共用部分リフォーム融資の周知を行うため、国土交通省（各地方整備局を含む。）、（公財）マンション管理センター及び機構の3機関で連携の上、周知ツール「3者協働チラシ」を作成し、周知を実施するとともに、業界団体等が主催する各種セミナーに</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

					<p>た方々の住まい再建の参考となるよう、融資利用者の声並びに資金計画及び返済計画の実例を掲載した。</p> <p>⑧ 上記を含め、令和6年能登半島地震に関する現地相談対応を1,228件（累計2,689件）、カスタマーセンターにおける対応を1,308件（累計3,167件）行った。</p> <p>○ 建築費高騰等に伴う補助金支援について石川県に働きかけを行い、同県の内灘以北12市町において能登住まい創生支援金（最大200万円）が給付されることとなった。</p> <p>○ 令和6年能登半島地震の支援活動等を担った団体として、新潟市から感謝状を受領した（令和7年7月）。</p> <p>○ 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨からの復旧・復興の支援に対し、石川県から感謝状を受領した（令和7年12月）。</p> <p>（災害復興住宅融資の申込受付）</p> <p>○ 令和6年能登半島地震による災害復興住宅融資の申込みを193件（うち高齢者向け返済特例73件）、令和6年能登半島地震以外の災害による災害復興住宅融資の申込みを52件（うち高齢者向け返済特例4件）受付けた。</p> <p>（デジタル化の推進）</p> <p>○ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のWeb申込サービスを令和7年10月にリリースした。</p> <p>○ 災害復興住宅融資Web申込みサービスの利用率が伸長し、25.0%（令和6年度実績22.1%）となった。</p> <p>（返済相談の実施）</p> <p>○ 住宅ローン利用者である被災者に対して、受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。返済相談においては、被災者の状況</p>	<p>において、制度説明を実施した。</p> <p>○ 令和8年度募集に向けたマンションすまい・る債の利率上乘せに関して、（一社）マンション管理業協会及び（一社）日本マンション管理士会連合会と連携し、周知ツールの作成し、制度周知を実施した。</p> <p>○ グリーンリフォームローンについて、足元の工事費高騰や業界団体等からのニーズを踏まえ、融資限度額を500万円から1,000万円に引き上げる制度改正を行った（令和7年10月）。</p> <p>○ マンション関連法の改正による一棟リノベーションや除却費等を対象とした融資制度の詳細な検討を、関係機関と連携しながら実施し、新たな融資制度を創設することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>○ 災害復興住宅融資等について、補修を中心に比較的短い返済期間の利用件数が半数程度あるため、被災者等からのニーズを踏まえて、より低利な「返済期間20年以下」の金利区分を新設することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>○ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資及びまちづくり融資（長期事業資金）について、「質の</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>に応じて、災害特例、自然災害ガイドライン等の概要を説明し、適用の勧奨を行った。</p> <p>○ 令和7年度中に自然災害ガイドラインの適用の申出があった買取債権の債権数は3件、個人系直接融資債権の債権数は2件となった（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。なお、令和7年度中に自然災害ガイドラインを適用することで調停条項案が成立した債権は6件となった（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。</p>	<p>高い賃貸住宅（子育て世帯向け省エネ）の推進」の観点から、民間金融機関の商品性や事業者等からの返済期間延長のニーズを踏まえ、返済期間を35年以内から40年以内に延長することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等各取組を着実に実施した。</p>
<p>② 大規模な自然災害の予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体との災害協力協定等に基づき、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。</p> <p>安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。</p> <p>また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう、グリーンリフォームローンを行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中における地方公共 	<p>② 大規模な自然災害の予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事資金融資及び耐震改修工事に対するリフォーム融資を実施するとともに、機構の災害復興支援のノウハウやステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体との災害協力協定等に基づき、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、中期目標期間中における地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数を160回以上とする。</p> <p>(定量目標)</p>	<p>② 大規模な自然災害の予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事資金融資及び耐震改修工事に対するリフォーム融資を実施するとともに、機構の災害復興支援のノウハウやステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体との災害協力協定等に基づき、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数を40回以上実施する。</p> <p>(定量目標)</p>		<p>次のとおり、大規模な自然災害の予防を支援するため、定量目標「地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p> <p>(自然災害発生に備えた対策支援及び体制整備に資する啓発活動)</p> <p>○ 内閣府主催の「令和7年度災害救助法等担当者全国会議」において、災害ケースマネジメントへの参画をはじめとした機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等について説明した。</p> <p>○ 地方公共団体等に訪問等を実施し、住宅再建に係る制度（災害復興住宅融資等）や、災害予防に資する制度（地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事資金融資、リ・バース60耐震改修利子補給制度等）、について紹介・説明するとともに、災害時における相談窓口対応等の連携、カスタマーセンターの案内等を実施した。</p> <p>○ 令和6年能登半島地震から得た学びを全国の防災へ活かすため、南海トラフ地震に係る重点受援県等（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、静岡</p>	

<p>団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数を160回以上とする。(前中期目標期間実績(見込み):140回)</p>				<p>市、浜松市及び名古屋市)を訪問し、地方公共団体との連携を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動を59回実施した。 ○ (株)ゆうちょ銀行による災害復興住宅融資の取扱開始(令和7年5月)に向け、事前準備から取扱開始直後の質疑応答までサポートする等発災時に備えた事前の体制整備を実施した。 		
	<p>③ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、グリーンリフォームローンを実施するとともに、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保等を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅等に係るリフォーム融資を行う。</p>	<p>③ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、グリーンリフォームローンを実施するとともに、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保等を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅等に係るリフォーム融資を行う。</p>		<p>(グリーンリフォームローンの周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーンリフォームローンの制度周知について、次のとおり取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ① 広報・広告の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンリフォームローン専用のホームページで制度説明を行ったほか、住宅関連事業者及び住宅ローン利用予定者向けに制度内容を周知するための資料を作成し、住宅関連事業者等と協力して周知を行った。 ・ 新聞広告、Webバナー広告等を行うことにより、広く周知を行った。また、「LINE」を用いてグリーンリフォームローンの借入金利を毎月配信した。また、グリーンリフォームローンの広告用動画を作成し、BSのリフォーム向け番組中のCM及びYouTubeで配信した。 ・ 住宅ローン利用予定者からの照会内容を踏まえ、物件検査に関する分かりやすさの向上を目的として、適合証明検査機関ごとの検査手数料を一覧にまとめて機構ホームページに掲載(手数料等時点更新)した。 ② 地域金融機関、住宅関連事業者及び地方公共団体に対する制度周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構支店等において、地場住宅関連事業者等に対し、グリーンリフォームローンの制度内容等の周知を行った。 ・ 大阪府主催の長寿命化リフォームセミナーでリフォーム事業者約40名に制度説明を行った。また、大和ハウスリ 		

				<p>フォーム（株）の全営業所の営業職員約300名向けにWeb会議で制度説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム産業新聞により主に事業者向けにグリーンリフォームローンの制度内容等の周知を行った。 <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーンリフォームローンについて、足元の工事費高騰や業界団体等からのニーズを踏まえ、融資限度額を500万円から1,000万円に引き上げる制度改正を行った（令和7年10月）。 <p>(グリーンリフォームローンの申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度は、166件（累計320件）の申込みを受け付けた。 <p>(デジタル化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーンリフォームローンWeb申込サービスについて、基幹システムとの相互自動連携等の機能を拡充した。加えて、基幹システムにおいて金銭消費貸借契約証書の自動作成機能の追加及び審査事務の一部自動化を行った。 	
③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金等の計画	④ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。また、マンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金等の計画的な積立てを支援し、中期目標期間	④ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。また、マンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金等の計画的な積立てを支援し、マンションす		<p>次のとおり、マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、定量目標である「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」の達成に向けて、マンションすまい・る債の周知等に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p> <p>(令和7年度マンションすまい・る債の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度の取組方針に従い、主要管理会社を優先1・優先2に区分し、定期的な訪問による意見交換を行うとともに、管理会社担当者のマンションすまい・る債及び共用部分リフォーム融資に対す 	

<p>的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等を通じた適切な維持管理の促進や高経年マンションの建替え・改修等の支援を行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を8,700組合以上とする。(前中期目標期間実績：9,874組合) 	<p>中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合を8,700組合以上とするとともに、大規模修繕工事等に対するマンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。このほか、マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成や資金計画の策定等の事業支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。</p> <p>(定量目標)</p>	<p>まい・る債を活用するマンション管理組合を2,500組合以上とするとともに、大規模修繕工事等に対するマンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。このほか、マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成や資金計画の策定等に関する初期段階からの支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。</p> <p>(定量目標)</p>		<p>る理解を促進するため、個別勉強会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) マンション管理業協会と毎月定例の対面打合せを行い、協働して管理会社に対する周知活動を実施した。 ○ 機構ホームページに定期的にマンションすまい・る債の応募状況を掲載し、応募手続に遅れがでないよう注意喚起を行った。 ○ 主要管理会社13社を定期訪問し、今年度のマンションすまい・る債の応募状況を共有した上で、今後の応募見込み件数をヒアリングし、期限までの応募を促した。 ○ 管理会社担当者のマンションすまい・る債及び共用部分リフォーム融資に対する理解を促進するため、在京の主要管理会社(10社)及び地方(札幌市、名古屋市、大阪市及び香川県高松市)の管理会社(9社)を訪問し、勉強会を実施した。 ○ 管理組合向けのマンションすまい・る債Web説明会について、月1回を目安に定期的を開催し、計55組合(マンション管理会社及びマンション管理士の参加を含む。)に対して制度概要の説明及び質疑応答を実施した。 ○ マンションすまい・る債Web申込サービスの利用向上に向けて、管理会社7社(うち5社は上記主要管理会社)を対象に勉強会を実施した。また、積立中の自主管理組合59組合を対象にWeb申込サービスの案内を目的とするDMを送付した。 ○ マンションすまい・る債Web申込サービスの利便性向上を図るため、管理会社からの要望も踏まえて関係部及び事務受託銀行と調整し、メンテナンスに取り組んでいる。また、令和8年度募集債券に向けたマンションすまい・る債の利率上乘せに係るメンテナンスも並行して進めた。 		
--	--	---	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションすまい・る債Web申込サービスによる新規応募案件（（株）長谷工コミュニティの外部管理者方式64組合、その他10組合）について、情報登録や応募手続の操作方法について、個別にサポートする等関係部や住宅債券事務センターと連携して対応した。 ○ マンションすまい・る債関係者業務連絡会議（（株）みずほ銀行、住宅債券事務センター（機構外部委託先）及び機構が参加）を7月及び12月に開催し、それぞれの部署における日頃の業務を通じた気づきやニーズを確認し、検討案を各者に共有した。また、次年度以降の営業戦略の参考として活用するため、マンションすまい・る債の利用拡大をテーマにしたディスカッションを実施した。 ○ Web広告や業界誌への広告等を通年で実施するとともに、5月、8月、11月及び2月を広告のキャンペーン期間と設定し、機構制度を周知するための広告（インターネット広告、交通広告、YouTube広告、記事型広告、サイネージ広告及びFamilyMartVision広告）を実施した。 ○ 機構ホームページに掲載しているマンションすまい・る債の「よくある質問」について、質問カテゴリーの細分化や重複質問の整理、回答内容の見直し等を行い、利用者の検索性・利便性を向上させるカイゼンを行った。 ○ 令和7年度の募集結果をプレスリリースするとともに、機構ホームページにも募集組合の分析と合わせ掲載した。プレスリリースや機構ホームページに掲載した内容は、業界紙（マンション管理新聞及びマンションタイムズ）で記事掲載された。 ○ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、有識者、行政庁、民間金融機関、（一社）マンション管理業界団体等が参加者となる「マンション 	
--	--	--	--	---	--

				<p>の価値向上に資する金融支援の実施協議会」を開催（令和7年7月及び令和8年2月）し、これまでの取組内容の整理と今後の実施方針を共有しつつ、機構マンション関連制度の情報提供並びにマンション関連法の改正に伴う融資制度創設の検討状況の共有及び意見交換を実施した。</p> <p>○ 各支店等において、地方公共団体やマンション関係団体との連携のうえ、機構マンション関連制度の周知（セミナーや勉強会の開催、制度周知ツールの配布や広告の実施）を実施した。</p> <p>（マンションすまい・る債の活用）</p> <p>○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、国債やS Bよりも低利な資金調達ができるマンションすまい・る債を活かした資金調達計画を策定した。これにより、住宅資金貸付等勘定（住宅資金貸付等業務経理）においては、マンションすまい・る債で調達した資金を貸付原資に活用することで、調達コストの抑制・安定化を図った。</p> <p>（令和8年度マンションすまい・る債に向けた取組）</p> <p>○ 令和8年度募集に向けた取組として、個人向け国債の販路拡大の動向を踏まえた管理会社内の方針や商品改善に関するニーズの確認、支店担当者向け勉強会の働きかけ、利率設定に関する意見交換を実施した。さらに、上記で確認した内容を踏まえて、令和8年度募集に向けた商品改善及び利率設定の検討を関係部において進め、ALM運営及び営業推進の観点、販路拡大予定の個人向け国債の利率水準を踏まえ、利率を設定した。</p> <p>○ （一社）マンション管理業協会及び（一社）日本マンション管理士会連合会と連携し、令和8年度募集に向けたマンションすまい・る債の利率上乘せに関する</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>対外公表、具体的な資格確認方法の検討及びそれぞれと協同での周知ツールの作成を実施した。また、それぞれの会員（管理業協会は首都圏会員）に向けた共同セミナーを実施（管理業協会は令和7年12月、管理士会連合会は令和8年1月に実施）し、マンション管理適正評価制度及びマンション管理適正化診断サービスと連携した利率上乘せについて周知を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度募集に向けたマンションすまい・る債の利率上乘せに関する（一社）マンション管理業協会の会員向け説明会の全国7支部での協同開催を行った（令和8年1月及び2月）。また、当該説明会に関する照会に対応できるよう、カスタマーセンター、機構支店等及び住宅債券事務センターに対して研修会を実施した。 ○ 令和8年度マンションすまい・る債等取組方針を策定し、本店・支店が連携して取り組む事項及びそのターゲットとなる個別管理会社を明確化した。 ○ マンションすまい・る債の令和8年度募集利率・募集期間を決定し、認可申請後に機構ホームページに利率及び募集期間の予定情報を掲載し、応募期間前の周知を実施した。また、来年度初に行う令和8年度募集のプレスリリースに向け、文案や想定問答を作成し、併せて機構ホームページでの公表準備を進めた。 ○ 令和8年度募集に向けて、（株）みずほ銀行、カスタマーセンター及び住宅債券事務センターと協力して、令和8年度応募用書類を作成した。令和8年度募集から開始するステップアップすまい・る債の手続内容をわかりやすく記載するとともに、認定すまい・る債の継続手続等今年度を振り返り照会が多かった事項に係る注意喚起や書式見直しを行った。 	
--	--	--	--	---	--

				<p>(マンション共用部分リフォーム融資の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理会社等からの要望を踏まえたマンション共用部分リフォーム融資の愛称策定について、広告代理店の知見を活用した候補案の検討、部内アンケートや管理会社へのヒアリング等の選定プロセスを経て役員会（令和7年11月）で決定され、プレスリリースを実施した。また、商標登録申請手続を実施した。 ○ 国土交通省（各地方整備局を含む。） 、（公財）マンション管理センター及び機構の3機関で連携の上、機構の支店機能を活かしたエリア別のマンション共用部分リフォーム融資、債務保証等の周知ツール「3者協働チラシ」を作成し、周知を実施した。 ○ 管理会社担当者のマンションすまい・る債及び共用部分リフォーム融資に対する理解を促進するため、在京の主要管理会社（10社）及び地方（札幌市、名古屋市、大阪市及び香川県高松市）の管理会社（9社）を訪問し、勉強会を実施した。 【再掲】 ○ 全国住宅供給公社連合会向け説明会、マンションEXPO（大阪府）、マンション耐震セミナー（東京都）、建築再生展（東京都）等業界団体が主催する各種セミナーにおいて、機構マンション関連制度に係る説明を実施した。 ○ 地方公共団体（東京都、福岡県、福岡市、札幌市、名古屋市、神戸市、横浜市及び京都市）と連携し、機構マンション関連制度の周知及び地方公共団体の補助制度に関する意見交換等を実施した。 ○ 民間金融機関（（株）みずほ銀行、（株）りそな銀行、オリックス銀行（株）、（株）三井住友銀行及び三菱HCキャピタル（株））との連携において、機構マンション関連制度の周知をはじめ、まちづくり融資における共同相談会の実施や情報交換等の取組を実施した。 	
--	--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、有識者、行政庁、民間金融機関、（一社）マンション管理業界団体等が参加者となる「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」を開催（令和7年7月及び令和8年2月）し、これまでの取組内容の整理と今後の実施方針を共有しつつ、機構マンション関連制度の情報提供並びにマンション関連法の改正に伴う融資制度創設の検討状況の共有及び意見交換を実施した。 【再掲】 ○ 各支店等において、地方公共団体やマンション関係団体との連携のうえ、機構マンション関連制度の周知（セミナーや勉強会の開催、制度周知ツールの配布や広告の実施）を実施した。 【再掲】 <p>（マンション共用部分リフォーム融資に関する制度・運用の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション共用部分リフォームの受理件数の増加を見据えた保証機関追加について、選考評価委員会等のプロセスを経て（一財）住宅改良開発公社に決定した（令和7年10月開始）。また、同社と基本約定書等のドキュメント調整や、実際の手続やご案内資料に関する各種調整を実施した。 ○ マンション共用部分リフォーム融資の返済期間延長について、保証機関との保証料の協議を踏まえ決定した（令和8年4月）。 ○ マンション共用部分リフォーム融資のWeb申込サービスについて、保証料を自動計算項目とする等の機能改善を実施した。また、（一財）住宅改良開発公社保証案件においてWeb申込サービスを利用できるようシステム改正対応を実施した。 ○ 機構マンション関連制度の業務改善を目的に支店等と情報交換を実施し、各支店等からの改正要望の収集によるマニユ 	
--	--	--	--	--	--

				<p>アル改正や機構ホームページのわかりやすさ向上に向けた掲載内容の改善、事前相談に活用できる事前相談シートの新規作成を実施した。</p> <p>(マンション共用部分リフォーム融資の申込受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組の結果、マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み）の申込みを936件、マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み）を1件受け付け、適切に対応を行った。 <p>(まちづくり融資に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション関連法の改正（令和7年5月可決成立）による一棟リノベーションや除却費等を対象とした融資制度の詳細な検討を、関係機関（行政庁、保証機関、有識者等）と連携しながら実施し、新たな融資制度を創設することを決定した（令和8年4月）。また、国土交通省が主導する「マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会」及び「長期修繕計画作成ガイドラインの見直しに向けた検討会」に委員として参加し、必要な情報提供や融資制度に関しての意見交換を実施した。 ○ マンション関連法改正による新たな融資制度の創設に伴い、保証機関（（一財）高齢者住宅財団、（公社）全国市街地再開発協会、（一財）首都圏不燃建築公社及び（一財）住宅改良開発公社）に制度説明を行うとともに、保証内容の変更に伴う保証基本約定書の改正対応を実施した。 ○ 大手デベロッパー10社を訪問等し、機構のまちづくり融資の活用ニーズのヒアリングを実施した。 ○ 市街地整備の推進機関である（公社）全国市街地再開発協会と連携し、国土交通省、地方整備局、地方公共団体、関連民間事業者等が参加する「住宅市街地整 	
--	--	--	--	--	--

				<p>備研修会」においてまちづくり融資制度及び活用事例等の説明を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、有識者、行政庁、民間金融機関、（一社）マンション管理業界団体等が参加者となる「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」を開催（令和7年7月及び令和8年2月）し、これまでの取組内容の整理と今後の実施方針を共有しつつ、機構マンション関連制度の情報提供並びにマンション関連法の改正に伴う融資制度創設の検討状況の共有及び意見交換を実施した。【再掲】 ○ 機構マンション関連制度の業務改善を目的に支店等と情報交換を実施し、まちづくり融資（高齢者向け返済特例）のカウンセリングの実施に当たり、支店等で活用できるカウンセリング動画を作成し、活用を開始した。 <p>（デジタル化の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンションすまい・る債Web申込サービスの利便性向上を図るため、管理会社からの要望も踏まえて関係部及び事務受託銀行と調整し、メンテナンスに取り組んでいる。また、令和8年度募集債券に向けたマンションすまい・る債の利率上乘せに係るメンテナンスも並行して進めた。【再掲】 ○ 令和7年度のマンション共用部分リフォーム融資における受理案件のうち、Web申込サービス利用案件は261件、電子契約サービスの利用案件は740件まで増加した。 ○ マンション共用部分リフォーム融資のWeb申込サービスについて、保証料を自動計算項目とする等の機能改善を実施した。また、（一財）住宅改良開発公社保証案件においてWeb申込サービスを利用できるようシステム改正対応を実施した。【再掲】 	
--	--	--	--	--	--

<p>④ 子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。 (定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間の最終年度までに、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を47%以上とする。(令和6年度実績(見込み) : 37.4%) 	<p>⑤ 子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資を行い、中期目標期間の最終年度までに、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を47%以上とする。また、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 (定量目標)</p>	<p>⑤ 子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資を行い、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を38%以上とする。また、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 (定量目標)</p>		<p>(子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅の整備)</p> <p>次の取組により、定量目標「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占めるZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、目標を大きく上回る結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省と連携し子育てグリーン住宅支援事業補助金と機構子育て配慮賃貸住宅金利引下げ制度の技術基準及び物件検査手続の一部共通化を実施するとともに、これらの経済的メリットをセットで周知するためチラシや技術基準の解説資料を作成し、住宅事業者等に周知や勉強会を行った。 ○ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の認知度向上を目的として、機構全体でより訴求力の高いプロモーションを実施するため、賃貸住宅建設融資を総称的に使用する愛称を「機構すまい・る賃貸ローン」と定め、プレスリリースを実施した。 ○ 賃貸住宅建設融資のランディングページの全面リニューアルを実施するとともに、子育てグリーン住宅支援事業の特集ページへのリンクを設定し、補助事業との連携を強化した。 ○ オーナーの高齢化に伴う認知症リスクや相続時のトラブルを回避できる信託を活用した機構独自の融資スキームの提供先(ZEH及び長期優良住宅の技術基準を満たす賃貸住宅の供給を推進している住宅事業者(省エネトップランナー事業者))を1社から3社に増加させるとともに、中間資金を利用できるようにする等融資スキームの改善を行った。これにより、当該融資スキームを活用したZEH・長期優良住宅の受理戸数が大幅に増加した(令和6年度:350戸 → 令和7年度:1,243戸)。 		
---	--	---	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅の金利引下げ幅を0.2%から0.3%に拡大した。またこれに併せて、申込済みの案件が長期優良住宅にグレードアップする場合の変更手続を簡素化する事務改善を行った。これにより、長期優良住宅の受理戸数が大幅に増加した（令和6年度：158戸 → 令和7年度：1,635戸）。 ○ 省エネトップランナー事業者が営業先（オーナー）に対して機構賃貸住宅融資とZEH等賃貸住宅の金利引下げ制度等を提案できるよう営業マン向け勉強会を122回実施した。 ○ 賃貸住宅オーナー向けのセミナーや個別相談会を行い、機構賃貸住宅融資とZEH等賃貸住宅の金利引下げ制度等の利用勧奨を行った（7回）。 <p>（高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資（以下「サ高住融資」という。）の事前相談（3件）に丁寧に対応するとともに、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえたうえで適切な見極めを行った。 ○ サ高住融資利用物件の運営状況を把握し、経営破たんや返済不能の防止を図るため、施設開設から融資完済までの間、事業のモニタリングを毎年実施している。 ○ 高齢者ができる限り長く、健康で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、高齢者の健康寿命の延伸や地域交流等に資する良質なサービス付き高齢者向け住宅は国の直接補助（サ高住補助金）に重点化される一方で、一般的なものについては地域の高齢化の進展や住宅ニーズに応じて国と自治体の協調補助（社会資本整備総合交付金）の活用を政策的に促進していくこととなったことを受けて、サ高住融資の要件を見直し、従来のサ 	
--	--	--	--	--	--

				<p>高住補助金対象案件に加え、社会資本整備総合交付金の交付を受けた案件も融資対象に追加した。</p>		
<p>⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。</p>	<p>⑥ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。</p>	<p>⑥ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。</p>		<p>(財形住宅融資の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯及び中小企業の勤労者に対する金利引下げ措置の延長を受け、申込案内に反映した上で、機構ホームページ等で周知を行った。 <p>(団体信用生命保険業務の的確な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体信用生命保険加入者に対する加入継続の取組及び弁済について、次のとおり的確に実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の影響により団体信用生命保険特約料の支払いが一時的に困難となった住宅ローン利用者に対して、払込期限の猶予を行った（令和2年3月から令和7年10月までにおける件数（累計）は1,878件）。なお、同猶予制度は、特約料振替えのご案内ハガキ等で丁寧に周知した上で、令和7年10月31日で終了した。 ② 令和6年能登半島地震等の災害により被災した住宅ローン利用者に対して、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予を実施した。 ③ 団体信用生命保険加入者が死亡した場合等の弁済手続を遅滞なく実施した。 ○ 各機構支店等の管轄の金融機関債権管理担当者会議において、金融機関から照会が多い事項を中心に、団信事務の説明を実施した。 <p>(制度・運用の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さまニーズを踏まえたがん団信等の導入（令和9年10月予定）について、役員会で決定した。 ○ 令和8年4月以降の団信保障上限額の見直し（1億円→2億円）について、取扱金融機関向けマニュアルを改正し、お客さまに向けた周知準備を実施した。 		

				<p>○ 令和6年度に引き続き、持続的な団体信用生命保険業務実施のため、令和7年度決算において、既往債権管理勘定等の他勘定等から保証協会承継業務経理に対して負担金を支出する他勘定等費用負担の実施を決定した。</p> <p>(デジタル化の推進)</p> <p>○ フラット35Web申込サービスと併せて団体信用生命保険Web申込サービスの利用促進を実施した(フラット35Web申込サービスを利用中の5機関が団体信用生命保険Web申込サービスを利用中。)</p>		
<p>⑥ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力をより深めること。また、地域における政策課題の一つである空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、空家等及び空家等の跡地の活用促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行うこと。</p> <p>金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得</p>	<p>⑦ 情報交換、会議の開催等を通じて官公庁、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の深化に努めるとともに、空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、地方公共団体等と連携し、空家等及び空家等の跡地の活用促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行う等の取組を通じて、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>⑦ 情報交換、会議の開催等を通じて官公庁、地方公共団体、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の深化に努めるとともに、空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、地方公共団体等と連携し、空家等及び空家等の跡地の活用促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行う等の取組を通じて、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。</p>		<p>(地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化)</p> <p>○ 災害に関する取組</p> <p>① 内閣府主催の「令和7年度災害救助法等担当者全国会議」において、災害ケースマネジメントへの参画をはじめとした機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等について説明した。【再掲】</p> <p>② 石川県輪島市主催の地区毎の生活再建懇談会(全29会場)に同席し、災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例制度等の説明を行った。【再掲】</p> <p>③ 機構が政策研究大学院大学(GRIPS)に業務委託して実施する地方公共団体及び地域金融機関等の職員を対象とする短期特別研修「地域が抱える住まいとまちづくりの政策課題に対する金融の活用方法」において、受講者である地方公共団体等の担当者に対し、機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等の商品を活用した地域課題への対応について説明した。</p> <p>○ 高経年マンション対応に係る取組</p> <p>① マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、有識者、行政庁、民間金融機関、(一社)マンシ</p>		

<p>者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。</p>				<p>ン管理業界団体等が参加者となる「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」を開催（令和7年7月及び令和8年2月）し、これまでの取組内容の整理と今後の実施方針を共有しつつ、機構マンション関連制度の情報提供並びにマンション関連法の改正に伴う融資制度創設の検討状況の共有及び意見交換を実施した。【再掲】</p> <p>② マンション関連法の改正（令和7年5月可決成立）による一棟リノベーションや除却費等を対象とした融資制度の詳細な検討を、関係機関（行政庁、保証機関、有識者等）と連携しながら実施し、新たな融資制度を創設することを決定した（令和8年4月）。また、国土交通省が主導する「マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会」及び「長期修繕計画作成ガイドラインの見直しに向けた検討会」に委員として参加し、必要な情報提供や融資制度に関しての意見交換を実施した。【再掲】</p> <p>③ マンション関連法改正による新たな融資制度の創設に伴い、保証機関（（一財）高齢者住宅財団、（公社）全国市街地再開発協会、（一財）首都圏不燃建築公社及び（一財）住宅改良開発公社）に制度説明を行うとともに、保証内容の変更に伴う保証基本約定書の改正対応を実施した。【再掲】</p> <p>④ 地方公共団体（東京都、福岡県、福岡市、札幌市、名古屋市、神戸市、横浜市及び京都市）と連携し、機構マンション関連制度の周知及び地方公共団体の補助制度に関する意見交換等を実施した。【再掲】</p> <p>⑤ 民間金融機関（（株）みずほ銀行、（株）りそな銀行、オリックス銀行（株）、（株）三井住友銀行及び三菱HCキャピタル（株））との連携において、機構マンション関連制度の周知を</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				<p>はじめ、まちづくり融資における共同相談会の実施や情報交換等の取組を実施した。【再掲】</p> <p>⑥ 全国住宅供給公社連合会向け説明会、マンションEXPO（大阪府）、マンション耐震セミナー（東京都）、建築再生展（東京都）等業界団体が主催する各種セミナーにおいて、機構マンション関連制度に係る説明を実施した。【再掲】</p> <p>⑦ （一社）マンション管理業協会及び（一社）日本マンション管理士会連合会と連携し、令和8年度募集に向けたマンションすまい・る債の利率上乗せに関する対外公表、具体的な資格確認方法の検討及びそれぞれと協同での周知ツールの作成を実施した。また、それぞれの会員（管理業協会は首都圏会員）に向けた共同セミナーを実施（管理業協会は令和7年12月、管理士会連合会は令和8年1月に実施）し、マンション管理適正評価制度及びマンション管理適正化診断サービスと連携した利率上乗せについて周知を実施した。【再掲】</p> <p>⑧ 市街地整備の推進機関である（公社）全国市街地再開発協会と連携し、国土交通省、地方整備局、地方公共団体、関連民間事業者等が参加する「住宅市街地整備研修会」においてまちづくり融資制度及び活用事例等の説明を実施した。【再掲】</p> <p>⑨ 大手デベロッパー10社を訪問等し、機構のまちづくり融資の活用ニーズのヒアリングを実施した。【再掲】</p> <p>⑩ 各支店等において、地方公共団体やマンション関係団体との連携のうえ、機構マンション関連制度の周知（セミナーや勉強会の開催、制度周知ツールの配布や広告の実施）を実施した。【再掲】</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>⑧ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、制度・運</p>	<p>⑧ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、制度・運</p>		<p>(空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家等対策に資する民間金融機関の住宅ローン商品、地方公共団体の補助制度等の情報提供を目的として機構が開設した「空き家関連情報サイト」の運営を継続的に実施した。 ○ G R I P S 短期特別研修とのタイアップ周知チラシを作成し、国土交通省主催の会議や空き家対策推進協議会を通じて全国の地方公共団体や金融機関へ「空き家関連情報サイト」の周知を行った。 ○ これらの取組の結果、令和7年度末時点の空き家関連情報サイトにおける情報掲載機関(団体)数は、次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン商品を掲載する民間金融機関数：91機関 ・ 補助制度を掲載する地方公共団体数：266団体 <p>(空家に関する調査業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関における空き家対策に資する住宅ローンの取組状況等を把握するため、民間金融機関の協力を得てアンケート調査を行った。 		
					<p>(調査・研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅資金融通等事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおり社会経済情勢に対応した住宅ローン市場等に関する調査を行った。これらの調査研究結果は、プレスリリース等により広く発信することで政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅事業者、マスメディア等にも活用されている。 ① 住宅ローン利用者等の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの利用者及び利用予定者に対して、インターネットによるアンケート調査を実施し、住宅ローンの利用実態や金利リスクに対する意識等の調査結果を公表した(令和7年4月及 		

		<p>用の見直し等を行う。</p>	<p>用の見直し等を行う。</p>		<p>び10月並びに令和8年1月)。【再掲】</p> <p>② 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移 住宅ローンを取り扱う金融機関等に調査を実施し、業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高を公表した。【再掲】</p> <p>③ 住宅ローン貸出動向調査 住宅ローンを取り扱う民間金融機関にアンケート調査を実施し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品等の動向に関する調査結果を公表した。【再掲】</p> <p>○ これらの調査・研究結果等については、プレスリリースに加え、生活経済学会第41回研究大会への学会報告、季報「住宅金融」(2025年度 春号・夏号・秋号・冬号)、「住宅ローンアドバイザー通信」(2025年秋号)、「ニッキン」(2025年10月号)、「CRI」(2026年2月号)及び「木材情報」(2025年6・9・12月号及び2026年3月号)への寄稿等を通じて、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、金融機関、マスメディア等へ広く情報発信を行った。【再掲】</p> <p>(制度・運用の見直し)</p> <p>○ 住宅政策上の必要性、ステークホルダーのニーズの変化等を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施した。</p> <p>① 災害復興住宅融資(東日本大震災)等について、東日本大震災の被災者による住宅再建を支援するため、借入申込受付期限を令和7年度末から令和12年度末に延長することを決定した(令和8年4月)。</p> <p>② 災害復興住宅融資等について、現行は「返済期間35年以下」のみの金利設定としているが、補修を中心に比較的短い返済期間の利用件数が半数程度あ</p>		
--	--	-------------------	-------------------	--	---	--	--

					<p>るため、被災者等からのニーズを踏まえて、より低利な「返済期間20年以下」の金利区分を新設することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>③ まちづくり融資について、マンション関連法の改正に伴い、マンション等の再生支援の強化を図るため、マンション再生事業に関する敷地面積要件及び容積率要件を緩和することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>④ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資及びまちづくり融資（長期事業資金）について、「質の高い賃貸住宅（子育て世帯向け省エネ）の推進」の観点から、民間金融機関の商品性や事業者等からの返済期間延長のニーズを踏まえ、返済期間を35年以内から40年以内に延長することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>⑤ マンション共用部分リフォーム融資について、マンション管理組合等からの返済期間延長に関するニーズを踏まえ、政策上優先度が高く、竣工から解体までのサイクルの中で一度きりの金額負担が大きい工事（①耐震改修工事、②浸水対策工事及び③省エネルギー対策工事）については、返済期間を20年以内から35年以内に延長することを決定した（令和8年4月）。</p> <p>⑥ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資等について、事業者等からのニーズを踏まえて、融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積を200㎡以上から160㎡以上に緩和することを決定した（令和8年4月）。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- 令和7年度の住宅資金融通等事業における支出額（決算額）は、定期預金の預入による支出が当初想定に比べて増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：+ 90.0%）。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）	(計画値)	中期目標期間の最終年度において令和6年度と同額以下	—	—				
	(実績値)	—	—	▲0.52%				
	(達成率)	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 業務改善の取組「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂。その後の改訂を含む。）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。	1. 業務改善の取組機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂。その後の改訂を含む。）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	1. 業務改善の取組機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂。その後の改訂を含む。）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	<p><評価の観点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組んでいるか。 ・目標の達成に向けて事業を実施するため、適切な経営資源の配分に努めているか。 ・調達等合理化計画に基づく取組 	<p>次のとおり、一般管理費の削減の取組に努めた結果、評価対象となる指標「一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。</p> <p>（一般管理費の削減の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度の一般管理費について、第五期中期目標期間中に必要となる経費及び今後の物価上昇等を考慮しつつ、支出実行時に当該支出に係る調達の必要性、実施内容、数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。 ○ 中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、令和6年度の一般管理費と同額以下となった。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：次のとおり、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に向けた取組、適切な経営資源の配分、調達等合理化計画に基づく取組、役職員の士気を向上させる取組、デジタル化を推進する取組、住まいの価値向上等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図る取組を実施して</p>		

<p>また、一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。以下同じ。）について、中期目標期間の最終年度において令和6年度の一般管理費と同額以下とすること。</p>	<p>また、一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。以下同じ。）について、中期目標期間の最終年度において令和6年度の一般管理費と同額以下にする。</p>	<p>また、一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。以下同じ。）について、中期目標期間の最終年度において令和6年度の一般管理費と同額以下にすること。</p>	<p>が着実に実施できているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された考え方の下、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげているか。 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備や国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組んでいるか。 住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図っているか。 		<p>おり、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価対象となる指標である一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、支出の必要性の精査等を行い適切な経費の執行に努めた結果、令和7年度末で令和6年度の一般管理費と同額以下となった。 ○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第五期中期目標達成に向けた取組を着実に進捗させるため、令和7年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた組織体制の整備を検討した。 ② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得な
<p>(2) 適切な経営資源の配分 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。</p>	<p>2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。</p>	<p>2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。</p>	<p>が着実に実施できているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された考え方の下、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげているか。 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備や国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組んでいるか。 住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図っているか。 	<p>(効果的な組織体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第五期中期目標達成に向けて、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿として策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」の実現に向けた組織体制の検討を進めている。令和8年度における主な組織再編の内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 資金調達機能の強化のため、市場資金部に機構債券に係る商品企画を所管する債券企画グループを新設 ② このほか残価設定型住宅ローン保険への対応、高経年マンションへの対応、フラット35の推進等に取り組むための体制を強化 	<p>おり、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価対象となる指標である一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、支出の必要性の精査等を行い適切な経費の執行に努めた結果、令和7年度末で令和6年度の一般管理費と同額以下となった。 ○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第五期中期目標達成に向けた取組を着実に進捗させるため、令和7年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた組織体制の整備を検討した。 ② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得な
<p>(3) 調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契</p>	<p>3. 調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契</p>	<p>3. 調達方法の見直し ① 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化計画を監事及び外部有</p>	<p>が着実に実施できているか。</p> <p>< 定量目標・指標 ></p> <p>「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり</p>	<p>(令和7年度調達等合理化計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度調達等合理化計画について、契約監視委員会の点検を受けた上で策定し、公表を行った。 (令和6年度調達等合理化計画の自己評価) ○ 令和6年度調達等合理化計画に係る実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受け、公表を行った。 	<p>おり、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価対象となる指標である一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、支出の必要性の精査等を行い適切な経費の執行に努めた結果、令和7年度末で令和6年度の一般管理費と同額以下となった。 ○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第五期中期目標達成に向けた取組を着実に進捗させるため、令和7年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた組織体制の整備を検討した。 ② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得な

<p>約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。</p>	<p>約等の公正性・透明性を確保するよう努める。</p>	<p>識者で構成される契約監視委員会の点検を受けた上で策定・公表する。また、前年度調達等合理化計画に関して、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受けた上で公表する。</p> <p>② これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約について、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。</p> <p>③ 一者応札・応募となった調達案件について、入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング等を行った上で改善策を策定し、その妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。</p> <p>④ 随意契約について、独立行政法人の随意契約に係る事務について（平成26年10月1日総</p>		<p>(競争性のない随意契約に係る公正性・透明性確保に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約した。 ○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点検を受けることとしているが、令和7年度は該当がなかった。 <p>(一者応札等に係る公正性・透明性確保に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札・応募案件について、公告期間の延長、事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。 ○ 一者応札・応募案件に係る改善方策については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。 <p>(公正性・透明性を確保した合理的な調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、公正性・透明性を確保した合理的な調達のための取組を行った。 	<p>いもの限り契約する等の取組を行うとともに、令和6年度の調達等合理化計画について、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会による点検を受けて公表した。</p> <p>③ 役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。</p> <p>④ 令和6年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について公表した。</p> <p>⑤ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル戦略本部において、令和7年度上半期には、テーマ1（融資手続）・テーマ2（事務のIT化）・テーマ3（債権管理）の分科会ごとに、第五期情報体系整備計画等を前提とする取組方針及び線表に基づき、システム開発等を進めた。また、長期ビジョンの実現に向けた中長期的なデジタル技術の活用の方角性を示した「住宅金融支援機構デジタル戦略2035」を策定するとともに、関係部署が同戦略を一体となって推進していくための「取組計画」を策定した。令和7年度下半期には、「取組計画」に基づき</p>	
--------------------------------	------------------------------	---	--	---	---	--

		<p>管査第 284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>① 予定価格が10万SDR以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については、10万SDR未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施した。</p> <p>② 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。</p> <p>③ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づく諸施策を踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。</p> <p>④ 不祥事発生の未然防止の取組として、官製談合防止に関する周知を職員向けに行った。</p> <p>⑤ 各部署が行う調達手続について、担当者が手続を正しく理解し適正に対応できるよう、調達手続に関する担当者向け説明会を計4回開催した。</p>	<p>、取組事項ごとに細分化した分科会に再編するとともに、各分科会のリーダーで構成する合同分科会を開催し、取組事項の進捗状況の確認、課題の共有等を行った。</p> <p>⑥ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、組織として重点的に取り組むテーマを定め、全社的にカイゼン活動を実施した。</p> <p>⑦ IT・デジタル人材戦略の見直しとして、これまで組織内で定義していたシステム人材に加えて、組織内におけるデジタル人材を新たに定義し、当該人材が取得することが望ましいスキルを体系化した「機構版デジタルスキル標準」を整備した。また、システム人材に対してキャリアアップの道筋を示すため、スキル標準「機構版UISS」の見直しを実施した。</p>	
<p>(4) 人件費管理の適正化</p> <p>専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給</p>	<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法</p>	<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法</p>		<p>(業績連動型賞与制度等の実施)</p> <p>○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため、業績連動型賞与制度及び勤務成績に応じた勤勉手当の支給を実施した。</p>		

<p>与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。 また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。</p>	<p>人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。</p>	<p>人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。</p>		<p>(給与水準等の公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について、機構ホームページで公表を行った。 		
<p>(5) デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備や国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組むとともに、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。 また、デジタル化を更に進展させ、IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援等を行うことにより、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通</p>	<p>5. デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化を図るため、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備及び国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組むとともに、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で保有データを活用したサービス提供等に努める。 また、デジタル化を更に進展させ、IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援等を</p>	<p>5. デジタル化の推進 ① 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化を図るため、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備及び国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組むとともに、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で保有データを活用したサービス提供等に努める。 また、デジタル化を更に進展させ</p>		<p>(IT基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IT基盤の整備について、中長期的な情報戦略である第五期情報体系整備計画に従い、実行した。 ○ 基幹システムのクラウド移行環境の構築、アプリケーションのモダナイズ等に係るPOC（実証検証）を進めた。 ○ DXや最新IT技術を活用した業務効率化等の取組の推進について、適合証明情報のデジタル化の実現に必要なIT基盤等の整備を進めた。 ○ フラット35Web申込サービスとファイル共有基盤間のデータ連携を実現した（令和7年12月）。また、Web申請共通基盤とファイル共有基盤間のデータ連携に係る開発を進めた。 <p>(デジタル技術の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル戦略本部において、令和7年度上半期には、テーマ1（融資手続）・テーマ2（事務のIT化）・テーマ3（債権管理）の分科会ごとに、第五期情報体系整備計画等を前提とする取組方針及び線表に基づき、システム開発等を進めた。各分科会における取組内容はデジタル 		

<p>促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図ること。</p> <p>なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。</p> <p>また、デジタル庁が策定した情報システムの基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p>	<p>行うことにより、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図る。</p> <p>また、デジタル庁が策定した情報システムの基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>、IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援等を行うことにより、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図る。</p>		<p>戦略本部全体会（令和7年10月開催）で議論するとともに、役員会（同年同月開催）へ報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期ビジョンの実現に向けた中長期的なデジタル技術の活用の方角性を示した「住宅金融支援機構デジタル戦略2035」を策定するとともに、関係部署が同戦略を一体となって推進していくための「取組計画」を策定した。 ○ 令和7年度下半期には、「取組計画」に基づき、取組事項ごとに細分化した分科会に再編するとともに、各分科会のリーダーで構成する合同分科会を開催し、取組事項の進捗状況の確認、課題の共有等を行った。 ○ 適合証明情報を機構で一元管理することで、適合証明書の電子交付や基幹システムとのデータ連携を実現する「適合証明情報のデジタル化及び基幹システムとの連携」について、令和8年10月のリリースに向けた要件定義等を行った。【再掲】 ○ 「フラット35利用者向けの共通ポイントサービス」の導入について、令和8年10月の制度開始に向けてベンチャー調達等を行った。【再掲】 ○ 事業審査業務の効率化及び合理化を図るため、事業審査システムの再構築及びデジタル技術を活用した審査事務手続の検討を開始した。 ○ 直接融資に係る資金交付業務の直営化について、部署横断でのプロジェクトチームを立ち上げるとともに、関係部署と事務スキーム及び要件定義の検討を進めた。 ○ AIスライド生成サービスを導入（令和7年10月）し、職員向け説明会を実施することで活用促進を図った。 ○ 業務効率化を目的に生成AIを導入（令和7年4月）し、機構支店等への研修の実施、社内掲示板での他社事例の紹介 		
--	--	---	--	---	--	--

				<p>、全職員投票によるシステム愛称の決定等の取組を通じて活用促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生成AIのRAG機能（データベースから情報を検索し、その内容を基にAIが回答を生成する技術）を活用し、業務効率化のため災害発生時の初動対応を学習させたAIナレッジや事務処理マニュアルを学習させたAIナレッジを作成した。 ○ 営業のボトムアップと均質化を目的としてAIロールプレイングを新任営業担当職員向けに導入予定（令和8年4月）。導入に向けて、営業担当職員を中心にPTを組成し、学習データとなる営業シナリオを作成した。 ○ 住・My Noteと外部機関のAPI連携について、（株）マネーフォワードと調整を進め、サービス提供を開始した（令和7年9月）。 ○ 二要素認証方式における初期設定が簡便で、かつ、住・My Noteとの紐付け時の設定が容易な機構専用のワンタイムパスワード認証アプリをリリースした（令和7年12月）。 ○ 画像認識AIの業務活用の可能性を検証するため申込人からの提出書類の確認業務において、令和8年3月末までPOC（実証検証）を実施した。 <p>（機構が保有するデータを活用したサービス提供等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が保有するデータを基に作成した、建物規模、築年数等に応じたマンションの平均的な大規模修繕工事費用や今後40年間の修繕積立金負担額等を試算することのできるマンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～（以下「MLS」という。）に関して、足元の物価上昇等の影響をより精緻に反映させる見直しを行った。また、MLSの活用促進を目的として地方公共団体が主催する相談会等で周知を行った。 	
--	--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府主催の「令和7年度災害救助法等担当者全国会議」にて災害復興支援の取組や災害復興住宅融資について説明を行うとともに、大規模な災害における災害復興住宅融資の受理件数等のデータ提供を行った。 ○ 不動産業界、建設業界及び金融業界におけるデータ活用を目的とし、機構が賛助会員として加入をしている（一社）不動産建設データ活用推進協会及び（一社）金融データ活用推進協会の定例会に参加し、他機関におけるデータ活用や生成AIの活用事例について情報収集を行った。 ○ （一社）全国地方銀行協会に対して、住宅融資保険等事業に係る新規業務のニーズ確認を目的とした意見交換会を実施した。 ○ 内閣府地方創生推進事務局と連携し、首都圏地方連絡室員会議において、機構の地方創生への取組を共有するとともに、フラット35等のデータ提供を行った。 ○ 住宅ローン市場調査を実施し、調査結果をプレスリリース、業界紙への寄稿、講演等により広く提供した。各種調査結果は政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、民間金融機関、マスメディア等に活用されている。また、住宅ローン利用者の実態調査等の結果を用いて、情報発信及び知見獲得を目的に、政府機関やシンクタンク、民間金融機関、住宅関連事業者等と幅広く意見交換を行った。 <p>（IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適合証明情報を機構で一元管理することで、適合証明書の電子交付や基幹システムとのデータ連携を実現する「適合証明情報のデジタル化及び基幹システムとの連携」について、令和8年10月のリリ 	
--	--	--	--	---	--

		<p>② デジタル庁が策定した情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>		<p>ースに向けた要件定義等を行った。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「融資住宅における住宅履歴情報保存サービスの提供」について、住宅履歴情報として保存する内容や、住宅履歴情報の保存・蓄積を促進するための効果的な方法等について検討を進めた。【再掲】 <p>(情報システムの適切な整備及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）に基づき策定した第五期情報体系整備計画に則り、情報システムの適切な整備及び管理に関して、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① IT・デジタル人材戦略の見直し <ul style="list-style-type: none"> これまで組織内で定義していたシステム人材に加えて、組織内におけるデジタル人材を新たに定義し、当該人材が取得することが望ましいスキルを体系化した「機構版デジタルスキル標準」を整備した。また、システム人材に対してキャリアアップの道筋を示すため、スキル標準「機構版UISS」の見直しを実施した。 ② IT財務管理のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> TGRモデルに基づくIT予算のポートフォリオの策定とROIを設定した上での投資判断を試行運用した。 ③ PJMO（プロジェクトマネジメントオフィス）支援の高度化 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト管理ツール等の調達を実施した。 		
<p>6. カイゼン活動の実施</p> <p>機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による</p>	<p>6. カイゼン活動の実施</p> <p>機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による</p>			<p>(カイゼン活動の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を推奨し、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各部署に設置したカイゼン活動リーダーと連携し、カイゼン活動を推進した。 		

	自発的なカイゼン活動を引き続き奨励する。	自発的なカイゼン活動を引き続き奨励する。		<p>② カイゼン大会を開催し、外部有識者による機構のカイゼン活動に対する総評を実施することで、カイゼン事例の横展開、職員のカイゼン意識の維持・向上及び職員間の相互啓発を図った。</p> <p>○ 事務ミス防止及び事務効率向上を目的に、事務プロセスの自動化、情報管理の向上及び情報共有に有効な情報のデジタル化を推進する取組を推奨した。</p> <p>○ カイゼンの好事例を横展開するため、次の取組を実施した。</p> <p>① カイゼン事例を掲載したデータベースの共有</p> <p>② カイゼン活動リーダーへのマネゼン事例の提供</p>		
--	----------------------	----------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報

- ・ 特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定量 目標	証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率	(計画値)	中期目標期間の最終年度末において3.2%以内	—	2.2%		
		(実績値)	—	1.86% (令和6年度)	1.89%		
		(達成率)	—	—	116.4%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源を機動的に投入すること。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源を機動的に投入する。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源を機動的に投入する。 前中期目標期間中に計上した積立金を	<評価の観点> ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源を機動的に投入すること及び政策実施機関として求められる業	(健全な財務内容の維持) ○ 第四期中期目標期間終了後の積立金の処分において、各勘定において将来のリスク等に備えるために必要な額を第五期中期目標期間に繰り越した。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、148億円の国庫納付を行った。 (政策的な期待・要請に対する経営資源の機動的投入) ○ 第五期中期目標達成に向けて、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿として策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」の実現に向けた組織体制の検討を	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、健全な財務内容の維持に努めるとともに、政策的な期待・要請に応えるため、日本銀行による金融政策の枠組みの見直し等に伴う金利環境等の社会経済情勢の変化等に迅速に対応できる体制を整備し、必要な経営資源の機動的な投入及び政策実施機関として求められる業務への有効活用、MBS等の発行方針や決算情報等の積極的公開、各種リスクの的確な管理、保有資産等		

<p>効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施する等、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。</p>	<p>措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施する等、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p>	<p>本中期目標期間に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、リスク管理を徹底し、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施する等、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p>	<p>務への有効活用に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たにMBS等を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図るとともに、安定的かつ効率的な資金調達に努めているか。 ・機構の各種リスクを的確に管理するとともに、リスク管理債権の削減等に努めているか。 ・一定の事業等のまとめりごとに決算情報等を公表しているか。 ・保有資産の見直しについて適切に取り組んでいるか。 <p>< 定量目標・指標 ></p> <p>「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり</p>	<p>進めている。令和8年度における主な組織再編の内容は次のとおり。【再掲】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資金調達機能の強化のため、市場資金部に機構債券に係る商品企画を所管する債券企画グループを新設 ② このほか残価設定型住宅ローン保険への対応、高経年マンションへの対応、フラット35の推進等に取り組むための体制を強化 <p>(利益の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度は、次の項目について新たに自主財源を活用している。 <ol style="list-style-type: none"> ① まちづくり融資（長期事業資金）における子育て配慮賃貸住宅の金利引下げ（令和7年10月） ② 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資、まちづくり融資（長期事業資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資における省エネ性に優れた住宅（長期優良住宅）の金利引下げ幅の拡充（令和7年10月） ○ 令和6年度に引き続き、次の項目について自主財源を活用している。 <ol style="list-style-type: none"> ① フラット35リノベ及びフラット35地域連携型（空き家対策に資するものを除く。）の金利引下げ ② フラット35S（金利Bプラン）の金利引下げ ③ フラット35維持保全型の金利引下げ ④ フラット35子育てプラスの金利引下げの一部 ⑤ フラット35融資率9割超（平成22～24年度分）の金利引下げ ⑥ 住宅融資保険勘定における出資金不足相当額の積立金の活用 ⑦ 災害復興住宅融資等の金利引下げ ⑧ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資における子育て配慮賃貸住宅の金利引下げ 	<p>の見直しを実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価対象となる指標である「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」については、その低減のため、延滞中の債務者に対して状況確認及び返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込めない債務者に対して任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施し、令和7年度年度計画に定める目標を達成した。 ○ 第四期中期目標期間終了後の積立金の処分において、各勘定において将来のリスク等に備えるために必要な額を第五期中期目標期間に繰り越した。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、148億円の国庫納付を行った。 ○ 第五期中期目標を達成するため、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿として策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」の実現に向けて機構に期待される役割・要 	
--	--	---	---	---	---	--

				<p>⑨ まちづくり融資（長期事業資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資における省エネ性に優れた住宅（ZEH又は長期優良住宅）の金利引下げ</p> <p>⑩ マンション共用部分リフォーム融資におけるマンションすまい・る債を保有している管理組合、管理計画認定を取得している管理組合及び耐震改修工事等を実施する管理組合への金利引下げ</p>	<p>請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入した。</p> <p>○ 財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務への有効活用に取り組んだ。</p> <p>○ MBSの発行方針及び発行計画について、積極的に開示するとともに、IR活動を通じて、丁寧な情報発信を行った。</p> <p>○ MBSにおいてもグリーンボンドでの発行を求める投資家の根強いニーズを踏まえ、フラット35の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンMBS（超過担保なし型）を新たに開発し、発行を実現した。また、月次債よりも加重平均残存期間が短いMBSに対する投資家ニーズを踏まえ、早期償還条項付きMBSであるE55債を新たに開発し、発行を実現した。</p> <p>○ 一定の事業等のまとまりごとに決算情報等を公表した。</p> <p>○ 保有資産の必要性を検討し、保有する支店事務所の売却手続を着実に実施した。</p>	
<p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達</p> <p>金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たにMBS等を購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図ること。</p> <p>また、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達を行うため、資金調達の高度化に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。</p>	<p>1. 安定的かつ効率的な資金調達</p> <p>金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、MBSやSB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示する等、新たにMBSやSBを購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図る。</p> <p>また、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達を行うため、資金調達の高度化に努めるとともに、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は</p>	<p>1. 安定的かつ効率的な資金調達</p> <p>金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、MBSやSB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報をホームページ等で積極的に開示する等、新たにMBSやSBを購入する投資家の裾野を拡大させるため、投資家への積極的な情報発信を継続し、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成を図る。</p> <p>また、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達を行うため、資金調達の高度化に努めるとともに、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は</p>		<p>(投資家への情報発信)</p> <p>○ MBSの発行方針及び発行計画について、IR活動を通じて、丁寧な情報発信を行った。</p> <p>○ MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。</p> <p>○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、令和7年度はSBを発行しないこととしたが、SBの情報提供を希望する投資家に対して、将来のSB発行再開を見据えてIR活動を実施した。</p> <p>○ MBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）について、年2回の繰上償還（4月及び10月）をマーケットに影響を与えることなく着実に実施した。また、繰上償還を実施する予定のMBSについては、事前に機構ホームページで予定回号等を公表するとともに、IR活動においても積極的に情報発信を行った。</p> <p>○ グリーンMBSの調達資金の用途等を明示したグリーンボンドフレームワークを新たに作成し、格付会社から第三者評価書を取得した上で、機構ホームページにおいて情報開示を行った。【再掲】</p> <p>○ 令和7年度における機構の取組並びに令和6年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」、「補足説明付き資料」及び「理事長メッセージ」を公表し、MBS等の発行状況、決算の情報、機構</p>		

	財政融資資金に依存しない。	財政融資資金に依存しない。		<p>の最新の取組事項等について投資家に発信した（令和7年7月）。また、証券会社が主催するWebセミナーを通じた合同形式でのIR活動に取り組み、投資家等に対し効率的かつ効果的な情報提供を行った。【再掲】</p> <p>(安定的かつ効率的な資金調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米相互関税政策、地政学リスク等の外部環境の変化や日銀の利上げ動向に対する警戒感から、年度を通じて長い年限の債券に対する投資家の慎重な姿勢が見られる起債環境下ではあったが、毎月の起債運営において、証券会社と連携しつつ早期に各投資家の需要を精緻に把握することで、発行額の最大化を実現した。また、安定的な月次発行を通じてベンチマーク性を確保するため、MBSの発行額の平準化を適切に実施した。【再掲】 ○ 機構の主たる資金調達手段であるMBSにおいてもグリーンボンドでの発行を求める投資家の根強いニーズを踏まえ、フラット35の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンMBS（超過担保なし型）を新たに開発し、200億円の発行を実現した。また、LSEG（ロンドン証券取引所グループ）の金融情報機関Deal Watchが主催する「DEAL WATCH AWARDS 2025」において、効率的な資産管理の仕組みに取り組みつつ、月次債に格付の違いを反映させたプレミアムを付加したプライシングで新たな投資家を呼び込んだものとして、社債部門の「Innovative Debt Deal of the Year」を受賞した。【再掲】 ○ 月次債よりも加重平均残存期間が短いMBSに対する投資家ニーズを踏まえ、早期償還条項付きMBSであるE55債を新たに開発し、934億円の発行を実現した。【再掲】 		
--	---------------	---------------	--	--	--	--

				<p>○ 結果として、令和7年度のMBS発行総額は5,431億円（内訳：月次債4,297億円（12回発行）、E55債934億円（3回発行）、グリーンMBS200億円（1回発行））となり、昨年度の発行総額5,687億円と同水準となった。【再掲】</p> <p>（財政融資資金に依存しない資金調達の実施）</p> <p>○ 災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。</p>		
<p>(2) リスク管理の徹底</p> <p>① 信用リスク、ALMリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。</p> <p>また、金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。</p>	<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>	<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>		<p>（各種リスクの管理）</p> <p>○ 機構全体における信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク等を的確に管理するために、機構内に設置した信用リスク管理委員会、ALMリスク管理委員会等において各リスク管理のPDCAを実践した。</p> <p>（統合的リスク管理に関するモニタリング）</p> <p>○ リスク管理委員会等において、各リスクを総体として捉える統合的リスク管理として、統合的リスク管理方針に基づき、個別リスク管理部署と連携しモニタリングを的確に実施し、役員会には、オペレーショナルリスクを含め各モニタリング指標の状況を毎月報告した。また、フラット35ペアローンの利用者属性や直接融資におけるリバースモーゲージ型商品の返済・回収状況等についても報告した。</p> <p>○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、資金調達状況及び資金繰りに関する向こう1年間のモニタリングについて毎月ALMリスク管理委員会において報告した。</p> <p>（リスク量の年次モニタリングの実施）</p> <p>○ 令和6年度末のポートフォリオを対象に、計測対象となる勘定等に共通のシナリオを適用し、信用リスク及び市場リス</p>		

				<p>クが発現した場合の35年間の期間損益を計測することで、勘定横断的・リスク横断的にリスク耐性を確認し、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。</p> <p>(気候変動リスクへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動リスクに係る機構財務等への影響を計測し、リスク管理委員会及び役員会に報告した。 	
	<p>② 金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。</p>	<p>② 金利環境等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。</p>		<p>(貸倒引当金の引当方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度決算における貸倒引当金の引当方法について、会計監査人と協議を重ねた上で、信用リスク管理委員会で審議・決定し、役員会に報告した。また、令和7年度決算に向けて、貸倒引当金の引当方法について会計監査人と協議した。 ○ 企業会計基準委員会が貸倒引当金の算定手法を含む「金融資産の減損」に関する基準の見直し（IFRS型基準への見直し）を行っていることを踏まえ、外部コンサルタントを活用し、機構における検討課題の洗い出し等を目的としたギャップ分析を行い、機構における今後の対応方針等について会計監査人と協議した。 ○ ギャップ分析で洗い出した課題への対応（会計方針等の策定、予想信用損失モデル（ECLモデル）の開発等）を開始した。 	
	<p>③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行う。</p>	<p>③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク等の計量化手法の充実を図り</p>		<p>(モニタリング等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信用リスク等に対応するための確な与信審査を実施するとともに、仮承認案件及び実行案件の信用リスク等に係るモニタリングを四半期ごとに行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ○ 令和6年度末のポートフォリオを対象に、計測対象となる勘定等に共通のシナリオを適用し、信用リスク及び市場リスクが発現した場合の35年間の期間損益を計測することで、勘定横断的・リスク横断的にリスク耐性を確認し、各リスク管 	

		<p>つつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。</p>		<p>理委員会及び役員会に報告した。【再掲】</p> <p>(信用コストの設定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、フラット35（買取型）、フラット35（保証型）、住宅融資保険及び機構融資に係る令和8年度の信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。 ○ 家賃債務保証保険において、填補率及び保険対象範囲に応じた4区分の保険引受コストを新たに設定した。 ○ フラットパッケージにおいて、返済期間36年以上50年以内の区分の保険引受コストを新たに設定し、審査方針を決定した。 ○ 特定残価設定ローン保険の創設に当たり、保険引受コストを新たに設定し、審査方針を決定した。 		
	<p>④ ALMリスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理する。</p>	<p>④ ALMリスクについては、住宅ローン債権の証券化、多様な年限のSBの組合せによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。</p>		<p>(ALMリスクの管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ALMリスクに対応するため、証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定について、ストックの資産及び負債から生ずる将来キャッシュフローの変動に伴い必要となる資金と新規の資金調達を一体的に管理した。また、不確実性の高い金利環境等に対し、複数シナリオにおけるALMリスクのシミュレーションを実施し、資金調達計画の柔軟な見直しを実施した。 ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、災害復興住宅融資等の資金調達について、国債やSBよりも低利な資金調達が可能であるマンションすまい・る債を活かした資金調達へと見直しを行った。 <p>(モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金調達の状況や市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスクの状況等について、四半期ごとにモニタリングを行 		

	<p>⑤ 住宅ローン債権の回収業務に係る委託機関の破綻リスクに対応する。</p>	<p>⑤ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託しようとする場合は、当該委託しようとする機関の財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。</p> <p>また、委託機関の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託機関が破綻した場合には、当該委託機関が受託していた業務の引受けが円滑に行われるよう、引受先の選定、移管等の対応を行う。</p>		<p>い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会に報告した。</p> <p>(回収業務の委託に係る適切な審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに住宅ローン債権の回収業務を委託することとなった機関の財務状況等について審査を行い、受託債権回収会社適合基準等を満たすことを確認した上で、5機関と債権管理回収業務委託協定等を締結した。 <p>(モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託機関に対して、破たんの兆候がないか等を確認するために経営状況等のモニタリングを行った。 <p>なお、委託先が破たんする事態は発生していない。</p>		
<p>② 的確かつ効率的な債権管理業務を行うとともに、社会経済情勢の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行う等、債務者に寄り添って丁寧に対応すること。とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務</p>	<p>⑥ 的確かつ効率的な債権管理業務を行うとともに、社会経済情勢の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行う等、債務者に寄り添った丁寧な対応を行う。特に証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に</p>	<p>⑥ 的確かつ効率的な債権管理業務を行うとともに、社会経済情勢の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行う等、債務者に寄り添った丁寧な債権管理業務を行う。特に証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債</p>		<p>次のとおり、リスク管理債権の抑制に係る取組に尽力した結果、定量目標「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。</p> <p>(リスク管理債権の抑制に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞中の債務者に対して状況確認及び返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込めない債務者に対しては任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施した。 		

<p>においては、その管理を徹底することとし、証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を3.2%以内に抑制すること。</p>	<p>対するリスク管理債権の残高の比率を3.2%以内とする。</p>	<p>権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を3.2%以内に抑制するため、令和7年度の買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を2.2%以内とするよう、的確かつ効率的な対応を行う。 (定量目標)</p>				
	<p>⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p>	<p>⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p>		<p>(旧保証協会業務の実施) ○ (独)福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行った。また、履行後に取得した求償債権については、債権回収会社への業務委託等により回収を図った。</p>		
<p>(3) 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。</p>	<p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。</p>	<p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。</p>		<p>(決算情報等の公表) ○ 令和6年度の決算情報を勘定別、一定の事業等のまとまりごとに機構ホームページにて公表した。また、決算のポイントをもとめた決算概要資料についても機構ホームページにて公表した。</p>		
<p>(4) 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性に</p>	<p>4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性に</p>	<p>4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性に</p>		<p>(保有資産の見直し) ○ 次のとおり保有資産の見直しを進めた。 ① 機構近畿支店旧事務所</p>		

<p>ついて不断の見直しを行うこと。</p>	<p>ついて不断の見直しを行う。</p>	<p>ついて不断の見直しを行う。</p>		<p>令和7年5月に売却手続を完了した</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ② 機構中国支店旧事務所 令和7年10月に売却手続を完了した ○ 		
	<p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>① 予算 別表1のとおり</p> <p>② 収支計画 別表2のとおり</p> <p>③ 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>① 予算 別表1のとおり</p> <p>② 収支計画 別表2のとおり</p> <p>③ 資金計画 別表3のとおり</p>				
	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 12,000億円</p> <p>(2) 想定される理由</p> <p>① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金</p> <p>② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金</p>	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 12,000億円</p> <p>(2) 想定される理由</p> <p>① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金</p> <p>② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金</p>				
	<p>IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>住宅融資保険等事業及び住宅資金融通等事業のうち、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする政府</p>	<p>IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>住宅融資保険等事業及び住宅資金融通等事業のうち、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする政府</p>		<p>(国庫納付の実施)</p> <p>○ 令和6年度決算で確定した「リスク対応出資金」から生じた運用益は、住宅融資保険勘定及び住宅資金貸付等勘定において、令和7年度予算との調整ができないことから、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、それぞれ1,042万円及び220万円の国庫納付を行った。</p>		

	<p>出資金が措置された業務に関して、当該業務における当該政府出資金から生じた運用益については、当該業務を整理する勘定と同一の勘定において国庫補助を受けることとされている業務に充当が可能な場合又は保険料率引下げ費用として充当が可能な場合を除き、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付を行う。</p>	<p>出資金が措置された業務に関して、当該業務における当該政府出資金から生じた運用益については、当該業務を整理する勘定と同一の勘定において国庫補助を受けることとされている業務に充当が可能な場合又は保険料率引下げ費用として充当が可能な場合を除き、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付を行う。</p>				
	<p>V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。</p>	<p>V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。</p>				
	<p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>	<p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>				

4. その他参考情報

- ・ 特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
		(計画値)	—	—	—			
	(実績値)	—	—	—				
	(達成率)	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	＜評価の視点＞ ・その他業務運営に関する重要事項について、掲げられた目標達成に努めているか。		＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：次のとおり、中期目標上指示された事項について、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評定
	2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。	2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。		(適正な人員の配置) ○ 住生活基本計画等に基づく施策の実現への貢献並びに第五期中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成を目指し、政策実施機能の最大化に向けた対応等の優先課題を中心に適正な人員の配置を行った。	○ 内部統制に関しては、外部有識者で構成された事業運営審議委員会を2回開催し、機構の取組について報告を行うとともに事業運営の妥当性について審議いただき、当該審議の概要を機構ホームページに公表した。また、理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委員会（内部統制委員会）を適切に運営し、内	
	3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項の規定に基	3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項の規定に基		(積立金の取扱い) ○ 主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、令和7年度においては、団体信用生命保険等業務の運営、証券化支援事業又は住宅融資保険等事業において第五期中期目標期間までに譲り受けた貸付債権又は保険を付保		

	<p>づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の用途のほか、証券化支援事業又は住宅融資保険等事業において第五期中期目標期間までに譲り受けた貸付債権又は保険を付保した貸付債権に係る金利又は保険料率の引下げ（国庫補助金が措置されたものを除く。）に要する費用、第四期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p>	<p>づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の用途のほか、証券化支援事業又は住宅融資保険等事業において第五期中期目標期間までに譲り受けた貸付債権又は保険を付保した貸付債権に係る金利又は保険料率の引下げ（国庫補助金が措置されたものを除く。）に要する費用、第四期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p>		<p>した貸付債権に係る金利又は保険料率の引下げ（国庫補助金が措置されたものを除く。）、第四期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、19,396百万円取り崩した。その結果、令和7年度末の積立金残高は821,951百万円となった。</p>	<p>部統制の推進と企業価値の向上について組織横断的に審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会を開催することにより、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項の審議等を適切に実施している。 ○ コンプライアンスプログラムに基づく職員のコンプライアンス意識向上に資する取組を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとにコンプライアンスプログラムの取組状況をコンプライアンス委員会に報告する等、コンプライアンスの取組を徹底した。また、外部講師を招き、「ビジネスと人権」、「働きやすい職場環境づくり」をテーマにコンプライアンス講演会を開催した。 ○ リスク管理に関しては、事務リスクRCSAの実施等による事務リスク削減に向けた取組を行った。 ○ 広報・情報公開の推進については、財務・非財務情報を通じステークホルダーに機構の取組や機構が提供する価値をより理解いただくため、外部コンサルタントの知見も活用しつつ、統合報告書2025を発行した。また、フラット35、リ・バース60及び災害復興
<p>(1) 内部統制 内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。</p> <p>また、法令等の遵守及び過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底するとともに、廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法</p>	<p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会及び機構役員等で構成される企業価値向上委員会において事業運営の妥当性等を審議する等、民間金融機関並みの内部統制システムを整備するとともに</p>	<p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会及び機構役員等で構成される企業価値向上委員会において事業運営の妥当性等を審議する等、民間金融機関並みの内部統制システムを</p>		<p>(事業運営審議委員会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を令和7年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議し、審議概要を機構ホームページに公表した。 ○ 第24回委員会（令和7年9月29日開催）では、「令和6年度の業務実績及び決算、デジタル戦略の取組等」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。 ○ 第25回委員会（令和8年3月12日開催）では、「令和7年度補正予算、令和8年度予算案の概要及び住生活基本計画の見直しの概要」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。 ○ 委員からいただいたご意見は、機構の業務運営の参考とさせていただいている。 	

<p>律第 156号) 等に基づく貸付住宅融資については、借受者等に貸付条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。</p>	<p>、監事機能の実効性の向上に努める。</p>	<p>整備し、業務の適正を確保する。</p>		<p>(統制環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委員会(内部統制委員会)を令和7年度は3回開催した。企業価値向上委員会においては、内部統制の推進と企業価値の向上を組織横断的に審議した。 ○ 年度を通じ、理事長自らの言葉による考えや想いを「理事長メッセージ」等として全職員に向けて4回発信した。 ○ 支店長等会議を2回開催し、全国の各拠点所属長と経営層の意見交換と組織方針の伝達の間を設け、経営層の方針を円滑に浸透させた。 <p>(長期ビジョンの実現に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度に策定した将来の機構のありたい姿を示す長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」の実現に向け、新たな住生活基本計画見直しを議論する第64回社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、長期ビジョンを実現するための具体的な施策・事業等(以下「具体施策等」という。)を複数盛り込んだ発表を行い、新たな住生活基本計画に具体施策等が反映されるよう、働きかけを実施した。 ○ その結果、新たな「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)には具体施策等が複数盛り込まれることとなった。 ○ 職員への長期ビジョンの浸透を図るため、全職員参加型のミーティングや、階層別研修を実施した。 ○ 具体施策等の検討状況、職員への浸透のための取組状況等について、企業価値向上委員会に報告した。また、社会資本整備審議会住宅宅地分科会における新たな住生活基本計画の検討状況及び同計画への具体施策等の反映状況についても、 	<p>住宅融資の申請状況並びに住宅金融に関する調査結果等について、記者発表を合計35回実施するとともに、プレスセミナーや日本不動産ジャーナリスト会議を開催する等、情報発信の強化を図った結果、機構に関する情報を扱う報道は合計762件となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員がお客さまから受ける不当な要求やハラスメント行為に対して毅然とした対応を行うための基本的な考え方や具体的な対応策を定めた「カスタマーハラスメント対応に関する方針」を策定し、機構ホームページへの掲載及びプレスリリースの実施により広く周知した。 ○ 顧客への対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、顧客から寄せられた相談や苦情にも丁寧に対応し、制度・運用の改善につなげた。 ○ 情報管理に関して、法人文書及び保有個人情報の開示請求に対して適切に対応するとともに、個人情報等の管理・保護の徹底のためにeラーニングを活用した職員向けの研修等を実施した。 ○ 情報セキュリティに関して、政府機関等のサイ 	
--	--------------------------	------------------------	--	--	--	--

				併せて企業価値向上委員会において報告した。	バーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、ソフトウェア・ハードウェア両面での情報セキュリティ対策を適切に推進するとともに、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るための研修等を実施した。
		② 理事長と監事の定期的な意見交換を行うとともに、内部監査及び内部統制担当部署と監事の連携を強化し、監事機能の実効性の向上を図る。		(監事機能の実効性の向上) ○ 監事は、役員会への参加等により、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施している。 ○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策定等に向けた意見交換、監査結果の報告等により、監事との連携を図った。意見交換等を通じて双方の課題認識の共有を図り、監事の問題意識や意見を監査業務の参考とした。 ○ 内部統制担当部署の経営企画部は、業務実績等に関して必要な都度内容について確認するとともに、業務上の課題についての意見交換等を実施し、監事との連携を図った。	○ 機構が業務を委託している金融機関等に対して、融資審査、顧客説明、法令順守等に関するモニタリングを実施し、必要な是正措置を講じた。 ○ 人事管理に関しては、「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」に基づき、円滑な業務運営及び実施に必要な人材の確保、女性活躍推進、職員の専門能力向上に資する取組等を実施した。
	② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。	③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。		(役員会の開催) ○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項に関して役員会を開催し、審議等を行った。役員会決定事項等の概要について、部長会等により所属長間で共有するとともに、役員会資料を社内掲示板に掲載（取扱上掲載可能な資料のみ）し、役職員での情報共有を行った。 ○ 役員会が開催された都度議事録を作成し、共有した。 ○ BCPの観点からWeb会議形式での役員会を定期的に開催することにより、感染症拡大時、大規模災害時等における即時性及び双方向性を維持した役員会開催に備えている。 ○ 役員会で出された重要な提言については、適切に進捗状況の確認を行った。	○ 女性活躍推進については、管理職登用が期待される女性職員の能力向上等を目的とした外部研修への職員派遣、こども家庭庁ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度の利用等の取組を継続したほか、女性の健康に関する理解促進及びリテラシー向上に資する取り組みとして、「女性の健康に関するセミナー」を実施する等、全職員が働きやすい職場づくりを積極的に行っている。
	③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の	④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の		(適切な予算管理) ○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告する等、PDCAサイクルに基づく管理を適切に実施した。 ○ 事務費予算については、支出実行時における調達必要性、実施内容、数量等の精査等を徹底し、効率的に経費を執行	○ 人材の育成については、DXの進展等を踏まえ

	<p>中での事業成果の向上を図る。</p> <p>④ 法令等の遵守及び過去の不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。</p>	<p>中での事業成果の向上を図る。</p> <p>⑤ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取り組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。</p>		<p>するとともに、定期的に執行状況を確認した。</p> <p>(コンプライアンスの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のコンプライアンス意識の一層の向上、定着等を図るため、コンプライアンスプログラムを策定し、着実に実施した。 ○ コンプライアンスプログラムの実施に当たっては、令和7年5月及び11月を「コンプライアンス月間」と位置付け、コンプライアンスに関する経営層による職員向けメッセージの発信のほか、コンプライアンスミーティングの実施、テスト形式のコンプライアンスドリルの実施等、重点的に取り組んだ。また、年間を通じてイントラネット上のコンプライアンスドリル、eラーニング等を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ○ コンプライアンス・法務部による全部署を対象とする実地モニタリングや全職員を対象とするコンプライアンス意識調査等を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認した。意識調査については、ほぼ全ての職員が「コンプライアンスを意識した業務行動ができている」と回答しており、引き続きコンプライアンス意識が定着していることを確認した。 ○ コンプライアンス活動推進担当者会議を開催し、コンプライアンス違反を起さない職場環境づくり等をテーマにコンプライアンスに関する最新の情報を共有した。 ○ 外部講師を招き、「ビジネスと人権」及び「働きやすい職場環境づくり」をテーマにコンプライアンス講演会を開催した(令和7年12月及び令和8年2月)。 ○ PDCAサイクルに基づく管理を行うため、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンスプログラムが着実に実 	<p>た人材確保・育成、ノウハウの継承といった人材戦略を推進するため、高度な専門性や市場での技術水準及び要求水準の進展に応じた能力向上が求められる業務分野(専門業務分野)のうち、「IT」を「DX推進」に改称し、DX推進分野において、開発部門と業務部門でそれぞれ活躍する人材として「システム人材」及び「デジタル人材」を定義した。また、職員一人ひとりの主体的なキャリア形成の支援のため、フラット35及びデジタル戦略の推進並びに専門能力向上を目的とした社内公募を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省が創設し日本健康会議が認定する「健康経営優良法人制度」において、「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」に認定された。認定の取得について、機構ホームページ上に掲載し広く周知を行ったほか、認定取得に係る調査の結果については今後の施策検討の参考として活用している。 ○ 健康意識の向上、運動習慣の定着による心身の健康維持及びイベントを通じたコミュニケーション活性化を図ることを目的に、健康管理アプリを利用した職員参加のウォ 	
--	---	---	--	---	--	--

	<p>⑤ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施する。</p>	<p>⑥ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資について、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるため、借受者に対する賃貸条件の周知を行うとともに実態調査を実施し、違反が確認された場合は、その是正を働きかける等必要な対応を行う。</p>	<p>施されていることを確認した上、コンプライアンス委員会に報告した。</p> <p>(借受者に対する賃貸条件制限の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧公庫融資借受者あてダイレクトメール発出を行い、同ダイレクトメールに不動産管理会社向けチラシを同封して借受者から不動産管理会社に渡してもらうよう依頼する等、効果的な周知を行った。 ○ 業界団体（（一社）全国賃貸不動産管理業協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会）に対し、会員あて賃貸条件制限の周知を依頼するとともに、業界団体の協力を得て、会員事業者向け広報誌への広告掲載及びメールマガジンの配信を実施した。 ○ 令和3年度に機構ホームページの重要なお知らせ欄に掲載した賃貸条件制限の内容について、借受者に対する賃貸条件制限を継続的に周知する観点から、トップページの重要なお知らせ欄に再掲した。 <p>(賃貸条件制限違反の実態調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度の実態調査を適正かつ円滑に行うことができるよう、調査実施前に業務委託先に対して説明会を開催し、丁寧に説明した。 ○ 令和7年度においては、30件の実態調査を実施し、違反が判明した場合は、直ちに借受者又は不動産管理会社に是正を依頼する等、必要な措置を講じた。 <p>(経営層への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構支店等における実態調査の実施状況のモニタリングを行い、半期ごとに取り組状況をとりまとめ、役員会に報告を行った。 <p>なお、当該取組状況は主務省にも報告を行っている。</p>	<p>ーキングイベントを実施した。</p>	
--	---	--	--	-----------------------	--

<p>(2) リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。</p>	<p>(2) リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。 また、災害の激甚化・多頻度化を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図る。</p>	<p>(2) リスク管理 ① 事務リスクRCSA（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により事務リスク削減等の適切な対応を行うことで、事務過誤や不正の未然防止に資する事務手続体制の構築及び適切な事務の執行に努める。 事務リスクが顕在化した場合は、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。</p> <p>② 災害の激甚化・多頻度化を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備に向けた検討を行う。</p>		<p>(事務リスクの管理)</p> <p>○ 事務リスクRCSAとして、過去に事務ミスが生じた業務等の9業務について、事務リスク所管部署のデジタル戦略部と各業務所管部署とのレビューワークショップを実施した。また、レビューワークショップを実施した業務のうち1業務についてプロセス評価を実施し、事務プロセス及び事務処理の実施体制の分析による事務リスクの特定・評価を行った。</p> <p>○ 事務ミスの未然防止の観点から、次の取組を実施した。</p> <p>① 事務管理ミーティング（個人情報保護、過去の事務ミス事例、情報セキュリティ事故への対応等）</p> <p>② 階層別研修</p> <p>③ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起</p> <p>④ 事務管理に関するドリル</p> <p>⑤ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック</p> <p>○ 事務リスク顕在化事例について、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行った。</p> <p>○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で規定されている個人情報漏えい事案発生時の本人通知に係る事項に準じて、規定の改正を実施した。</p> <p>○ 発生した個人情報漏えい事案を踏まえ、注意喚起として事案の概要を所属長間で共有し、マネジメントの参考とした。また、発生事案を踏まえた注意点を全職員向けに社内掲示板等で周知した。</p> <p>(BCPに対応した業務実施体制の整備)</p> <p>○ 業務実施体制の整備及び災害の激甚化・多頻度化への対応を目的として、次の取組を行っている。</p> <p>① テレワークによる業務継続を前提とした業務継続マニュアルの実効性について確認を行うため、業務継続上の優</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>先業務を担当する部署を対象に、訓練を実施するよう依頼を行った。</p> <p>② 毎年度実施している安否確認訓練及びテレワークの利用可否等の確認訓練を継続的に行うとともに、自然災害等発生時に公共交通機関等が不通である場合を想定した徒歩参集訓練を本支店で実施した。</p> <p>③ 安否確認メール発出時における職員からの報告の迅速化を目的に、グループコミュニケーションサービス「LINE」と安否確認サービスの連携を役員に勧奨した。</p>	
<p>(3) 広報・情報公開の推進</p> <p>機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。</p> <p>また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。</p>	<p>(3) 広報・情報公開の推進</p> <p>機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。</p> <p>また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。</p>	<p>(3) 広報・情報公開の推進</p> <p>機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。</p> <p>また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。</p>	<p>○ フラット35、リ・バース60及び災害復興住宅融資の申請状況並びに住宅金融に関する調査結果のほか、トピックスとして、「住宅金融支援機構と金融経済教育推進機構（J-FLEC）による金利のある世界を踏まえた『住宅分野に関する金融リテラシー向上に向けた連携』の合意について」等について、記者発表を合計35回実施した。また、プレスセミナーや日本不動産ジャーナリスト会議を開催する等、情報発信の強化を図った。その結果、機構に関する情報を扱う報道は合計762件となった。</p> <p>(統合報告書の発行)</p> <p>○ 財務・非財務情報を通じステークホルダーに機構の取組や機構が提供する価値をより理解いただくため、外部コンサルタントの知見も活用しつつ、統合報告書2025を発行した。</p> <p>○ 統合報告書2026については、新たな住生活基本計画（全国計画）の策定を契機として、機構のビジョンや取組についてより分かりやすく伝わる内容となるよう検討を進めた。</p> <p>(その他広報の取組)</p> <p>○ 機構及び機構が提供する商品・サービスの社会的意義を端的に説明する資料と</p>		

				<p>して「事業のご案内」を作成し、地方公共団体、地域金融機関等への説明に活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の政策分野ごとの取組や業務内容等を分かりやすく情報発信するため、季報「住宅金融」を発行した。また、Webメディアとの連動強化のため、著名人の巻頭インタビューについて動画コンテンツを作成し、機構ホームページ及び機構公式YouTubeチャンネルに掲載した。 ○ 機構ホームページについて、閲覧者の利便性向上を図るため、スマートフォンでの閲覧を意識したデザインへの改修、目的のページに辿り着きやすい動線への見直し等のリニューアルを実施した。また、リニューアル後の機構ホームページの更新作業に関する職員向け説明会を実施した。 ○ 「LINE」の機構公式アカウント登録者に対して、フラット35及びグリーンリフォームローンの最新金利情報、リ・バース60の新CMの紹介、季報「住宅金融」の紹介、住宅ローン選びに関する機構ホームページの紹介等の情報発信を行った。 ○ 「LINE」の機構公式アカウント（住まい再建支援用）登録者に対して、災害復興住宅融資の金利、相談会場等の情報発信を行うとともに、利便性向上のために被災地（都道府県単位）ごとにメッセージの配信を可能とする機能を追加した。 ○ 若年層等への情報発信に有効なツールとして「Instagram」の機構公式アカウントを開設し、住宅ローンに関するお役立ち情報やフラット35の商品情報等の情報発信を行った。 ○ 広報・広告の実施に当たっては、パーパス「住まいのしあわせを、ともにつくる。」を打ち出すことで、機構がステー 	
--	--	--	--	--	--

				<p>クホルダーに提供する価値を広く訴求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パーパスを浸透させるため、企業価値向上に資する研修として長期ビジョンとパーパスの目的や重要性をまとめた上で全職員向けに情報発信を行った。 ○ 令和8年度広報・広告戦略を定めた上で、令和8年度下半期以降の広告実施に関する委託先の調達に関し、契約期間及び調達方法等を決定した。 	
<p>(4) 顧客保護</p> <p>顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。</p>	<p>(4) 顧客保護</p> <p>顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。</p>	<p>(4) 顧客保護</p> <p>顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 意思能力が低下した顧客が意に沿わない契約を締結しないよう保護するため、顧客説明時に顧客の意思能力を確認するための統一的な方法を策定した（内部規定を改正）。 ○ 職員がお客さまから受ける不当な要求やハラスメント行為に対して毅然とした対応を行うための基本的な考え方や具体的な対応策を定めた「カスタマーハラスメント対応に関する方針」を策定し、機構ホームページへの掲載及びプレスリリースの実施により広く周知した。 ○ お客さま向けのCSアンケートについて、今年度からアンケートの対象にリ・バース60（買取型）及びフラット35 Web申込サービスの利用者を追加し、今後の制度改善や推進施策の検討等に活用した。また、融資実行後間を置かずアンケートを実施するため、年度内に複数回実施できるよう調達内容を見直した。 ○ カスタマーセンターにおいて、フラット35に関する照会をいただいたお客さまに対して「フラット35を検討した理由」をヒアリングし、個人営業企画部に提供することにより、フラット35の制度改正や営業活動の支援を実施した。 ○ お客さまから寄せられる相談、苦情等に丁寧に対応し、適切にお客さまへの説明を実施するとともに、お客さま、住宅関連事業者、金融機関等のニーズを把握 	

				<p>し、次のとおり制度・運用の見直しにつなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35サイトの更新や各種チラシの見直し等を行った。 ・ 次の事項について運用改善を実施した。【再掲】 <p>(1) 令和7年10月実施事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年間収入の算定方法の合理化 ② 兄弟姉妹での収入合算の拡充 ③ フラット35リノベ（リフォーム一体タイプ）の審査の合理化 <p>(2) 令和8年4月実施事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 借入の対象となる諸費用の追加 ② 諸費用金額の確認方法の拡充 ③ 在籍確認方法の見直し ④ 請負契約書等の原本確認方法の拡充 ⑤ フラット35リノベの検査体制の見直し ⑥ フラットパッケージにおける保留地の付保対象化 <ul style="list-style-type: none"> ・ リ・バース60サイトにおいて、リ・バース60取扱金融機関ページの「絞り込み条件」でチェックボックス「耐震改修利子補給制度を利用検討中の方」を選択可能とすることで、リ・バース60取扱金融機関の検索性を向上した。【再掲】 ・ リ・バース60取扱金融機関向けに「リ・バース60通信」を発行し、住宅事業者からの要望等を掲載することで、リ・バース60取扱金融機関の推進活動を支援した。【再掲】 ・ 事業系融資について、機構ホームページの掲載内容の見直し、制度説明動画の作成等を実施した。 ・ （一社）マンション管理業協会と連携し、お客さまのニーズを踏まえたマンションすまい・る債の商品改善に関する意見交換を実施するとともに、制度改正に関するチラシを共同で作成した。 	
--	--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま及びマンション管理会社向けに作成しているマンションすまい・る債とマンション共用部分リフォーム融資等の一体型パンフレットについて、工事内容のイラストを追加する等分かりやすさの観点で工夫して更新した。 ・ 住・My Noteの二要素認証機能（ワンタイムパスワード）に関し、ID設定に関する操作ガイドの動画を住・My Noteに掲載した。また、住・My Noteを含む機構のWebサービスを利用するためのID設定を簡易的に行うことができる機構専用のワンタイムパスワード認証アプリをリリースした。（令和7年12月） 		
<p>(5) 情報管理</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>(5) 情報管理</p> <p>① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行う。</p>	<p>(5) 情報管理</p> <p>① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。</p>	<p>(適切な情報公開対応)</p> <p>○ 法人文書開示請求を3件、個人情報開示請求を61件受理し、いずれも適時適切に対応している。</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報提供制度の運用に関して、提案の募集の公示等、適切に対応した。</p>			
	<p>② 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体</p>	<p>② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、個人情報の保護に関する法律、行政</p>	<p>(個人情報取扱方法の周知徹底)</p> <p>○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、適正な個人情報の取扱方法の周知徹底を行った。</p>			

	での適切な管理の徹底を図る。	機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。		<ul style="list-style-type: none"> ① eラーニングを活用した全職員向けの研修 ② 事務管理ミーティング（個人情報保護、過去の事務ミス事例、情報セキュリティ事故への対応等） ③ 階層別研修 ④ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起 ⑤ マイナンバーの取扱いに関する研修 ⑥ 事務管理に関するドリル ⑦ 個人情報漏えい防止に関するパソコン起動時の周知 		
<p>(6) 情報セキュリティ</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。</p> <p>また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ</p> <p>① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ</p> <p>① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>		<p>(政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に係る対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び関係機関からの脅威情報に基づき、必要に応じてシステム所管部署及び委託先事業者への情報共有や調査依頼を実施した。 ○ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、次のとおり情報セキュリティ確保のための整備等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年9月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、内部規定とのギャップ分析を実施し、内部規定の改正を行った。 ② 情報システムに対して、情報セキュリティアドバイザー等の業務委託事業者によるセキュリティリスク評価や脆弱性診断等を実施し、情報セキュリティ事故の未然防止を図った。また、セキュリティリスク評価や脆弱性診断等による自己点検を継続実施した。 ○ 内閣官房国家サイバー統括室（NCO）による監査（マネジメント監査及びペネトレーションテスト）を令和7年11月から受検し、指摘・推奨となる見込みの事項に関しては、速やかに対策の検討を開始した。 <p>(第2GSOC対応)</p>		

	<p>② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。</p>		<p>○ 第2GSOC（独立行政法人等の情報システムの監視体制）から提供される不正アクセスに係る脅威情報を機構内で展開し、情報セキュリティ対策を継続的に実施した。</p> <p>（情報セキュリティリテラシーの維持・向上）</p> <p>○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から次の取組を行った。</p> <p>① 事務管理ミーティング（個人情報保護、過去の事務ミス事例、情報セキュリティ事故への対応等）</p> <p>② 階層別研修</p> <p>③ 最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティ副責任者向け研修</p> <p>④ 情報セキュリティ責任者、JHF-C S I R T構成員等に対する役割に応じた研修</p> <p>⑤ 事務管理に関するドリル</p> <p>⑥ 内部自主点検</p> <p>⑦ 全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練</p> <p>⑧ JHF-C S I R T構成員のNCO等による研修の受講</p> <p>⑨ 情報システムの管理に従事する職員向け研修</p>		
<p>(7) 業務実施体制の整備</p> <p>委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。</p> <p>あわせて、委託機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制を確保すること。</p>	<p>(7) 業務実施体制の整備</p> <p>① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、取扱金融機関ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。</p>	<p>(7) 業務実施体制の整備</p> <p>① フラット35取扱金融機関における適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、民間金融機関の新規参入に当たっては協定書を締結するとともに、フラット35取扱金融機関ごとに融資条件の把握や融資</p>		<p>（証券化支援事業に係る業務実施体制の整備）</p> <p>○ フラット35取扱金融機関における適切な業務実施体制の整備のため、次のおりモニタリング及び是正要請を行った。</p> <p>① 融資審査のモニタリングについて、実地モニタリングを9機関に実施し、不備を検出した3機関に対して是正要請を行った。</p> <p>② 事務手続の業務マニュアル準拠性等に関するモニタリングについて、実地モニタリングを7機関に実施し、不備は検出されなかった。また、書面モニタリングを全機関に実施した結果、不</p>		

		<p>審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p>		<p>備を検出した1機関に対して是正要請を行った。</p> <p>③ 顧客説明モニタリングについて、実地モニタリングを7機関に実施し、不備を検出した1機関について是正要請を行った。また、書面モニタリングを全機関に実施した結果、不備を検出した1機関に対して是正要請を行った。</p> <p>④ 本人確認等の事務の委託先の管理体制に関するモニタリングについて、実地モニタリングを4機関に実施し、不備は検出されなかった。</p>		
	<p>② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。</p>	<p>② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p>		<p>(債権管理回収業務に係る業務実施体制の整備)</p> <p>○ 受託金融機関等において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関して、次のとおりモニタリング及び是正要請を行った。</p> <p>① 債権管理回収業務のモニタリングについて、実地モニタリングを44機関に実施し、不備を検出した15機関に対して是正要請を行うとともに、管理回収業務の処理体制に課題等が確認された2機関に対しては、体制強化等の要請を行うことにより、管理回収の最大化が図られるようにした。また、モニタリングの実施結果及び措置内容について、機構内部で共有を行った。</p> <p>② 債権管理回収業務のモニタリングについて、書面モニタリングを全機関に実施し、不備を検出した5機関に対して是正要請を行った。また、モニタリング結果をとりまとめ、不備事項の発生原因等の情報提供を行った。</p>		
	<p>③ 委託業務等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取</p>	<p>③ 委託業務等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取</p>		<p>(受託金融機関等に対するモニタリング)</p> <p>○ 受託金融機関等において、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の対策等が適切に行われていることに関して、次のとおりモニタリング及び是正要請を行った。</p>		

	組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。	組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		<p>① 顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置等のモニタリングについて、実地モニタリングを44機関に実施し、不備を検出した2機関に対して是正要請を行うとともに、社内体制に課題等が確認された3機関に対しては、必要な体制強化等の要請をした。</p> <p>② 顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置等のモニタリングについて、書面モニタリングを全機関に実施し、不備を検出した6機関に対して是正要請を行った。また、モニタリング結果をとりまとめ、不備事項の発生原因等の情報提供を行った。</p> <p>(適合証明技術者に対するモニタリング)</p> <p>○ 適合証明業務システムへの入力内容の日次点検を実施し、疑義がある案件について書面調査を行った。また、一定の条件で選定した適合証明技術者に対して書面調査及び立入調査を実施した。調査の結果、処分事案はなかった。</p>		
	④ 委託業務等に関して、委託機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制を確保する。	④ 委託業務等に関して、委託機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制を確保する。		<p>(将来を見据えた委託体制の整備)</p> <p>○ 委託業務の返上等を希望する受託金融機関が生じた場合を想定し、口座引落方式により債権管理回収業務を機構で引き揚げて対応する場合の対応フローを整備した。また、検討の進捗状況を令和7年11月の金融機関モニタリング・課題検討会において報告した。</p> <p>(デジタル技術の活用)</p> <p>○ 直接融資に係る資金交付業務の直営化について、部署横断でのプロジェクトチームを組織し、詳細な事務手続及び受託金融機関等への対応等今後の方向性について検討を進めた。</p>		
(8) 人事管理 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとし	(8) 人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業を	(8) 人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業を		<p>(外部組織との人材交流、外部人材の活用等)</p> <p>○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流を継続した。</p> <p>(人材の確保)</p>		

<p>た多様な金融サービスの提供による政策実施機能を向上させるためには、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、デジタル化を更に進展させるためのIT技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。</p> <p>人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人事交流、外部人材との連携、外部委託等による外部人材の活用等を引き続き実施するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。</p> <p>あわせて、多様な人材を確保するため、健康経営、女性活躍及び働き方改革の推進に取り組むことにより、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人一人が働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との</p>	<p>はじめとした多様な金融サービスの提供による政策実施機能を向上させるため、外部組織との人事交流、外部人材との連携、外部委託等による外部人材の活用等を引き続き実施するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。これらに対応し、戦略的に必要な人材を確保・育成するために、第五期中期目標期間中における「人材の確保・育成に関する方針」を策定する。</p>	<p>はじめとした多様な金融サービスの提供による政策実施機能を向上させるため、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、これに基づき、外部組織との人事交流、外部人材との連携、外部委託等による外部人材の活用等を引き続き実施するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な業務の運営及び実施に必要な人材を確保するため、新卒採用及び社会人採用を行った。また、新卒採用においては、個別面談や内々定者交流会等を実施し、内定辞退の抑制を図った。 ○ 円滑な業務の運営及び実施に必要な人材を確保するため、対面型の企業説明会やオンライン説明会に参加し、機構業務について説明を行った。また、企業からの情報提供が中心となる説明会型のイベントの他、企業が学生をスカウトし、個別面談にて相互理解を深めることができるスカウト型のイベントにも試行的に参加した。 ○ 機構に興味をもった学生向けに、機構についてより深く知ってもらい、志望度の向上を図ることを目的とした「1day仕事体験」を実施した。また、就業後のイメージを膨らませるため、若手職員から具体的な業務内容を聞くことができる座談会や機構業務に関する動画上映をプログラムに盛り込んだ「1day仕事体験（アドバンス編）」を実施した。 ○ 大学1～2年生も対象に含めた、書類選考のないイベント（オープンカンパニー）を企画・実施し、機構の雰囲気や仕事内容などを広く周知した。 ○ 住宅・建築技術分野の職員確保に向け、当該分野を専攻する学生を対象とした「1day仕事体験」において機構業務について説明を行った。また、現職の技術系職員が母校等の学生に対して採用パンフレットや仕事体験の案内チラシの配付、機構における技術系業務に関する説明を行った。 ○ 学生が就職先を選ぶ際の判断軸としている「社風が自分に合う」や「自分のやりたい仕事ができる」といった点を踏まえ、幅広く機構について知ることができるコンテンツ・情報量を盛り込んだ採用パンフレット及び採用サイトを作成した。福利厚生等の制度紹介ページを充実さ 		
---	--	---	--	--	--	--

<p>両立のための支援等を行うこと。</p>				<p>せたほか、職員が考える機構への想いの紹介や働く環境を知るための座談会ページといった社風を感じてもらうためのコンテンツ等を追加するとともに、採用サイトには職員から学生に対するメッセージを盛り込んだ動画を新たに追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構業務の専門化・高度化を踏まえ、住宅金融のプロフェッショナルとなり得る優れた理解力や判断力を備えた人材を確保するため、ダイレトリクルーティング（企業側が条件を指定・抽出し、直接スカウトする採用方法）を行った。また、職員数が少ない30代前後の採用強化を目的に、採用サイトの企業ページを更新し、写真やイラストを使用した若年層の目に留まりやすいデザインにて採用情報を掲載した。 ○ 人的資本の活用の観点から機構を退職した職員を対象とした「アルムナイネットワーク」を構築し、季報「住宅金融」及び統合報告書の送付等の情報発信を行った。 <p>（人材の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度人材育成実施計画に基づき、次の取組を実施し、職員の能力・資質の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階層別研修の実施 ・ IT・デジタル技術に関する研修の実施 ・ 国土交通大学校、政策研究大学院大学短期特別研修等の外部研修への職員派遣 ・ 全職員向けeラーニングの実施 ・ 住宅・建築技術レポート提出型研修の実施 ・ 金融経営塾への派遣 ○ DXの進展や人材確保・育成、ノウハウの継承といった人材戦略を推進するため、高度な専門性や市場での技術水準及び要求水準の進展に応じた能力向上が求められる業務分野（専門業務分野）のう 		
------------------------	--	--	--	---	--	--

				<p>ち、「IT」を「DX推進」に改称し、DX推進分野において、開発部門と業務部門でそれぞれ活躍する人材として「システム人材」及び「デジタル人材」を定義した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のデジタル関連知識・スキル向上支援のため、令和8年度に限って対象資格を受験し合格した者に対する報奨金を新設し、職員に向けて周知を実施した。 ○ 専門人材育成プログラム対象職員の専門性の向上やモチベーションの向上につなげるため、人事グループ職員との面談を行った。 ○ フラット35の推進に必要な知識・スキルを学び、実践を通じて成長するための施策として、東北支店、東海支店及び中国支店の営業グループにおいて、営業に関する職場トレーニーを実施した。 ○ フラット35及びデジタル戦略の推進並びに専門能力向上を通じた職員のキャリア形成支援のため社内公募を実施した。 ○ 社会人採用者同士の人脈形成を促進するとともに、将来のキャリア形成を支援することを目的とした社会人採用者(在京)交流会を実施した。 		
	<p>② 健康経営、女性活躍及び働き方改革の推進のため、職員の心身の健康の維持・増進、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人一人が働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介</p>	<p>② 健康経営、女性活躍及び働き方改革の推進のため、職員の心身の健康の維持・増進、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人一人が働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介</p>		<p>(育児・介護等との両立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護と仕事の両立支援制度の周知を行うとともに、男性の育児休業・育児参加休暇等の取得促進を本人及び上司に働きかけることにより、育児・介護と仕事の両立支援を行った。 ○ 育児や介護を行う職員を対象とした特例時差勤務制度を拡充した。 ○ 育児短時間勤務及び介護短時間勤務について、勤続1年未満の職員も取得できるよう適用要件を緩和した。 ○ 育児休業を取得する職員の周囲の職員に対して手当を支給する制度を新設した。 ○ 全職員を対象とするダイバーシティ(多様性)や機構の両立支援制度について 		

	<p>護等との両立のための支援等を行う。</p>	<p>護等との両立のための支援等を行う。</p>	<p>理解を深めることを目的とした「働きやすい職場づくりに関する研修」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度の育児休業実績は次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員育児休業取得率（目標50%以上）：90%（10名中9名取得（令和8年3月末時点）） ・ 女性職員育児休業取得率（目標100%）：100%（4名中4名取得（令和8年3月末時点）） ・ 男性の育児参加のための休暇等5日以上取得率（目標：90%以上）：100%（10名中10名取得（令和8年3月末時点）） <p>（女性活躍推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人材が活躍できる組織を目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した行動計画（計画期間：令和6年4月2日～令和8年4月1日）における令和8年4月1日時点での実績は次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職に占める女性職員の割合（目標9%超）：10.4% ・ 主任調査役及び調査役に占める女性職員の割合（目標33%以上）：39.0% ○ 令和7年度において、採用者に占める女性の割合は50.0%であった。 ○ 女性活躍推進のための取組として、次のとおり取り組んだ。 <ol style="list-style-type: none"> ① 管理職登用が期待される女性職員の能力向上を目的として、（公財）21世紀職業財団が主催する「女性のためのエンパワーメント21世紀塾」に職員2名を派遣した。 ② 女性管理職がより広い視野で活躍するためのスキルの習得を目的とし、（公財）21世紀職業財団が主催する「女性管理職研修」に職員2名を派遣した。 		
--	--------------------------	--------------------------	---	--	--

				<p>③ 30歳前後の女性職員を対象に、仕事とライフイベントを両立しながら自律的なキャリアビジョンを考える「女性職員向けキャリア研修」を実施した。</p> <p>○ こども家庭庁ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度の利用を継続することにより、育児中の職員が働きやすい環境整備を図った。</p> <p>○ eラーニング「働く女性と家族のための妊娠・出産・育児で役立つお金の知識」について、受講を推奨した。</p> <p>○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の改正（令和7年6月11日公布）及び同法に基づく省令・指針の改正を踏まえ、多様な人材が働きがいをもって活躍できる組織を目指し、「人材活躍行動計画（計画期間：令和8年4月2日～令和13年4月1日）」を策定した。</p> <p>（役職員一人ひとりが働きやすい職場環境づくり）</p> <p>○ 豊富な知識、経験を持つシニア層の活躍を最大限促す観点から、人事・給与制度を変更し、令和5年度から令和13年度にかけて定年年齢を段階的に65歳まで延長している。</p> <p>○ 専任職、エリア専任職及びシニアアシエイト職の勤勉手当の加算金額の引上げ及び支給方法を見直した。</p> <p>○ 令和8年4月以降に人事異動や新規採用に伴い転居が発生する職員に対して金銭的負担を軽減する制度を新設した。</p> <p>○ 夏季休暇の取得期間の拡大（6月から10月まで）を実施した。</p> <p>○ 職員がキャリアプランの見通しを立てやすくするための転勤に関するガイドラインを作成した。</p> <p>○ テレワーク及び時差勤務を引き続き推進するとともに、勤務地に配慮する取組として、転勤配慮措置及び出産配慮措置を設けている。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>※ 転勤配慮措置とは、職員本人又はその家族等の事情により、特定の勤務地でなければ勤務を継続することが難しい場合に、一定期間当該勤務地で勤務することができる措置</p> <p>※ 出産配慮措置とは、職員又は職員の配偶者が出産をする場合に、一定期間勤務地の変更が行われない措置</p> <p>○ 経済産業省が創設し日本健康会議が認定する「健康経営優良法人制度」における、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定された。認定の取得について、機構ホームページ上に掲載し広く周知を行ったほか、認定取得に係る調査の結果については今後の施策検討の参考として活用している。</p> <p>※ 健康経営優良法人制度とは、従業員等の健康管理を経営上重視し、特に戦略的に優良な取組を実践している法人を顕彰する制度</p> <p>○ 女性特有の健康課題へのサポートとして、健康保険組合と連携し女性の健康・育児相談窓口の利用を開始した。</p> <p>○ 女性の健康に関する職場での理解促進及びリテラシー向上に資する取組として、「女性の健康に関するセミナー」を実施した。</p> <p>○ 一般定期健康診断受診者について、胃がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診を自己負担なしで受診可能とする取組を実施した。</p> <p>○ 健康意識の向上、運動習慣の定着による心身の健康維持及びイベントを通じたコミュニケーション活性化を図ることを目的に、健康管理アプリを利用した職員参加のウォーキングイベントを実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- ・ 特になし

【別表 1 ~ 3】

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【法人単位】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	法人単位								調整	調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整		
収 入										
国庫補助金	125,109	125,109	-	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	148,600	-	-	148,600	-	148,600	-	-	-	-
民間借入金	110,316	75,000	-	35,316	35,316	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構債券	6,169,488	5,652,843	-	516,645	-	516,645	-	-	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	21,855	-	-	21,855	21,855	-	-	-	-	-
買取債権回収金	4,655,191	4,655,191	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	1,682,699	-	-	1,682,699	53,471	475,491	1,153,737	-	-	-
業務収入	1,524,541	1,052,815	27,646	726,178	4,227	505,912	250,092	△ 34,053	△ 282,098	
その他収入	458,460	513,174	57,168	272,557	220	138,811	136,776	△ 3,250	△ 384,439	
計	14,896,258	12,074,132	84,814	3,403,850	115,089	1,785,459	1,540,605	△ 37,303	△ 666,537	
支 出										
業務経費	445,820	163,900	15,747	405,458	1,254	406,632	31,603	△ 34,030	△ 139,285	
証券化支援業務関係経費	163,893	163,900	-	-	-	-	-	-	△ 7	
住宅融資保険等業務関係経費	15,747	-	15,747	-	-	-	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,254	-	-	1,254	1,254	-	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	233,324	-	-	372,602	-	406,632	-	△ 34,030	△ 139,278	
既往債権管理業務関係経費	31,603	-	-	31,603	-	-	31,603	-	-	
買取債権	5,546,241	5,546,241	-	-	-	-	-	-	-	
貸付金	668,458	-	-	668,458	3,071	665,387	-	-	-	
借入金等償還	6,951,069	4,691,424	-	2,259,645	104,134	536,115	1,619,396	-	-	
支払利息	712,343	668,879	-	62,438	2,097	43,483	16,857	-	△ 18,974	
一般管理費	16,852	9,930	975	7,741	211	4,081	3,449	-	△ 1,795	
人件費	47,643	28,066	2,182	17,395	480	9,127	7,788	-	-	
その他支出	804,490	964,441	65,889	280,645	3,842	119,961	160,114	△ 3,273	△ 506,484	
計	15,192,915	12,072,881	84,793	3,701,779	115,089	1,784,787	1,839,206	△ 37,303	△ 666,537	

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位							
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	
	37,276	21,964	1,706	13,606	375	7,142	6,089	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	事業							調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既債債権管理業務	調整	調整	
収益の部	1,699,044	1,217,190	42,962	751,492	4,336	522,865	266,060	△ 41,769	△ 312,599	
経常収益	1,699,044	1,217,190	42,962	751,492	4,336	522,865	266,060	△ 41,769	△ 312,599	
資金運用収益	1,423,391	1,069,241	9,927	363,761	4,239	112,713	246,944	△ 136	△ 19,538	
保険引受収益	116,880	337	32,948	363,624	-	397,093	-	△ 33,469	△ 280,029	
役員取引等収益	1,783	726	-	1,057	-	1,057	-	-	-	
補助金等収益	155,298	144,504	-	10,794	0	10,791	3	-	-	
その他業務収益	139	139	-	-	-	-	-	-	-	
その他経常収益	1,554	2,243	87	12,256	97	1,211	19,113	△ 8,164	△ 13,033	
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
費用の部	1,351,957	1,131,564	20,136	512,857	4,467	484,914	65,246	△ 41,769	△ 312,599	
経常費用	1,351,957	1,131,564	20,136	512,857	4,467	484,914	65,246	△ 41,769	△ 312,599	
資金調達費用	723,731	674,439	-	68,266	2,134	50,139	15,993	-	△ 18,974	
保険引受費用	229,254	16,432	10,837	341,559	-	375,142	-	△ 33,583	△ 139,574	
役員取引等費用	101,534	77,612	124	23,798	476	6,799	16,524	-	-	
その他業務費用	27,969	25,562	-	2,408	94	2,308	6	-	-	
営業経費	183,264	99,241	9,175	76,619	1,733	42,460	32,426	-	△ 1,771	
その他経常費用	86,205	238,278	-	207	30	8,066	297	△ 8,186	△ 152,280	
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純利益又は純損失(△)	347,087	85,626	22,826	238,634	△ 131	37,951	200,813	-	-	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	146,588	142,426	1,741	2,421	154	2,267	-	-	-	
総利益	493,675	228,052	24,568	241,056	24	40,218	200,813	-	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	調整							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
業務活動によるキャッシュ・フロー	594,259	△ 685,596	18,448	1,261,407	50,676	△ 119,178	1,329,908	-	-
業務活動による支出	△ 7,428,042	△ 6,535,615	△ 18,904	△ 1,174,595	△ 7,042	△ 1,127,010	△ 74,597	34,053	301,072
買取債権の取得による支出	△ 5,546,241	△ 5,546,241	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 668,458	-	-	△ 668,458	△ 3,071	△ 665,387	-	-	-
人件費支出	△ 47,643	△ 28,066	△ 2,182	△ 17,395	△ 480	△ 9,127	△ 7,788	-	-
その他業務支出	△ 438,457	△ 292,428	△ 16,722	△ 411,405	△ 1,394	△ 409,013	△ 35,052	34,053	282,098
その他支出	△ 727,243	△ 668,879	-	△ 77,338	△ 2,097	△ 43,483	△ 31,757	-	18,974
業務活動による収入	8,022,300	5,850,019	37,351	2,436,002	57,718	1,007,833	1,404,505	△ 34,053	△ 301,072
買取債権の回収による収入	4,655,191	4,655,191	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	1,682,699	-	-	1,682,699	53,471	475,491	1,153,737	-	-
買取債権利息収入	1,048,959	1,049,539	-	-	-	-	-	-	△ 580
貸付金利息収入	346,785	-	-	346,785	4,208	92,694	250,026	△ 143	-
その他業務収入	137,755	3,276	27,646	388,352	19	421,933	310	△ 33,910	△ 281,519
国庫補助金収入	125,109	125,109	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	25,802	16,904	9,705	18,166	20	17,714	432	-	△ 18,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 364,708	△ 350,718	△ 18,426	△ 19,699	△ 3,620	△ 6,972	△ 9,108	-	24,135
投資活動による支出	△ 788,407	△ 796,988	△ 65,889	△ 265,131	△ 3,820	△ 119,353	△ 145,208	3,250	339,600
投資活動による収入	423,699	446,270	47,463	245,431	200	112,381	136,100	△ 3,250	△ 315,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 526,207	1,037,564	-	△ 1,539,637	△ 47,057	126,822	△ 1,619,402	-	△ 24,135
財務活動による支出	△ 6,951,638	△ 4,717,858	-	△ 2,259,645	△ 104,134	△ 536,115	△ 1,619,396	-	25,865
民間長期借入金の返済による支出	△ 386,234	△ 44,850	-	△ 341,384	△ 43,534	-	△ 297,850	-	-
債券の償還による支出	△ 6,467,382	△ 4,646,574	-	△ 1,820,809	△ 60,600	△ 438,663	△ 1,321,546	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 97,453	-	-	△ 97,453	-	△ 97,453	-	-	-
リース債務の支払いによる支出	△ 569	△ 569	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	△ 25,865	-	-	-	-	-	-	25,865
財務活動による収入	6,425,431	5,755,422	-	720,008	57,077	662,937	△ 6	-	△ 50,000
民間長期借入金の借入れによる収入	110,316	75,000	-	35,316	35,316	-	-	-	-
債券の発行による収入	6,166,515	5,630,422	-	536,092	21,761	514,337	△ 6	-	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	148,600	-	-	148,600	-	148,600	-	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	50,000	-	-	-	-	-	-	△ 50,000
資金増加額又は減少額(△)	△ 296,657	1,251	22	△ 297,929	0	672	△ 298,601	-	-
資金期首残高	796,910	338,525	7,757	450,629	3,935	108,793	337,901	-	-
資金期末残高	500,253	339,775	7,778	152,700	3,935	109,465	39,299	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【証券化支援事業】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	125,109
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	75,000
住宅金融支援機構債券	5,652,843
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	4,655,191
貸付回収金	-
業務収入	1,052,815
その他収入	513,174
計	12,074,132
支 出	
業務経費	163,900
証券化支援業務関係経費	163,900
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	5,546,241
貸付金	-
借入金等償還	4,691,424
支払利息	668,879
一般管理費	9,930
人件費	28,066
その他支出	964,441
計	12,072,881

【人件費の見積り】

期間中総額21,964百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	1,217,190
経常収益	1,217,190
資金運用収益	1,069,241
保険引受収益	337
役務取引等収益	726
補助金等収益	144,504
その他業務収益	139
その他経常収益	2,243
特別利益	-
費用の部	1,131,564
経常費用	1,131,564
資金調達費用	674,439
保険引受費用	16,432
役務取引等費用	77,612
その他業務費用	25,562
営業経費	99,241
その他経常費用	238,278
特別損失	-
純利益	85,626
前中期目標期間繰越積立金取崩額	142,426
総利益	228,052

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 685,596
業務活動による支出	△ 6,535,615
買取債権の取得による支出	△ 5,546,241
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 28,066
その他業務支出	△ 292,428
その他支出	△ 668,879
業務活動による収入	5,850,019
買取債権の回収による収入	4,655,191
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,049,539
貸付金利息収入	-
その他業務収入	3,276
国庫補助金収入	125,109
その他収入	16,904
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 350,718
投資活動による支出	△ 796,988
投資活動による収入	446,270
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,037,564
財務活動による支出	△ 4,717,858
民間長期借入金の返済による支出	△ 44,850
債券の償還による支出	△ 4,646,574
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	△ 569
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 25,865
財務活動による収入	5,755,422
民間長期借入金の借入れによる収入	75,000
債券の発行による収入	5,630,422
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	50,000
資金増加額	1,251
資金期首残高	338,525
資金期末残高	339,775

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【住宅融資保険等事業】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	27,646
その他収入	57,168
計	84,814
支 出	
業務経費	15,747
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	15,747
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	975
人件費	2,182
その他支出	65,889
計	84,793

【人件費の見積り】

期間中総額1,706百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	42,962
経常収益	42,962
資金運用収益	9,927
保険引受収益	32,948
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	87
特別利益	-
費用の部	20,136
経常費用	20,136
資金調達費用	-
保険引受費用	10,837
役務取引等費用	124
その他業務費用	-
営業経費	9,175
その他経常費用	-
特別損失	-
純利益	22,826
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,741
総利益	24,568

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,448
業務活動による支出	△ 18,904
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 2,182
その他業務支出	△ 16,722
その他支出	-
業務活動による収入	37,351
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	27,646
国庫補助金収入	-
その他収入	9,705
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,426
投資活動による支出	△ 65,889
投資活動による収入	47,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動による支出	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	22
資金期首残高	7,757
資金期末残高	7,778

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【住宅資金融通等事業】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収 入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	148,600	-	148,600	-	-
民間借入金	35,316	35,316	-	-	-
住宅金融支援機構債券	516,645	-	516,645	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	21,855	21,855	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	1,682,699	53,471	475,491	1,153,737	-
業務収入	726,178	4,227	505,912	250,092	△ 34,053
その他収入	272,557	220	138,811	136,776	△ 3,250
計	3,403,850	115,089	1,785,459	1,540,605	△ 37,303
支 出					
業務経費	405,458	1,254	406,632	31,603	△ 34,030
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,254	1,254	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	372,602	-	406,632	-	△ 34,030
既往債権管理業務関係経費	31,603	-	-	31,603	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	668,458	3,071	665,387	-	-
借入金等償還	2,259,645	104,134	536,115	1,619,396	-
支払利息	62,438	2,097	43,483	16,857	-
一般管理費	7,741	211	4,081	3,449	-
人件費	17,395	480	9,127	7,788	-
その他支出	280,645	3,842	119,961	160,114	△ 3,273
計	3,701,779	115,089	1,784,787	1,839,206	△ 37,303

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金融通等事業			
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	13,606	375	7,142	6,089

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業					調整
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務		
収益の部	751,492	4,336	522,865	266,060	△ 41,769	
経常収益	751,492	4,336	522,865	266,060	△ 41,769	
資金運用収益	363,761	4,239	112,713	246,944	△ 136	
保険引受収益	363,624	-	397,093	-	△ 33,469	
役務取引等収益	1,057	-	1,057	-	-	
補助金等収益	10,794	0	10,791	3	-	
その他業務収益	-	-	-	-	-	
その他経常収益	12,256	97	1,211	19,113	△ 8,164	
特別利益	-	-	-	-	-	
費用の部	512,857	4,467	484,914	65,246	△ 41,769	
経常費用	512,857	4,467	484,914	65,246	△ 41,769	
資金調達費用	68,266	2,134	50,139	15,993	-	
保険引受費用	341,559	-	375,142	-	△ 33,583	
役務取引等費用	23,798	476	6,799	16,524	-	
その他業務費用	2,408	94	2,308	6	-	
営業経費	76,619	1,733	42,460	32,426	-	
その他経常費用	207	30	8,066	297	△ 8,186	
特別損失	-	-	-	-	-	
純利益又は純損失(△)	238,634	△ 131	37,951	200,813	-	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,421	154	2,267	-	-	
総利益	241,056	24	40,218	200,813	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,261,407	50,676	△ 119,178	1,329,908	-
業務活動による支出	△ 1,174,595	△ 7,042	△ 1,127,010	△ 74,597	34,053
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 668,458	△ 3,071	△ 665,387	-	-
人件費支出	△ 17,395	△ 480	△ 9,127	△ 7,788	-
その他業務支出	△ 411,405	△ 1,394	△ 409,013	△ 35,052	34,053
その他支出	△ 77,338	△ 2,097	△ 43,483	△ 31,757	-
業務活動による収入	2,436,002	57,718	1,007,833	1,404,505	△ 34,053
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	1,682,699	53,471	475,491	1,153,737	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	346,785	4,208	92,694	250,026	△ 143
その他業務収入	388,352	19	421,933	310	△ 33,910
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	18,166	20	17,714	432	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,699	△ 3,620	△ 6,972	△ 9,108	-
投資活動による支出	△ 265,131	△ 3,820	△ 119,353	△ 145,208	3,250
投資活動による収入	245,431	200	112,381	136,100	△ 3,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,539,637	△ 47,057	126,822	△ 1,619,402	-
財務活動による支出	△ 2,259,645	△ 104,134	△ 536,115	△ 1,619,396	-
民間長期借入金の返済による支出	△ 341,384	△ 43,534	-	△ 297,850	-
債券の償還による支出	△ 1,820,809	△ 60,600	△ 438,663	△ 1,321,546	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 97,453	-	△ 97,453	-	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
財務活動による収入	720,008	57,077	662,937	△ 6	-
民間長期借入金の借入れによる収入	35,316	35,316	-	-	-
債券の発行による収入	536,092	21,761	514,337	△ 6	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	148,600	-	148,600	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
資金増加額又は減少額(△)	△ 297,929	0	672	△ 298,601	-
資金期首残高	450,629	3,935	108,793	337,901	-
資金期末残高	152,700	3,935	109,465	39,299	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	35,316
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	21,855
買取債権回収金	-
貸付回収金	53,471
業務収入	4,227
その他収入	220
計	115,089
支 出	
業務経費	1,254
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,254
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	3,071
借入金等償還	104,134
支払利息	2,097
一般管理費	211
人件費	480
その他支出	3,842
計	115,089

【人件費の見積り】

期間中総額375百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	4,336
経常収益	4,336
資金運用収益	4,239
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	0
その他業務収益	-
その他経常収益	97
特別利益	-
費用の部	4,467
経常費用	4,467
資金調達費用	2,134
保険引受費用	-
役務取引等費用	476
その他業務費用	94
営業経費	1,733
その他経常費用	30
特別損失	-
純損失	△ 131
前中期目標期間繰越積立金取崩額	154
総利益	24

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	50,676
業務活動による支出	△ 7,042
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 3,071
人件費支出	△ 480
その他業務支出	△ 1,394
その他支出	△ 2,097
業務活動による収入	57,718
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	53,471
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	4,208
その他業務収入	19
国庫補助金収入	-
その他収入	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,620
投資活動による支出	△ 3,820
投資活動による収入	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,057
財務活動による支出	△ 104,134
民間長期借入金の返済による支出	△ 43,534
債券の償還による支出	△ 60,600
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	57,077
民間長期借入金の借入れによる収入	35,316
債券の発行による収入	21,761
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	0
資金期首残高	3,935
資金期末残高	3,935

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【住宅資金貸付等業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	148,600
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	516,645
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	475,491
業務収入	505,912
その他収入	138,811
計	1,785,459
支 出	
業務経費	406,632
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	406,632
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	665,387
借入金等償還	536,115
支払利息	43,483
一般管理費	4,081
人件費	9,127
その他支出	119,961
計	1,784,787

【人件費の見積り】

期間中総額7,142百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	522,865
経常収益	522,865
資金運用収益	112,713
保険引受収益	397,093
役務取引等収益	1,057
補助金等収益	10,791
その他業務収益	-
その他経常収益	1,211
特別利益	-
費用の部	484,914
経常費用	484,914
資金調達費用	50,139
保険引受費用	375,142
役務取引等費用	6,799
その他業務費用	2,308
営業経費	42,460
その他経常費用	8,066
特別損失	-
純利益	37,951
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,267
総利益	40,218

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 119,178
業務活動による支出	△ 1,127,010
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 665,387
人件費支出	△ 9,127
その他業務支出	△ 409,013
その他支出	△ 43,483
業務活動による収入	1,007,833
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	475,491
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	92,694
その他業務収入	421,933
国庫補助金収入	-
その他収入	17,714
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,972
投資活動による支出	△ 119,353
投資活動による収入	112,381
財務活動によるキャッシュ・フロー	126,822
財務活動による支出	△ 536,115
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	△ 438,663
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 97,453
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	662,937
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	514,337
財政融資資金借入金の借入れによる収入	148,600
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	672
資金期首残高	108,793
資金期末残高	109,465

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和7年度～令和10年度）【既往債権管理業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	1,153,737
業務収入	250,092
その他収入	136,776
計	1,540,605
支 出	
業務経費	31,603
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	31,603
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	1,619,396
支払利息	16,857
一般管理費	3,449
人件費	7,788
その他支出	160,114
計	1,839,206

【人件費の見積り】

期間中総額6,089百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	266,060
経常収益	266,060
資金運用収益	246,944
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	3
その他業務収益	-
その他経常収益	19,113
特別利益	-
費用の部	65,246
経常費用	65,246
資金調達費用	15,993
保険引受費用	-
役務取引等費用	16,524
その他業務費用	6
営業経費	32,426
その他経常費用	297
特別損失	-
純利益	200,813
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	200,813

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,329,908
業務活動による支出	△ 74,597
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 7,788
その他業務支出	△ 35,052
その他支出	△ 31,757
業務活動による収入	1,404,505
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	1,153,737
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	250,026
その他業務収入	310
国庫補助金収入	-
その他収入	432
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,108
投資活動による支出	△ 145,208
投資活動による収入	136,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,619,402
財務活動による支出	△ 1,619,396
民間長期借入金の返済による支出	△ 297,850
債券の償還による支出	△ 1,321,546
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	△ 6
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	△ 6
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金減少額	△ 298,601
資金期首残高	337,901
資金期末残高	39,299

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表1 令和7年度予算

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	24,824	24,937	113	
政府出資金	-	1,452	1,452	
財政融資資金借入金	37,600	2,540	△ 35,060	
民間借入金	46,875	10,883	△ 35,992	
住宅金融支援機構債券	1,386,600	753,111	△ 633,490	
住宅金融支援機構財形住宅債券	15,627	11,362	△ 4,265	
買取債権回収金	894,585	1,128,903	234,318	
貸付回収金	487,439	498,260	10,821	
業務収入	395,670	393,215	△ 2,455	
その他収入	171,323	1,820,417	1,649,094	
計	3,460,544	4,645,079	1,184,536	
支 出				
業務経費	121,418	130,694	9,277	
証券化支援業務関係経費	47,780	38,558	△ 9,222	
住宅融資保険等業務関係経費	4,860	4,798	△ 62	
財形住宅資金貸付業務関係経費	364	334	△ 30	
住宅資金貸付等業務関係経費	59,320	78,058	18,738	
既往債権管理業務関係経費	9,094	8,947	△ 147	
買取債権	1,285,546	973,990	△ 311,556	
貸付金	187,056	184,418	△ 2,638	
借入金等償還	1,607,407	1,793,808	186,401	
支払利息	153,942	135,860	△ 18,083	
一般管理費	4,100	3,309	△ 791	
人件費	11,578	11,517	△ 60	
その他支出	87,479	1,516,298	1,428,819	
計	3,458,526	4,749,894	1,291,368	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表1 令和7年度予算

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	24,824	24,937	113	①
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	35,000	-	△ 35,000	②
住宅金融支援機構債券	1,237,886	645,700	△ 592,186	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	894,585	1,128,903	234,318	④
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	245,595	238,014	△ 7,581	⑤
その他収入	356,959	1,112,510	755,551	⑥
計	2,794,849	3,150,064	355,215	
支 出				
業務経費	47,787	38,560	△ 9,227	⑦
証券化支援業務関係経費	47,787	38,560	△ 9,227	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	1,285,546	973,990	△ 311,556	⑧
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,199,694	1,380,861	181,167	⑨
支払利息	142,108	125,130	△ 16,978	⑩
一般管理費	2,348	1,906	△ 442	⑪
人件費	6,632	6,609	△ 23	⑫
その他支出	108,415	623,617	515,202	⑬
計	2,792,530	3,150,674	358,143	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 補助金受入の増
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 買取債権回収金の増
- ⑤ 買取債権利息の減等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑦ 役務費用の減等
- ⑧ 買取債権の取得の減
- ⑨ 債券の償還の増
- ⑩ 債券利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費の減
- ⑬ 定期預金の預入による支出の増等

別表1 令和7年度予算

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	1,452	1,452	①
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	6,986	6,926	△ 60	②
その他収入	21,842	32,019	10,178	③
計	28,828	40,397	11,569	
支 出				
業務経費	4,860	4,798	△ 62	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	4,860	4,798	△ 62	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	252	208	△ 44	⑤
人件費	562	529	△ 33	⑥
その他支出	23,156	41,071	17,915	⑦
計	28,831	46,606	17,776	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 出資金受入の増
- ② 保険料収入の減等
- ③ 定期預金の払出による収入の増等
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 管理諸費の減等
- ⑥ 人件費の減
- ⑦ 定期預金の預入による支出の増等

別表1 令和7年度予算

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	37,600	2,540	△ 35,060	①
民間借入金	11,875	10,883	△ 992	②
住宅金融支援機構債券	148,714	107,411	△ 41,304	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	15,627	11,362	△ 4,265	④
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	487,439	498,260	10,821	⑤
業務収入	209,258	206,272	△ 2,985	⑥
その他収入	37,365	866,817	829,452	⑦
計	947,878	1,703,545	755,667	
支 出				
業務経費	101,860	113,495	11,635	⑧
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	364	334	△ 30	
住宅資金貸付等業務関係経費	92,402	104,214	11,812	
既往債権管理業務関係経費	9,094	8,947	△ 147	
買取債権	-	-	-	
貸付金	187,056	184,418	△ 2,638	⑨
借入金等償還	407,713	412,946	5,234	⑩
支払利息	16,512	15,498	△ 1,015	⑪
一般管理費	1,939	1,664	△ 275	⑫
人件費	4,384	4,380	△ 4	
その他支出	228,714	1,069,141	840,427	⑬
計	948,177	1,801,541	853,364	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 債券発行額の減
- ⑤ 貸付回収金の増
- ⑥ 団信保険金収入の減等
- ⑦ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑧ 団信保険料支出の増等
- ⑨ 貸付金の減
- ⑩ 債券の償還の増等
- ⑪ 借入金利息の減等
- ⑫ 管理諸費の減等
- ⑬ 定期預金の預入による支出の増等

別表1 令和7年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	11,875	10,883	△ 992	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	15,627	11,362	△ 4,265	②
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	15,708	16,784	1,076	③
業務収入	1,110	1,022	△ 88	④
その他収入	-	11,058	11,058	⑤
計	44,320	51,110	6,789	
支 出				
業務経費	364	334	△ 30	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	364	334	△ 30	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	731	5	△ 726	⑦
借入金等償還	42,241	42,230	△ 11	⑧
支払利息	491	378	△ 113	⑨
一般管理費	56	47	△ 9	⑩
人件費	124	122	△ 1	
その他支出	301	11,048	10,747	⑪
計	44,307	54,164	9,857	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 貸付金利息の減等
- ⑤ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 借入金の償還の減
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 定期預金の預入による支出の増等

別表 1 令和 7 年度予算

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	37,600	2,540	△ 35,060	①
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	148,714	107,411	△ 41,304	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	102,175	105,314	3,139	③
業務収入	139,086	136,512	△ 2,574	④
その他収入	37,287	254,184	216,896	⑤
計	464,862	605,960	141,098	
支 出				
業務経費	103,366	119,381	16,015	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	103,366	119,381	16,015	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	186,326	184,413	△ 1,912	⑦
借入金等償還	86,758	87,404	646	⑧
支払利息	9,832	8,943	△ 889	⑨
一般管理費	1,011	878	△ 133	⑩
人件費	2,235	2,253	18	⑪
その他支出	75,292	301,058	225,767	⑫
計	464,819	704,330	239,511	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 貸付金利息の減等
- ⑤ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑥ 団信保険料支出の増等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 債券の償還の増等
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費の増
- ⑫ 定期預金の預入による支出の増等

別表1 令和7年度予算

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	369,556	376,161	6,605	①
業務収入	80,028	83,905	3,877	②
その他収入	78	661,590	661,512	③
計	449,662	1,121,656	671,994	
支 出				
業務経費	9,094	8,947	△ 147	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	9,094	8,947	△ 147	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	278,713	283,312	4,599	⑤
支払利息	6,189	6,178	△ 12	⑥
一般管理費	872	739	△ 133	⑦
人件費	2,025	2,004	△ 21	⑧
その他支出	153,123	817,047	663,924	⑨
計	450,018	1,118,228	668,210	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付回収金の増
- ② 償却債権取立益の増等
- ③ 定期預金の払出による収入の増等
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 債券の償還の増
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 管理諸費の減等
- ⑧ 人件費の減
- ⑨ 定期預金の預入による支出の増等

別表 2 令和 7 年度収支計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	422,244	444,637	22,394	
経常収益	422,244	443,252	21,008	
資金運用収益	352,292	345,138	△ 7,154	
保険引受収益	34,160	55,407	21,247	
役務取引等収益	486	428	△ 58	
補助金等収益	34,963	37,242	2,278	
その他業務収益	35	38	3	
その他経常収益	308	5,000	4,692	
特別利益	-	1,385	1,385	
費用の部	325,463	320,906	△ 4,557	
経常費用	325,463	320,906	△ 4,557	
資金調達費用	156,139	136,802	△ 19,337	
保険引受費用	57,677	96,381	38,705	
役務取引等費用	31,998	29,887	△ 2,111	
その他業務費用	6,364	3,230	△ 3,134	
営業経費	47,214	38,142	△ 9,072	
その他経常費用	26,072	16,462	△ 9,609	
特別損失	-	-	-	
純利益	96,780	123,731	26,951	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	23,509	19,396	△ 4,113	
総利益	120,289	143,127	22,838	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表2 令和7年度収支計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	281,560	278,414	△ 3,146	
経常収益	281,560	277,028	△ 4,531	
資金運用収益	248,720	241,567	△ 7,153	
保険引受収益	98	101	3	
役務取引等収益	171	164	△ 7	
補助金等収益	31,797	34,263	2,466	
その他業務収益	35	38	3	
その他経常収益	738	896	158	①
特別利益	-	1,385	1,385	②
費用の部	266,821	244,878	△ 21,943	
経常費用	266,821	244,878	△ 21,943	
資金調達費用	143,276	125,286	△ 17,990	③
保険引受費用	3,397	23,851	20,453	④
役務取引等費用	25,173	23,364	△ 1,809	
その他業務費用	5,665	2,745	△ 2,920	⑤
営業経費	26,424	20,256	△ 6,168	⑥
その他経常費用	62,886	49,377	△ 13,509	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益	14,739	33,536	18,797	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22,282	18,019	△ 4,262	
総利益	37,021	51,555	14,535	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 償却債権取立益の増等
- ② 有形固定資産処分益の増
- ③ 債券利息の減等
- ④ 責任準備金繰入額の増等
- ⑤ 債券発行費償却の減等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 令和7年度収支計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	11,107	11,675	568	
經常収益	11,107	11,675	568	
資金運用収益	2,152	2,387	235	①
保険引受収益	8,937	9,238	301	
役務取引等収益	-	-	-	
補助金等収益	-	-	-	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	18	50	32	②
特別利益	-	-	-	
費用の部	5,641	5,093	△ 548	
經常費用	5,641	5,093	△ 548	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	3,123	3,180	57	
役務取引等費用	33	80	47	③
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	2,485	1,795	△ 690	④
その他經常費用	-	38	38	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	5,465	6,582	1,117	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	353	177	△ 176	
総利益	5,819	6,759	940	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 有価証券利配当金の増等
- ② 勘定間異動に伴う退職給付引当金戻入額の増等
- ③ 金融機関手数料の増等
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 出資金運用益調整金の増等

別表 2 令和 7 年度収支計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	204,880	221,633	16,753	
経常収益	204,880	221,633	16,753	
資金運用収益	106,232	105,997	△ 235	
保険引受収益	90,758	106,000	15,242	①
役務取引等収益	315	264	△ 51	②
補助金等収益	3,166	2,979	△ 187	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	4,408	6,393	1,985	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	128,303	138,020	9,717	
経常費用	128,303	138,020	9,717	
資金調達費用	17,541	16,284	△ 1,257	
保険引受費用	84,281	97,960	13,678	④
役務取引等費用	6,792	6,443	△ 349	
その他業務費用	699	485	△ 213	⑤
営業経費	18,782	16,613	△ 2,169	⑥
その他経常費用	207	234	27	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益	76,576	83,613	7,037	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	874	1,200	326	
総利益	77,450	84,813	7,363	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信配当金の増等
- ② 勤退受託手数料の減等
- ③ 償却債権取立益の増等
- ④ 団信支払保険料の増等
- ⑤ 債券発行費償却の減
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 勘定間異動に伴う退職給付引当金繰入額の増等

別表2 令和7年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	1,147	1,055	△ 92	
經常収益	1,147	1,055	△ 92	
資金運用収益	1,114	1,044	△ 70	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	0	-	△ 0	②
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	33	11	△ 22	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	1,129	980	△ 149	
經常費用	1,129	980	△ 149	
資金調達費用	506	396	△ 110	④
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	137	134	△ 4	
その他業務費用	32	31	△ 0	
営業経費	449	417	△ 32	
その他經常費用	5	2	△ 3	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益又は純損失（△）	18	75	57	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	59	74	15	
総利益又は総損失（△）	77	149	72	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 支払団信特約料の減等

別表2 令和7年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	131,098	164,301	33,203	
經常収益	131,098	164,301	33,203	
資金運用収益	25,853	24,651	△ 1,201	
保険引受収益	101,522	120,992	19,470	①
役務取引等収益	315	264	△ 51	②
補助金等収益	3,166	2,979	△ 187	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	243	15,416	15,173	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	120,424	133,372	12,948	
經常費用	120,424	133,372	12,948	
資金調達費用	10,887	9,752	△ 1,135	④
保険引受費用	95,086	113,168	18,081	⑤
役務取引等費用	1,704	1,304	△ 400	⑥
その他業務費用	664	451	△ 214	⑦
営業経費	10,243	8,690	△ 1,553	⑧
その他經常費用	1,840	7	△ 1,833	⑨
特別損失	-	-	-	
純利益	10,674	30,929	20,255	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	815	1,126	311	
総利益	11,489	32,055	20,566	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信配当金の増等
- ② 勤退受託手数料の減等
- ③ 雑益の増等
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 団信支払保険料の増等
- ⑥ 金融機関手数料の減等
- ⑦ 債券発行費償却の減
- ⑧ 業務諸費の減等
- ⑨ 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 令和7年度収支計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	85,374	85,514	140	
經常収益	85,374	85,514	140	
資金運用収益	79,309	80,464	1,155	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	0	0	△ 0	②
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	6,065	5,050	△ 1,015	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	19,490	32,905	13,415	
經常費用	19,490	32,905	13,415	
資金調達費用	6,149	6,137	△ 12	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	4,951	5,005	54	
その他業務費用	3	3	0	
営業経費	8,090	7,506	△ 583	
その他經常費用	297	14,253	13,956	④
特別損失	-	-	-	
純利益	65,884	52,609	△ 13,275	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	65,884	52,609	△ 13,275	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 団信運営負担金の増等

別表3 令和7年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	38,205	604,181	565,976	
業務活動による支出	△ 1,773,148	△ 1,454,587	318,561	
買取債権の取得による支出	△ 1,285,546	△ 973,990	311,556	
貸付けによる支出	△ 187,056	△ 184,418	2,638	
人件費支出	△ 11,578	△ 11,517	60	
その他業務支出	△ 120,126	△ 131,875	△11,749	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2,127	△2,127	
その他支出	△ 168,842	△ 150,660	18,183	
業務活動による収入	1,811,354	2,058,769	247,415	
買取債権の回収による収入	894,585	1,128,903	234,318	
貸付金の回収による収入	487,439	498,260	10,821	
買取債権利息収入	244,639	236,997	△7,642	
貸付金利息収入	101,530	99,444	△2,086	
その他業務収入	52,054	60,329	8,276	
国庫補助金収入	24,824	24,937	113	
その他収入	6,282	9,898	3,615	
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,318	308,302	217,984	
投資活動による支出	△ 72,170	△ 1,498,661	△1,426,491	
投資活動による収入	162,488	1,806,963	1,644,475	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,506	△ 1,017,299	△890,793	
財務活動による支出	△ 1,607,549	△ 1,793,973	△186,424	
民間長期借入金の返済による支出	△ 125,091	△ 125,080	11	
債券の償還による支出	△ 1,459,320	△ 1,648,394	△189,074	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 22,996	△ 20,334	2,662	
リース債務の支払いによる支出	△ 142	△ 152	△10	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 13	△13	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	1,481,043	776,674	△704,369	
民間長期借入金の借入れによる収入	46,875	10,883	△35,992	
債券の発行による収入	1,396,568	761,799	△634,769	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	37,600	2,540	△35,060	
政府出資金収入	-	1,452	1,452	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額(△)	2,017	△ 104,815	△106,832	
資金期首残高	796,910	349,478	△447,432	
資金期末残高	798,927	244,663	△554,264	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 令和7年度資金計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 342,548	219,564	562,111	
業務活動による支出	△ 1,512,102	△ 1,178,205	333,897	
買取債権の取得による支出	△ 1,285,546	△ 973,990	311,556	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 6,632	△ 6,609	23	
その他業務支出	△ 77,817	△ 70,351	7,465	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2,125	△ 2,125	②
その他支出	△ 142,108	△ 125,130	16,978	③
業務活動による収入	1,169,555	1,397,769	228,214	
買取債権の回収による収入	894,585	1,128,903	234,318	④
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	244,784	237,043	△ 7,741	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	811	1,211	400	⑤
国庫補助金収入	24,824	24,937	113	
その他収入	4,551	5,674	1,124	⑥
投資活動によるキャッシュ・フロー	272,642	501,278	228,637	
投資活動による支出	△ 49,767	△ 563,402	△ 513,636	⑦
投資活動による収入	322,408	1,064,681	742,272	⑧
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,225	△ 721,451	△ 793,676	
財務活動による支出	△ 1,225,702	△ 1,406,879	△ 181,177	
民間長期借入金の返済による支出	△ 29,850	△ 29,850	-	
債券の償還による支出	△ 1,169,844	△ 1,351,011	△ 181,167	⑨
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	△ 142	△ 152	△ 10	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 25,865	△ 25,865	-	
財務活動による収入	1,297,926	685,428	△ 612,499	
民間長期借入金の借入れによる収入	35,000	-	△ 35,000	⑩
債券の発行による収入	1,232,926	643,513	△ 589,414	⑪
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	30,000	41,915	11,915	⑫
資金増加額又は減少額（△）	2,319	△ 609	△ 2,928	
資金期首残高	338,525	124,322	△ 214,203	
資金期末残高	340,844	123,713	△ 217,131	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 債権利息の減等
- ④ 買取債権回収金の増
- ⑤ その他収入の増等
- ⑥ 利息及び配当金収入の増
- ⑦ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑧ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑨ 債券の償還による支出の増
- ⑩ 借入金の減
- ⑪ 債券発行額の減等
- ⑫ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和7年度資金計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,391	3,801	410	
業務活動による支出	△ 5,674	△ 5,544	130	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 562	△ 529	33	
その他業務支出	△ 5,112	△ 5,015	97	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
業務活動による収入	9,065	9,345	280	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	6,986	6,926	△60	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	2,079	2,419	340	①
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,393	△ 11,452	△8,059	
投資活動による支出	△ 23,156	△ 41,052	△17,896	②
投資活動による収入	19,763	29,600	9,837	③
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	1,442	1,442	
財務活動による支出	-	△ 10	△10	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 10	△10	④
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	-	1,452	1,452	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	1,452	1,452	⑤
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 2	△ 6,209	△6,207	
資金期首残高	7,757	10,409	2,653	
資金期末残高	7,754	4,200	△3,554	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 利息及び配当金収入の増
- ② 定期預金の預入による支出の増等
- ③ 定期預金の払出による収入の増等
- ④ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑤ 出資金の受入の増

別表3 令和7年度資金計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	377,362	380,816	3,454	
業務活動による支出	△ 326,219	△ 347,215	△ 20,997	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 187,056	△ 184,418	2,638	
人件費支出	△ 4,384	△ 4,380	4	
その他業務支出	△ 103,366	△ 128,118	△24,752	①
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2	△2	②
その他支出	△ 31,412	△ 30,298	1,115	
業務活動による収入	703,580	728,032	24,451	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	487,439	498,260	10,821	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	101,530	99,444	△2,086	
その他業務収入	110,280	123,756	13,476	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	4,331	6,572	2,241	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 183,065	△ 197,574	△14,509	
投資活動による支出	△ 213,547	△ 1,040,892	△827,345	⑤
投資活動による収入	30,482	843,318	812,836	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 194,596	△ 281,239	△86,643	
財務活動による支出	△ 407,713	△ 412,949	△5,236	
民間長期借入金の返済による支出	△ 95,241	△ 95,230	11	
債券の償還による支出	△ 289,475	△ 297,382	△7,907	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 22,996	△ 20,334	2,662	⑦
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 2	△2	⑧
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	213,117	131,710	△81,407	
民間長期借入金の借入れによる収入	11,875	10,883	△992	
債券の発行による収入	163,642	118,287	△45,355	⑨
財政融資資金借入金の借入れによる収入	37,600	2,540	△35,060	⑩
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額(△)	△ 299	△ 97,997	△97,697	
資金期首残高	450,629	214,747	△235,882	
資金期末残高	450,329	116,750	△333,579	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信保険料支出の増等
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ その他収入の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑦ 借入金の償還の減
- ⑧ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑨ 債券発行額の減等
- ⑩ 借入金の減

別表3 令和7年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	15,083	17,006	1,924	
業務活動による支出	△ 1,736	△ 859	877	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 731	△ 5	726	①
人件費支出	△ 124	△ 122	1	
その他業務支出	△ 391	△ 354	37	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 491	△ 378	113	②
業務活動による収入	16,818	17,865	1,046	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	15,708	16,784	1,076	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	1,106	1,017	△88	
その他業務収入	5	34	30	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	28	28	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 299	△ 44	254	
投資活動による支出	△ 299	△ 11,044	△10,746	⑤
投資活動による収入	-	11,000	11,000	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,771	△ 20,017	△5,246	
財務活動による支出	△ 42,241	△ 42,230	11	
民間長期借入金の返済による支出	△ 14,541	△ 14,530	11	
債券の償還による支出	△ 27,700	△ 27,700	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	27,470	22,213	△5,257	
民間長期借入金の借入れによる収入	11,875	10,883	△992	
債券の発行による収入	15,595	11,330	△4,265	⑦
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	13	△ 3,055	△3,068	
資金期首残高	3,935	4,613	679	
資金期末残高	3,948	1,558	△2,389	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 借入金利息の減等
- ③ その他収入の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増
- ⑦ 債券発行額の減等

別表3 令和7年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,303	△ 52,161	2,142	
業務活動による支出	△ 302,370	△ 315,853	△ 13,483	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 186,326	△ 184,413	1,912	
人件費支出	△ 2,235	△ 2,253	△18	
その他業務支出	△ 103,977	△ 120,243	△16,266	①
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 9,832	△ 8,943	889	
業務活動による収入	248,067	263,692	15,625	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	102,175	105,314	3,139	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	20,468	18,241	△2,226	②
その他業務収入	121,093	134,837	13,744	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	4,331	5,299	968	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,545	△ 68,303	△23,758	
投資活動による支出	△ 75,027	△ 300,620	△225,594	⑤
投資活動による収入	30,482	232,318	201,836	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,891	22,094	△76,798	
財務活動による支出	△ 86,758	△ 87,406	△648	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	△ 63,762	△ 67,070	△3,308	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 22,996	△ 20,334	2,662	⑦
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 2	△2	⑧
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	185,650	109,500	△76,150	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	148,050	106,960	△41,090	⑨
財政融資資金借入金の借入れによる収入	37,600	2,540	△35,060	⑩
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	43	△ 98,370	△98,413	
資金期首残高	108,793	128,086	19,293	
資金期末残高	108,836	29,716	△79,121	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信保険料支出の増等
- ② 貸付金利息の減
- ③ その他収入の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑦ 借入金の償還の減
- ⑧ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑨ 債券発行額の減等
- ⑩ 借入金の減

別表3 令和7年度資金計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	416,582	415,971	△ 611	
業務活動による支出	△ 33,080	△ 45,685	△ 12,605	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 2,025	△ 2,004	21	
その他業務支出	△ 9,965	△ 22,701	△12,736	①
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2	△2	②
その他支出	△ 21,089	△ 20,978	112	
業務活動による収入	449,662	461,656	11,994	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	369,556	376,161	6,605	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	80,005	80,346	341	
その他業務収入	101	3,904	3,803	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	1,245	1,245	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 138,221	△ 129,227	8,995	
投資活動による支出	△ 138,221	△ 789,227	△651,005	⑤
投資活動による収入	-	660,000	660,000	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 278,716	△ 283,316	△4,599	
財務活動による支出	△ 278,713	△ 283,312	△4,599	
民間長期借入金の返済による支出	△ 80,700	△ 80,700	-	
債券の償還による支出	△ 198,013	△ 202,612	△4,599	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	△ 3	△ 3	△0	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	△ 3	△ 3	△0	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	△ 355	3,429	3,784	
資金期首残高	337,901	82,047	△255,853	
資金期末残高	337,545	85,476	△252,069	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① その他支出の増等
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 償却債権取立益の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等